

平成30年度版

郡山市の環境

（郡山市第二次環境基本計画 平成29年度年次報告書）

郡山市

まちのシンボル

●花・木・鳥



★市の花(ハナカツミ)

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた清楚な趣きをそなえた心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。



★市の木(ヤマザクラ)

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



★市の鳥(カッコウ)

鳴き声そのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。

●市章



郡山市の市章は、「山」の字の小篆（しょうてん）「𠩺」を図案化したものです。藩政時代から郡山代官支配下の「郡山」の標識として、長い間使用されてきたものです。

●シンボルマーク



シンボルマークは郡山の「郡」の文字を力強くデザインしたものです。中心の赤い円は輝く太陽を、楕円は郡山市の豊かな緑が映る猪苗代湖を、流れるような青いラインは安積疏水、緑のラインはそれによって育まれる自然を表しています。

また、シンボルマーク全体は、未来人の姿を表しており、人とまちが調和した理想的な都市のイメージを描いています。

は じ め に

本市は、猪苗代湖に代表される清らかな水と山々に囲まれ、広大な森林を有するなど、豊かな自然に恵まれており、先人から受け継いだこれら恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、発展してまいりました。このかけがえのない財産を、より良いものとして将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務であると考えております。

このことから、本市では平成 10 年 7 月に制定した「郡山市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 11 年に「郡山市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政などあらゆる主体が、自主的かつ積極的に協働して取り組んでまいりました。

その後、複雑・多様化する環境問題に適切に対応していくため、平成 22 年 3 月に「郡山市第二次環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

本書は、計画目標の最終年度である平成 29 年度までの取り組みと本市の環境の現状をまとめたものであります。

市民・事業者の皆様には、本書を通じて、環境に対する関心を高め、理解を深めていただくとともに、日常生活・事業活動において環境保全のための具体的な行動を展開していただくきっかけとなれば幸いです。

目 次

目 次

はじめに

郡山市の概要

(1) 位置・面積・地勢	1
(2) 気候・気象	2
(3) 人口・世帯数	2
(4) 土地利用	2
(5) 環境行政の動向	3

郡山市第二次環境基本計画の概要

(1) 郡山市第二次環境基本計画とは	7
(2) 計画の期間	7
(3) 計画の担い手と役割	8
(4) 計画の構成	9
(5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標	11
(6) 計画の進行管理体制図	13

環境指標・目標の実施達成状況	14
----------------	----

郡山市環境基本計画に基づく施策の実施状況

1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～	
(1) 地球温暖化対策	17
(2) 地球規模の環境問題への取り組み	27
2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～	
(1) 緑豊かな自然の保全	29
(2) 生物多様性の保全	33
(3) 環境保全型農業の推進	35
3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～	
(1) 水質の保全と浄化	38
(2) 猪苗代湖の保全	43
(3) 水資源の確保と水の有効利用	47
(4) 身近な水辺の保全と創造	49

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～	
（１）廃棄物対策	51
（２）公害と新たな生活環境問題への対応	60
（３）有害化学物質対策	68
（４）快適な生活空間の確保と創造	70

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～	
（１）環境教育・学習の場や機会の充実	78
（２）人材の育成と連携の促進	85
（３）環境情報の共有化	88

特集 郡山市の放射線対策

（１）郡山市の除染に関する取り組み	93
（２）郡山市の放射線量モニタリングと食の安全に関する取り組み	97
（３）郡山市の放射線からの健康管理に関する取り組み	97
（４）市内空間線量の推移	99

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（１）郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは	101
（２）計画期間と目標	101
（３）計画の対象とする温室効果ガス	101
（４）計画の対象範囲	101
郡山市における温室効果ガス排出量(平成 27 年度)	102

郡山市エネルギービジョン 再生可能エネルギー等導入状況

（１）郡山市エネルギービジョンとは	107
（２）ビジョンの推進期間と目標	107
（３）取り組みの方向性	107
郡山市内における再生可能エネルギー等導入量(平成 29 年度)	108

平成29年度郡山市の環境施策等に対する意見について	111
---------------------------	-----

資料	112
----	-----

用語の解説	117
-------	-----

本市は、福島県の中央に位置し、昭和 48（1973）年の東北自動車道、昭和 57（1982）年の東北新幹線の開通、平成 5（1993）年の福島空港の開港、そして平成 9（1997）年には、磐越自動車道が全線開通するなど、交通の要衝となっています。

A detailed map of the Shiga City area. The Shiga River (Shiga River) flows from the north towards the city. Lake Biwa is located to the west of the city. The map shows several towns including Nishio, Shiga, and Shiga. Major roads include National Route 49, National Route 294, and National Route 288. The Shiga River is shown in blue, and the city area is highlighted in yellow. The map also shows the Shiga River Bridge and the Shiga River Bridge. The map is labeled with various towns and roads, including Shiga, Nishio, Shiga, and Shiga.

地域	東経	140° 02′ 10″ ~140° 33′ 52″
	北緯	37° 15′ 58″ ~ 37° 37′ 34″
	東西	46.78 km
	南北	39.95 km
面積		757.20 km ²
標高		海拔 245m(市役所)

(2) 気候・気象

本市は、太平洋岸から約 95km、日本海岸から約 200km の内陸部にあり、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈があり、その中央に広がる平野部に市街地を形成しています。

年平均気温は 12℃前後で東北地方の中では比較的温暖な地域に含まれます。また、年間降水量は 1,000mm～1,500mm と全国平均より少なくなっています。

郡山市の気象概況

※気象庁データより

	気温(℃)			平均風速 (m/s)	年間日照時間 (hr)	年降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成 23 年	12.0	35.5	-7.5	3.2	1,824.3	1,033.0
平成 24 年	11.8	34.7	-12.5	3.2	1,837.9	1,078.0
平成 25 年	12.1	34.4	-10.9	3.3	1,890.8	1,231.5
平成 26 年	11.9	35.3	-8.5	3.2	1,912.5	1,190.5
平成 27 年	12.8	35.1	-6.0	3.2	1,854.6	1,018.5
平成 28 年	12.9	33.7	-6.6	3.1	1,814.4	1,055.5
平成 29 年	12.0	34.8	-7.7	3.1	1,825.9	1,056.0

(3) 人口・世帯数

郡山市における人口及び世帯数の推移

※平成 27 年 10 月 1 日現在

	人 口 (人)			世帯数	1 世帯当たり 人口(人)	備考
	総 数	男	女			
平成 7 年	326,833	162,007	164,826	110,964	2.9	国勢調査
平成 12 年	334,824	165,988	168,836	120,229	2.8	国勢調査
平成 17 年	338,834	167,071	171,763	126,382	2.7	国勢調査
平成 22 年	338,712	166,336	172,376	131,740	2.6	国勢調査
平成 27 年	335,444	167,096	168,348	138,310	2.4	国勢調査

(4) 土地利用

本市の土地利用の状況は、山林・原野等が面積の約 5 割を占めていますが、都市化の進展とともに年々減少傾向にあり、逆に宅地が増加しています。

郡山市の土地利用状況

※平成 29 年 1 月 1 日現在

	総面積	地 目 別 土 地 面 積 (単位:km ²)						
		宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
平成 28 年	757.20	58.68	105.50	52.10	316.23	47.16	14.50	163.03
構成比 (%)	100	7.7	14.0	6.9	41.8	6.2	1.9	21.5

郡山市の概要

(5) 環境行政の動向

年	郡山市	国・県・その他
明治 16 年		足尾銅山鉱毒事件(公害として初めて被害が発生)
昭和 21 年	ごみ収集開始	
30 年		イタイイタイ病発生
31 年		水俣病発生
32 年		『自然公園法』公布
33 年		『公共用水域の水質保全に関する法律』公布(廃) 『工場排水等の規制に関する法律』公布(廃)
36 年	し尿処理施設(第一衛生処理場)完成	四日市ぜんそく患者多発
37 年		『ばい煙の排出の規制等に関する法律』公布(廃)
39 年		第二水俣病(阿賀野川)発生
41 年	富久山ごみ焼却場完成 し尿処理施設(第二衛生処理場)完成	
42 年		『公害対策基本法』公布(廃)
43 年		『大気汚染防止法』公布 『騒音規制法』公布
45 年		『水質汚濁防止法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』公布
46 年	「郡山市公害防止条例」公布 郡山市公害対策審議会設置 (旧)富久山清掃工場完成	環境庁発足 『悪臭防止法』公布 『自然環境保全法』公布 「福島県産業公害等防止条例」公布(廃)
47 年		「国連人間環境会議」開催(ストックホルム)
48 年		『公害健康被害の補償等に関する法律』公布 『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』公布
51 年	厚生部に公害対策センター設置	『振動規制法』公布
52 年	市民部に公害対策センター移管	
59 年	河内清掃センター完成	『湖沼水質保全特別措置法』公布
63 年		オゾン層保護のためのウィーン条約締結 『特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律』公布
平成元年	保健衛生部に公害対策センター移管	
2 年	富久山衛生センター完成	『スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律』公布
3 年		『再生資源の利用の促進に関する法律』公布(後に「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改称)
4 年	無着色半透明ごみ袋による回収開始 郡山市廃棄物減量等推進審議会設置	「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催(リオ・デ・ジャネイロ) ・気候変動枠組条約、生物多様性保護条約、アジェンダ 21 を採択 『自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOX 法)』公布 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』

年	郡山市	国・県・その他
		公布
5 年		『環境基本法』公布
6 年	環境衛生部に環境保全課を設置 公害対策センターを環境保全課内に移管	「環境基本計画(国)」策定
7 年	「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び 環境美化に関する条例」公布 郡山市環境審議会設置	『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する 法律(容器包装リサイクル法)』公布 「アジェンダ 21 ふくしま」策定
8 年	新(現)富久山清掃センター完成 資源物の分別収集開始	「福島県環境基本条例」公布 「福島県生活環境の保全等に関する条例」公布
9 年	中核市へ移行 県から産業廃棄物処理業許可業務等が 移譲され、清掃課に産業廃棄物担当を設 置	『環境影響評価法』公布 「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」開催(京都) 京都議定書を採択 「福島県環境基本計画」公布
10 年	「環境にやさしい郡山市率先行動計画」策 定 「郡山市環境基本条例」公布 「郡山市ポイ捨て及び犬のふん放置防止 に関する条例」公布	『特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)』公布 『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布 「福島県環境影響評価条例」公布
11 年	「郡山市環境基本計画」策定	『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善 の促進に関する法律(PRTR 法)』公布 『ダイオキシン類対策特別措置法』公布 『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法 律』公布 「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」策定
12 年	富久山清掃センターにリサイクルプラザ設 置	『循環型社会形成推進基本法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』改正 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリー ン購入法)』公布 『資源の有効な利用の促進に関する法律』改正 『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサ イクル法)』公布 『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサ イクル法)』公布 「環境基本計画(国;第二次)」策定
13 年	環境衛生部に廃棄物対策課を設置 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動 計画」策定	環境省発足 『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定 地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOX・PM 法)』公布 『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特 別措置法(PCB 特別措置法)』公布 『特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等 に関する法律(フロン回収破壊法)』公布
14 年	「郡山市ごみ処理基本計画」策定 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動 計画」改訂	『土壌汚染対策法』公布 『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』公布 『自然再生推進法』公布 『使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイク

郡山市の概要

年	郡山市	国・県・その他
		ル法)』公布 「第2次福島県環境基本計画(うつくしま環境プラン 21)策定 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」公布
15 年		『環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』公布(後に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改称) 「循環型社会形成推進基本計画」策定 「エネルギー基本計画(国)」策定 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」公布
16 年	「郡山市環境基本計画」改定	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』公布 『環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律』公布
17 年		京都議定書発効
18 年	「第三次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	『石綿による健康被害の救済に関する法律(アスベスト新法)』制定 「環境基本計画(国:第三次)」策定 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定
19 年		「第三次生物多様性国家戦略」策定 『国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律』公布 「エネルギー基本計画(国)」第1回改定 「第2次福島県環境基本計画」改訂
20 年	組織改編により、部名称を環境衛生部から生活環境部へ改称し、併せて課名称を環境保全課から生活環境課へ改称	『エコツーリズム推進法』公布 『生物多様性基本法』公布 『農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律』公布 「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定
21 年		『海岸漂着物処理法』公布
22 年	「郡山市第二次環境基本計画」策定	「エネルギー基本計画(国)」第2回改定 「第3次福島県環境基本計画」策定
23 年	「郡山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定 「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生 『環境教育等による環境保全の取組に関する法律』公布 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定 「福島県循環型社会推進計画」策定
24 年		「環境基本計画(国:第四次)」策定
25 年		「第4次福島県環境基本計画」策定 「福島県環境教育等行動計画」策定
26 年		「エネルギー基本計画(国:第4次)」策定
27 年	「郡山市エネルギービジョン」策定 EVステーションを本庁舎敷地内に整備	福島県環境センターが環境創造センターへの統合に伴い、三春町に移転
28 年		「地球温暖化対策計画」策定

年	郡山市	国・県・その他
29 年	水素ステーションを本庁舎敷地内に整備、燃料電池自動車（FCV）の導入	「第 4 次福島県環境基本計画」改定
30 年	「郡山市第三次環境基本計画」策定 「第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	「環境基本計画（国：第五次）」策定 「エネルギー基本計画（国：第 5 次）」策定 『気候変動適応法』公布

郡山市第二次環境基本計画の概要

(1) 郡山市第二次環境基本計画とは

本計画は、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境づくりの最も基本となる計画です。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

さらに、市が実施する環境施策のみならず、市民・事業者の方々に期待する行動や取り組みについても記述しており、環境に関する理解を深めていただくとともに、互いに協力し合って、より良い郡山市の環境を築いていくためのものでもあります。

なお、本計画は「ローカルアジェンダ」※（地域における市民・事業者・行政の具体的な行動計画）の性格を併せ持つものです。

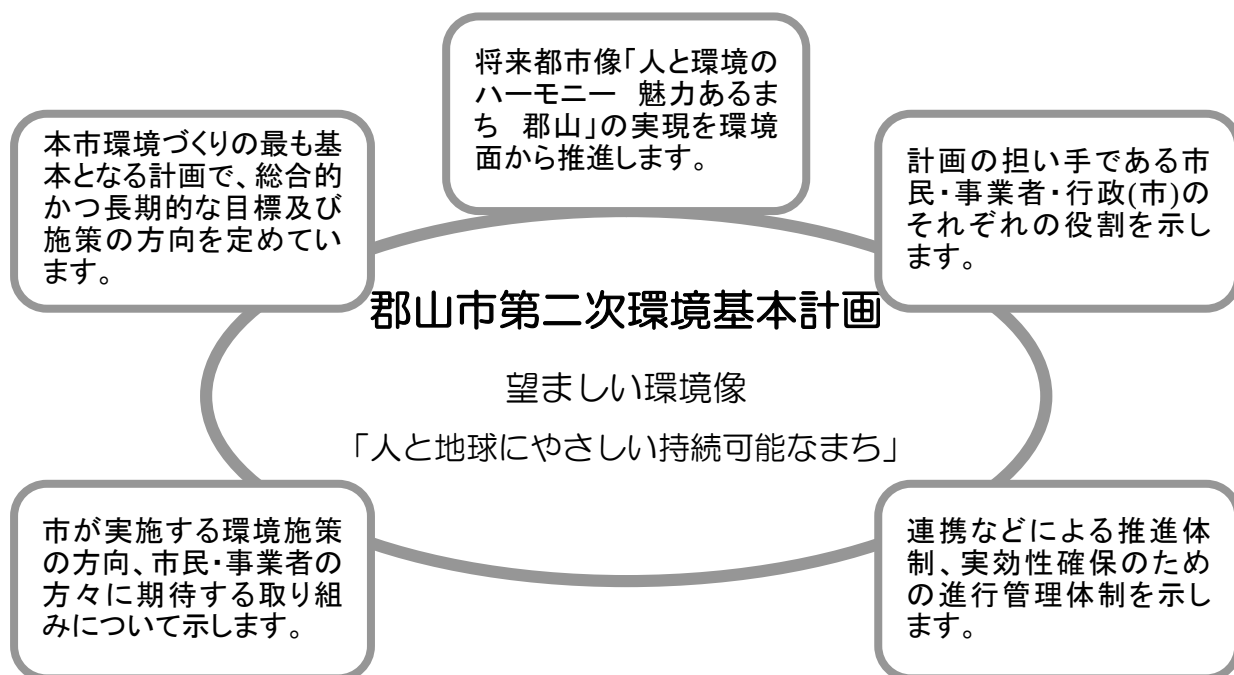
※ローカルアジェンダ：1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」で持続可能な開発の実現に向けた具体的な行動計画である「アジェンダ 21」が採択されました。この地方版の行動計画をローカルアジェンダといいます。

(2) 計画の期間

郡山市第二次環境基本計画は、平成 22 年度を初年度とし、「郡山市第五次総合計画」との整合を図り、平成 29 年度を目標としています。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

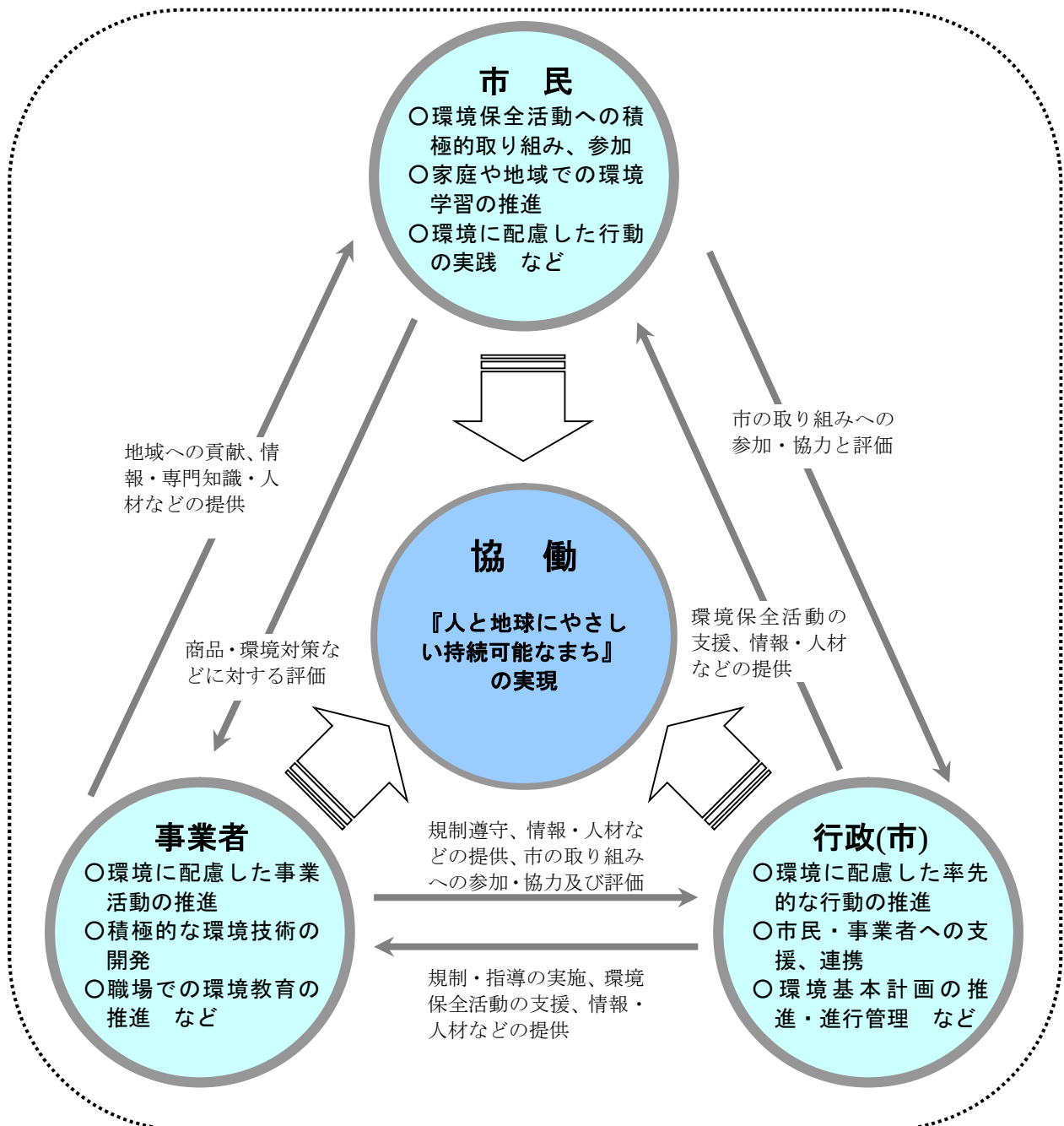
なお、具体的な環境指標・目標値を設定し、本計画の体系に沿った取り組みの成果が目に見える形で表現することにより、市民一人ひとりや個々の事業者が、主体的に行動した成果を実感できるものとなりました。

◇環境指標・目標は、体系ごとの主な取り組みについての成果を表すもので、施策の正確な達成状況を示すものではなく、環境保全施策の達成状況について共通認識を持てることを目的としています。



(3) 計画の担い手と役割

望ましい環境像『人と地球にやさしい持続可能なまち』を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの責務を認識し、自主的な取り組みを行うとともに、互いに連携し協働のもと環境の保全と創造に関する取り組みを進めて行くことが重要です。



市民・事業者・行政の協働イメージ

<望ましい
環境像>

「人と地球にやさしい持続可能なまち」

<基本理念>

「保全」と「創造」
による環境づくり

「循環」と「共生」
による環境づくり

「協働」による
環境づくり

<取り組みの体系>

○取り組みの柱

地球規模で考え、身近な
ところから実践する
～地球環境の保全～

自然と共に生きる
～豊かな自然環境の
保全と創造～

きれいな水を守る
～水環境の保全と創造～

すこやかで安らぎのある
暮らしを創る
～快適な生活環境の確保と創造～

学び、考え、行動する
～環境教育・学習の推進～

市民・事業者・行政の
協働による取り組み

○取り組みの項目

(市の取り組み・私たちにできること)

- 1 地球温暖化対策
- 2 地球規模の環境問題への取り組み

- 1 緑豊かな自然の保全
- 2 生物多様性の保全
- 3 環境保全型農業の推進

- 1 水質の保全と浄化
- 2 猪苗代湖の保全
- 3 水資源の確保と水の有効利用
- 4 身近な水辺の保全と創造

- 1 廃棄物対策
- 2 公害と新たな生活環境問題への対応
- 3 有害化学物質対策
- 4 快適な生活空間の確保と創造

- 1 環境教育・学習の場や機会の充実
- 2 人材の育成と連携の促進
- 3 環境情報の共有化

<計画推進のために>

○推進体制

- 1 行政における推進
- 2 各主体の連携による推進
- 3 広域的な連携による推進

実効性の確保

○進行管理

- 1 進行管理体制
- 2 年次報告書の作成

(5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標

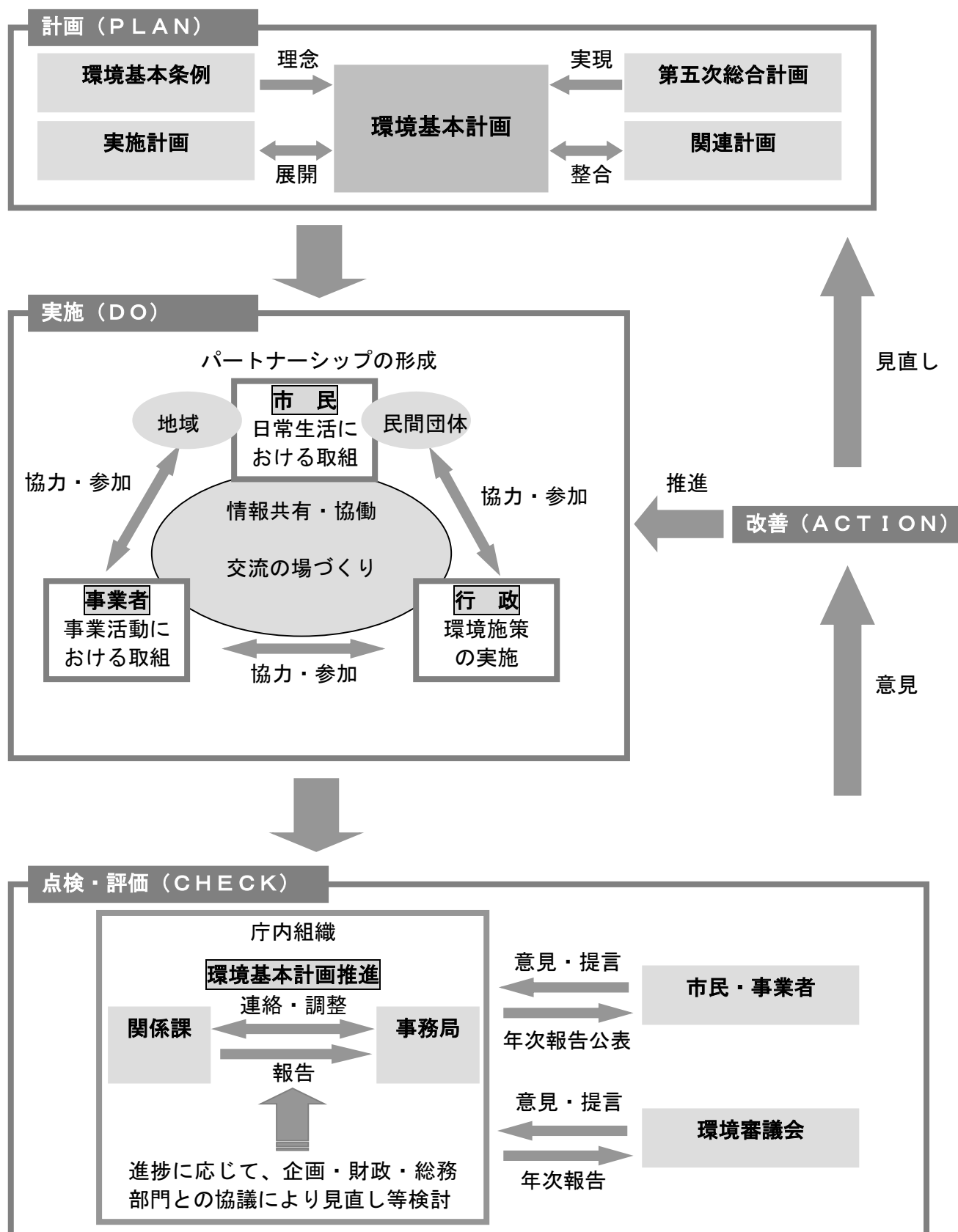
取り組みの柱	取り組みの項目
柱 1 「地球規模で考え、身近な ところから実践する」 ～地球環境の保全～	1 地球温暖化対策
	2 地球規模の環境問題への取り組み
柱 2 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～	1 緑豊かな自然の保全
	2 生物多様性の保全
	3 環境保全型農業の推進
柱 3 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～	1 水質の保全と浄化
	2 猪苗代湖の保全
	3 水資源の確保と水の有効利用
	4 身近な水辺の保全と創造
柱 4 「すこやかで安らぎのある くらしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～	1 廃棄物対策
	2 公害と新たな生活環境問題への対応
	3 有害化学物質対策
	4 快適な生活空間の確保と創造
柱 5 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～	1 環境教育・学習の場や機会の充実
	2 人材の育成と連携の促進
	3 環境情報の共有化

郡山市第二次環境基本計画の概要

市の取り組み	環境指標
(1) 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進 (2) 省エネルギーの推進 (3) 新エネルギーの利用促進 (4) その他の地球温暖化対策等 (5) 二酸化炭素吸収源の確保	(1) 環境家計簿参加者数 (2) 太陽光発電システム設置出力累計 (3) 公用車のハイブリッド自動車導入率
(1) オゾン層保護対策の推進 (2) 酸性雨対策の実施 (3) 熱帯林保護対策の推進 (4) 環境協力	
(1) 森林・里山の保全 (2) 特色ある自然の保全 (3) 開発における環境影響への配慮 (4) 広域的な連携	(4) 水源林再生支援整備面積
(1) 動植物の調査・把握 (2) 動植物の生息・生育環境の保全 (3) 情報の提供	(5) カッコウの生息数
(1) 農地の保全と多面的機能の維持 (2) 廃棄物の利活用の推進 (3) 環境にやさしい農業の推進	(6) エコファーマー認定者数
(1) 水質調査の実施 (2) 水質浄化対策 (3) 広域的な連携	(7) 河川のBOD値
(1) 水質の調査・研究 (2) 水質・周辺環境対策 (3) 適切な利活用の推進 (4) 広域的な連携	(8) 湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)
	(9) 湖南岸部（湖南地区）の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)
(1) 地下水かん養機能の確保 (2) 水資源の有効利用 (3) 規制・指導	(10) 1人1日当たりの節水量
(1) 水と親しめる空間の創造 (2) 環境に配慮した護岸の整備 (3) 保全活動の推進	(11) 多自然工法による河川等の整備延長
(1) 意識啓発 (2) 一般廃棄物処理の適正化 (3) 公共事業における産業廃棄物対策の推進 (4) 規制・指導及び監視体制の充実	(12) 1人1日当たりのごみ排出量 (13) リサイクル率（家庭系）
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 連絡・処理体制の整備 (4) 規制・指導	(14) 光化学オキシダントの環境基準超過時間数
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 情報提供及び規制・指導	(15) ダイオキシン類測定値
(1) 都市の緑の保全と創造 (2) 歴史・文化的財産の保全・活用 (3) 魅力ある景観の形成 (4) 自然災害に備えたまちづくり	(16) 公園整備面積 (17) 景観形成に関する基準等が設定された地区数
(1) 場の充実 (2) 機会の提供	(18) 「どこでも環境教室」開催回数 (19) 水生生物による水質調査参加者数
(1) 人材の育成・活用 (2) 環境保全活動の支援 (3) 連携・交流の促進	(20) 「こどもエコクラブ」の登録数
(1) 情報の収集 (2) 情報の提供	(21) 環境コーナーの活用・ウェブサイトの充実

郡山市第二次環境基本計画の概要

(6) 計画の進行管理体制図



環境指標・目標の実施達成状況

郡山市第二次環境基本計画では、取り組みの成果が実感できるように、21 項目の「環境指標・目標」を示しています。

ここでは、それらの実施・達成状況についてまとめています。環境指標の目標年度は、計画の目標年度と合わせて平成 29 年度となっています。現況については、最終年度（平成 29 年度）の状況を掲載しています。

●平成 29 年度の目標年度に対して、実施・達成状況が把握できる環境指標

◆実施・達成状況欄の評価記載方法について

◎	目標値を達成した。	×	目標値を達成できなかった。
---	-----------	---	---------------

No	環境指標	目標	目標年度	現況（最終年度）	実施・達成状況
取り組みの柱1 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～					
1	環境家計簿参加者数	1, 300 人	平成 29 年度	157 人	×
2	太陽光発電システム 設置出力累計	7, 260 kW	平成 29 年度	16, 858 kW	◎
3	公用車のハイブリッド 自動車等導入率	8. 00%	平成 29 年度	6. 92%	×
取り組みの柱2 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～					
4	水源林再生支援整備面積	62 ha	平成 29 年度	65. 12 ha	◎
5	カッコウの生息数	現状維持 (H18 : 122 羽)	平成 29 年度	180 羽	◎
6	エコファーマー認定者数	600 人	平成 29 年度	302 人	×
取り組みの柱3 「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～					
7	河川のBOD値	全地点で環境基準 値以下を維持	平成 29 年度	全地点で 環境基準値以下	◎
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0.50 以下 0.20 以下 0.003 以下	平成 29 年度	1.2 0.19 0.008	×
9	湖南岸部(湖南地区)の 水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1.0 以下 0.20 以下 0.005 以下	平成 29 年度	1.3 0.19 0.008	×
10	1人1日当たりの節水量	120 節水 (使用量3300)	平成 29 年度	130 節水 (使用量3290)	◎
11	多自然工法による 河川等の整備延長	7. 0 km	平成 29 年度	3. 6 km	×
取り組みの柱4 「すこやかで安らぎのあるくらしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～					
12	1人1日当たりの ごみ排出量	990 g	平成 29 年度	1, 214 g	×

環境指標・目標の実施達成状況

N o	環境指標	目標	目標年度	現況	実施・達成状況
13	リサイクル率（家庭系）	24.0%	平成29年度	16.63%	×
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	200時間以下	平成29年度	327時間	×
15	ダイオキシン類測定値	環境基準以下を維持	平成29年度	全地点で環境基準以下	◎
16	公園整備面積	342ha	平成29年度	339.20ha	×
17	景観形成に関する基準等が設定されている地区数	5地区	平成29年度	3地区	×
取り組みの柱5 「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～					
18	「どこでも環境教室」開催回数	60回	平成29年度	51回	×
19	水生生物による水質調査参加者数	1,600人	平成29年度	264人	×
20	「こどもエコクラブ」の登録数	70クラブ 1,000人	平成29年度	3クラブ 45人	×
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	平成29年度	(内容を充実しました)	◎



郡山布引“風の高原”

郡山市第二次環境基本計画に基づく

施策の実施状況

◇本市では、郡山市第二次環境基本計画に基づく行政の具体的な事業の年次計画として「実施計画」を策定しており、本報告書では「郡山市第二次環境基本計画第八次実施計画」に基づき、平成 29 年度に実施した環境施策の内容を、基本計画の体系に沿って掲載しています。

なお、平成 29 年度は郡山市第二次環境基本計画における計画期間の最終年度となることから、目標値に対する達成状況も掲載しています。

◆計画の目標に対する評価について

◎	目標値を達成している。
○	目標値までの計画推移どおり進んでいる。
△	目標値までの計画推移より遅れている。
×	目標値を達成できなかった。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

(1)地球温暖化防止対策

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。中でも、地球温暖化は、私たちが直面する大きな問題です。地球温暖化対策を進め、また資源の枯渇を抑えるには、市民のライフスタイルや事業者の行動様式を見直し、エネルギー消費の削減と効率的利用に努める必要があります。また、原子力発電所の事故に起因する発電能力の低下に対応するために、自然エネルギーやリサイクルエネルギーへの転換が重要となります。

このことから、さまざまな省エネルギーの取り組みの推進と、太陽光や風力、バイオマスエネルギー、ごみ焼却熱などの再生可能エネルギーを推進し、環境への負荷が少ない社会の実現を目指します。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
1	環境家計簿参加者数	47人	1,300人	平成29年度
	各家庭で電気、水道、燃料などを使用することにより、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素がどれだけ排出されているかを、重さに換算して計算するための環境家計簿に取り組んでいただいた方（世帯）の数。身近に地球温暖化問題を感じることができる取り組みとして、参加者増を目指します。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	54人	△
平成23年度	17人	△
平成24年度	42人	△
平成25年度	30人	△
平成26年度	6人	△
平成27年度	34人	△
平成28年度	206人	△
平成29年度	157人	×

環境家計簿参加者数は、各イベントや出前講座で周知を行うとともに、太陽光発電設置補助や蓄電池などの設置補助を受けた市民に対して参加の呼びかけを行いましたが、すべての年度において目標を大きく下回っています。今後も SNS の活用や他市の先進的な事例を参考に、効果的な取組方法について、検討していきます。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
2	太陽光発電システム 設置出力累計	1, 0 6 3 k W	7, 2 6 0 k W	平成 2 9 年度
	太陽光発電システムによる余剰電力の売買契約（最大出力）の累計。設置助成などにより増加を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成 2 2 年度	2, 3 8 9 k W	△
平成 2 3 年度	3, 0 2 2 k W	△
平成 2 4 年度	5, 9 5 6 k W	○
平成 2 5 年度	8, 3 5 7 k W	◎
平成 2 6 年度	1 0, 7 8 9 k W	◎
平成 2 7 年度	1 3, 0 2 5 k W	◎
平成 2 8 年度	1 5, 1 4 4 k W	◎
平成 2 9 年度	1 6, 8 5 8 k W	◎

太陽光発電システム設置出力累計は、計画年度当初は目標値までの計画推移より遅れていましたが、平成 24 年 7 月から開始した固定価格買取制度や再生可能エネルギーへの関心の高まりを受けて、平成 24 年度より太陽光発電システムの設置が増え、目標値を達成することができました。

※ 第三次環境基本計画では、取り組みの柱の 1 つである「地球環境にやさしいまちづくり」を目指すため、太陽光発電だけでなく、水力発電や風力発電等の再生可能エネルギー導入量について「郡山市エネルギービジョン」に定める目標値を環境指標として設定しています。（目標値については、98 ページを参照）

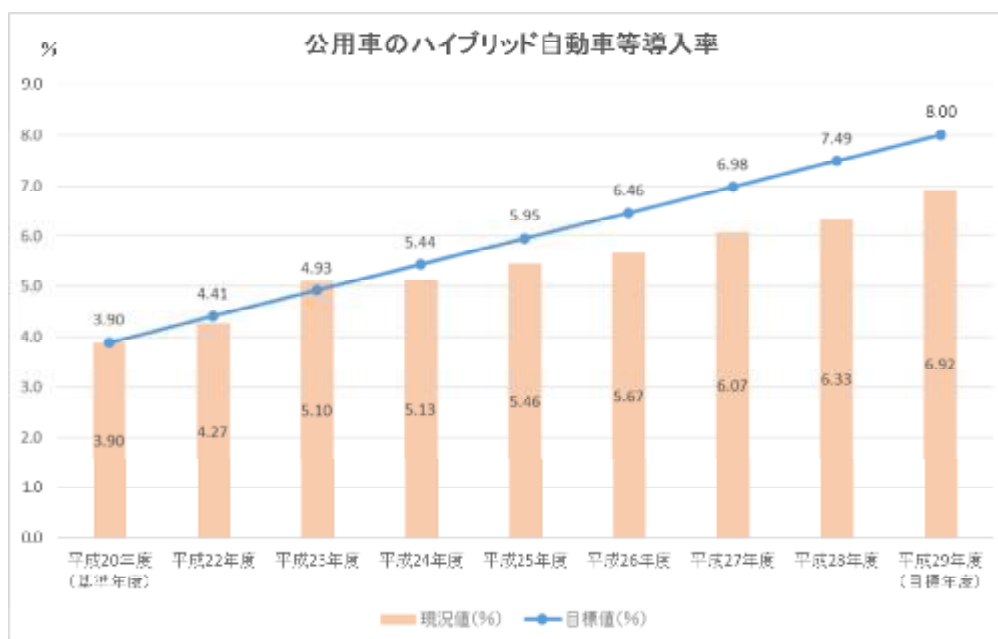
1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

No.	環境指標	現況 (H20)	目標	目標年度
3	公用車のハイブリッド自動車等導入率	3.90%	8.00%	平成29年度
	市役所等の公用車へのハイブリッド自動車・電気自動車等の導入率。公用車購入の際、導入推進に努めます。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	4.27%	△
平成23年度	5.10%	○
平成24年度	5.13%	△
平成25年度	5.46%	△
平成26年度	5.67%	△
平成27年度	6.07%	△
平成28年度	6.33%	△
平成29年度	6.92%	×

公用車のハイブリッド自動車・電気自動車等については、公用車の買い替えに際して導入検討を行っており、平成29年度においても水素を使った燃料電池自動車（FCV）を導入しましたが、公用車におけるハイブリッド自動車等は318台中22台で、導入率は6.92%のため目標値を達成することはできませんでした。今後も低公害車の検討を促し、導入推進に努めます。



(1)-①総合的・計画的な地球温暖化対策の推進

◆地球温暖化防止対策事業

〔生活環境課〕

地球温暖化の大きな原因であり、温室効果ガスの排出量の約9割を占める二酸化炭素は、私たちが生活するうえで必要な電気や灯油などを使用することにより発生しているため、一人ひとりのライフスタイルを見直すことによりその排出量を減らすことができることから、啓発を図るために以下の事業を行いました。

- ◇出張講座（どこでも環境教室）「みんなで減らそう CO₂ ! Stop 地球温暖化」の実施
 - ・実施回数 4回、受講者数 124名
- ◇クールビズの実施（平成29年5月1日～9月30日）
- ◇ウォームビズの実施（平成29年11月1日～平成30年3月31日）
- ◇地球温暖化防止月間事業の推進
- ◇エコドライブの推進

◆クールチョイス推進事業

〔生活環境課〕

地球温暖化対策のための「賢い選択：クールチョイス」を推進するため、地元プロスポーツチームや各種団体と連携し、普及啓発活動を行いました。

- ・啓発イベント回数 6回
- ・クールチョイスへの賛同者数 2,402人

◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として、市民、事業者にも率先した環境負荷の低減を目的として、市の率先行動計画を策定し、総合的かつ計画的な環境にやさしい取り組みを推進していますが、これは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく本市の実行計画でもあるため、温室効果ガスの削減等を数値目標と定め、市の機関が実施するすべての事務事業を対象に省エネルギー、省資源等を推進しました。「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画（計画期間は平成23～29年度の7か年）」を平成23年度に策定し、取り組みの推進を図っております。

第四次計画の最終年度である平成29年度の温室効果ガス排出量は、基準年に比べて全体的に5.0%の増加となり、目標を達成できませんでした。今後も引き続き、更なる環境にやさしい取り組みの推進に努めます。

- ・計画の対象 市の約330施設（外郭団体を含む） ※平成29年4月1日現在
- ・計画の目標 別表のとおり

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

【環境にやさしい郡山市率先行動計画における目標値の実績と評価（平成 29 年度（最終年度））】

【発表にやさしい】 都市部年元行動計画における目標値の実績と計画（平成 29 年度（最終年度））

項 目				H21(基準)年度 【排出量/使用量】	削減 目標	H29(最終)年度		
						排出量/使用量	削減率	評価
1	温室効果ガス排出量			36,444 t - CO ₂	-7%	38,334 t - CO ₂	+5.2%	×
	燃料 使用料	電気使用量		54,383 千 kWh	-8%	50,093 千 kWh	-7.9%	×
		ガス	都市ガス	648 千 m ³	-5%	942 千 m ³	+45.3%	×
			L P G	156 千 m ³	-5%	151 千 m ³	-2.6%	×
		庁舎・事業 用燃料	灯油	1,546 千 L	-6%	1,548 千 L	+0.1%	×
			A 重油	1,202 千 L	-6%	969 千 L	-19.4%	◎
		自動車 燃料	ガソリン	212 千 L	-5%	179 千 L	-15.6%	◎
			軽油	71 千 L	-5%	78 千 L	+10.0%	×
	廃棄物排出量			1,236 t	-6%	1,441 t	+16.6%	×
2	水道使用量			849 千 m ³	-3%	797 千 m ³	-5.8%	◎
3	用紙類使用量			269 t	-3%	299 t	+12.2%	×
4	省エネルギーの推進		市長部局	0.02964	-7%	0.02550	-14.0%	◎
	※エネルギー使用量		教育委員会	0.01212	-7%	0.00974	-19.6%	◎
	原単位		旧水道局	0.05225	-7%	0.03624	-30.6%	◎

●平成 29 年度（最終年度）評価

◎	目標を達成した。	×	目標を達成できなかった。
---	----------	---	--------------

(1)-②省エネルギーの推進

◆市有施設の省エネルギー推進事業

〔建築課〕

市有施設の建設において、CO₂ 削減の推進及び冷暖房コストの縮減等を考慮して施設の整備を図りました。

- ・西田学園、開成山屋内運動場、熱海多目的交流施設の新築工事において、ペアガラスを採用しました。

◆環境家計簿

〔生活環境課〕

一般市民を対象として、家庭で使う電気や灯油などの使用量を記入して二酸化炭素排出量が計算できる環境家計簿に取り組んでもらい、家庭での「地球と家計にやさしい生活」に挑戦してもらいました。

- ・実施人数 157 人

◆地球温暖化防止月間事業

〔生活環境課〕

12 月の「地球温暖化防止月間」に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に地球温暖化防止の重要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

◆緑のカーテン事業

〔こども育成課〕

グリーンカーテンを設置し、室内の温度上昇の抑制に努め、夏の電力需要の抑制に貢献しました。また、植物を種（苗）から育てることにより、自然環境とエコロジーの関心を高めました。

- ・実施箇所数 24 箇所

◆**小中学校施設環境整備事業**

〔教育総務部総務課〕

校舎増改築事業及び屋内運動場耐震補強事業等において、普通教室、特別教室、アリーナ照明等のLED化を図りました。

◇西田学園整備事業

西田学園

◇屋内運動場増改築事業

橘小学校

◇屋内運動場耐震補強事業

芳山小学校、御代田小学校、海老根小学校、行徳小学校、柴宮小学校、小原田中学校、行健中学校、郡山第七中学校、逢瀬体育館

◆**公共施設省エネルギー見える化推進事業**

〔生活環境課〕

市の事務・事業から生じるエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減をより一層進めるために、約 920 施設の公共施設ごとの延床面積、構造、エネルギー使用量、温室効果ガス排出量などをもとに省エネルギーの可能性を調査しました。また、調査結果を踏まえ、省エネルギー効果が高い 10 施設に絞り込みを行い、先進的な省エネ機器更新の提案を行いました。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

(1)-③新エネルギーの利用促進

◆廃棄物発電・廃棄物熱利用

〔清掃課〕

ごみ焼却処理により発生した熱を給湯や暖房、自家発電などに有効に利用し、自家発電による売電を実施しました。

【施設概要】

施設名	開始年	処理能力[t/日]	発電能力[kW]	電力利用	余熱利用
河内クリーンセンター	昭和 59 年	300	1,700	内部、売電	温水利用(内部、外部)
富久山クリーンセンター	平成 8 年	300	1,995	内部、売電	温水利用(内部、外部)

【実績】

〔単位:MWh〕

項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
河内クリーンセンター	発 電 量	5,368	5,850	5,284	5,651	5,780	12,349
	自家消費量	5,368	5,850	5,284	5,651	6,562	6,691
	余剰電力量	—	—	—	—	1,340	5,791
富久山クリーンセンター	発 電 量	15,144	15,786	15,272	16,027	14,722	15,363
	自家消費量	8,931	8,814	8,388	8,603	8,445	8,142
	余剰電力量	6,213	6,972	6,884	7,424	6,778	7,447
合 計	発 電 量	20,512	21,636	20,556	21,678	20,502	27,712
	熱量[GJ/年]	(73,843)	(77,883)	(74,002)	(78,041)	(73,807)	(99,763)
	自家消費量	14,299	14,664	13,672	14,254	15,007	14,833
	余剰電力量	6,213	6,972	6,884	7,424	8,118	13,238

◆市有施設建設事業(新エネルギーの導入)

〔建築課〕

市有施設の建設において、省エネルギー化を推進するため、自然エネルギー等の利用促進を設計段階から考慮して施設の整備を図りました。

- ・太陽光発電を西田学園、開成山屋内水泳場、熱海多目的交流施設で採用しました。
- ・地中熱利用空調・太陽熱給湯を西田学園、開成山屋内水泳場で採用しました。

◆グリーン電力の導入(郡山市成人のつどい)

〔生涯学習課〕

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福し合い、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、新成人への環境意識の醸成を図るため、イベントにかかる電力として、グリーン電力証書を購入し、グリーン電力を導入しました。

- ・バイオマス発電 1,000 kWh 分

◆住宅用太陽光発電システム導入促進事業

〔生活環境課〕

市民による新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金を交付しました。

〔補助件数〕 342 件

〔設置出力〕 1,713.74kW

〔補助金額〕 19,042,000 円

◆エネルギー3R 推進事業

〔生活環境課〕

住まいの一体的な二酸化炭素排出量の削減を支援するため、エネルギーを自ら生み出す「創エネ (Re-create: リクリエイト)」、消費エネルギーを減らす「省エネ (Reduce: リデュース)」、創ったエネルギーを蓄えて利用する「蓄エネ (Reuse: リユース)」を推進し、家庭用定置型リチウムイオン蓄電池等の設置に対し補助金を交付しました。

- ・家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム (補助対象経費の 1/4 以内の額。上限 30 万円)

〔補助件数〕 17 件

〔補助金額〕 5,100,000 円

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

- ・家庭用電気自動車等充給電設備（補助対象経費以内の額。上限 5 万円）
[補助件数] 0 件
[補助金額] 0 円
- ・地中熱利用ヒートポンプシステム（補助対象経費の 1/2 以内の額。上限 30 万円）
[補助件数] 0 件
[補助金額] 0 円
- ・家庭用エネルギー管理システム
[補助件数] 8 件
[補助金額] 160,000 円

◆新エネルギー導入促進事業

〔生活環境課〕

公共施設の新築や改修が新エネルギー導入の機会であるため、施設管理部署に対して必要性やメリットを伝え、協議を行いました。

◆再生可能エネルギー啓発事業

〔生活環境課〕

市民の方々に、新設される産総研福島再生可能エネルギー研究所や福島空港発電施設など、近隣に建設される最先端の再生可能エネルギー施設の見学等を通じて、その重要性について理解を深めていただくとともに、太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーの普及啓発を行いました。

◇再生可能エネルギー研究施設見学バスツアーの実施

- ・実施回数：2 回（平成 29 年 7 月 28 日、平成 29 年 9 月 8 日）
- ・見 学 先：福島再生可能エネルギー研究所 外 4 施設
- ・参 加 者：64 名（1 回目 35 人、2 回目 29 人）

Pickup

COOL CHOICE(クールチョイス)

「COOL CHOICE (クールチョイス)」とは、家電を買い換える際は、エコ家電にするという「選択」、外出の際は公共交通機関を利用するという「選択」、夏季は「COOL BIZ (クールビズ)」で室温 28 度に設定するという「選択」など、日常の様々な場面において「賢い選択」を促すことで、温室効果ガス排出の抑制を目指す取り組みのことです。



未来の
ために、
いま選ぼう。

「COOL CHOICE」のロゴマーク

郡山市は平成 29 年 6 月 5 日に「COOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策を推進しています。

「COOL CHOICE」の認知度を向上させるため、地元のプロスポーツチームや各種団体と連携し、普及啓発活動を推進してきました。今後も広く浸透、定着させるため「COOL CHOICE」啓発活動を実施します。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆バイオマスエネルギー導入促進事業

〔生活環境課〕

再生可能エネルギーの普及及びごみ処理に係る二酸化炭素排出量を削減するため、未利用のまま市内に眠っている資源に着目し、バイオガスを利用した発電設備等の導入を図ります。なお、平成 29 年度は他市事例視察や福島県との連携に向けた協議を行いました。設備導入には至りませんでした。

◆地域再エネ水素ステーション導入事業

〔生活環境課〕

平成 29 年 6 月に再エネ水素ステーション（SHS）及び燃料電池自動車（FCV）を導入し、SHS の視察受入れや FCV の説明会・同乗会を実施しました。

- ・ SHS 視察受入れ：33 回／188 人
- ・ FCV 説明会・同乗会：46 回／1,256 人（うち同乗 356 人）

(1)-④その他の地球温暖化対策等

◆クリーンエネルギー車普及促進事業

〔生活環境課〕

「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」に基づき、行政の率先的な取り組みとして公用車新規購入等の際に低公害車の導入に努め、とりわけ、効果の大きいクリーンエネルギー車（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車）の導入を推進しています。

なお、平成 29 年度は燃料電池自動車（FCV）を 1 台導入しましたが、今後も公用車へのクリーンエネルギー車の導入に努めます。

◇平成 29 年度までの累計（公用車のクリーンエネルギー車保有率：6.92%）

- ・ ハイブリッド自動車 17 台
- ・ 電気自動車 4 台
- ・ 燃料電池自動車 1 台

◆生活路線バス維持対策事業

〔総合交通政策課〕

慢性化する交通渋滞の緩和及び CO₂ 削減のため、バス事業者から廃止提案のあった路線で、市民の生活にとって必要不可欠なものに対し、補助を行い市民生活の足を確保するとともに、更なる利用促進を図り、路線バスの維持に努めました。

- ・ 路線バスに対し補助を実施しました。
- [事業費] 159,897,000 円

◆総合都市交通戦略推進事業

〔総合交通政策課〕

すべての人が安心して円滑に移動できるまちの実現に向け、地球環境に配慮しながら、過度に自動車に依存しないで暮らせるよう、市民・事業者・行政等が連携し、本市の地域特性に応じた交通システムやその実現に向け、総合的な交通戦略の推進を図りました。

- ・ 郡山富田駅の開業を受け、バス路線の見直しを実施しました。

◆モビリティ・マネジメント推進事業

〔総合交通政策課〕

過度な車利用から他の交通手段（公共交通、徒歩、自転車等）への転換を促すため、バスマップを作成し、交通渋滞の緩和、公共交通の利用促進を行いました。

- ・ 「徒歩・自転車通勤推進の日」を実施しました。
- ・ 転入者に対し、バスマップを配布しました。
- ・ 毎月 1 日、11 日、21 日のバス・鉄道利用促進デーについて、市役所庁舎内でのアナウンス等により市職員及び市民への周知を図り、公共交通の利用促進に努めました。
- ・ 国土交通省や交通事業者と連携し、「バスの乗り方教室」を開催し、環境にやさしい公共交通の利用促進を図りました。（実施場所：大槻行政センター、富田東小学校、富田行政センター、富久山公民館）

◆交通安全施設整備事業

〔道路維持課〕

視線誘導標を道路の中央分離帯や区画線上に設置等する際、太陽エネルギーを利用した自発光式製品を使用しました。

- ・市内各所（交通事故多発地点等）に、自発光式縁石鋲を設置

◆公用自転車活用事業(CO₂削減開拓チャレンジ事業)

〔生活環境課〕

行政が率先して二酸化炭素排出量削減による地球温暖化対策に取り組むとともに、燃料使用量削減による経費節減を図ることを目的として、市庁舎から近距離の範囲の用務における移動手段として公用自転車を活用する取り組みを実施しました。

- ・利用者数：584 人（延べ人数）
- ・利用距離：2,210.05 km
- ・燃料削減量：約 92.9 リットル
- ・二酸化炭素排出削減量：約 214 kg

Pickup

再エネ水素ステーションの設置

郡山市では、水素社会の実現に向けた取り組みの一環として、環境省の補助事業を活用し、再生可能エネルギーで水素を発生させる県内初の水素ステーションを郡山市役所敷地内に設置しました。【平成 29 年 6 月 8 日運用開始】

郡山市役所本庁舎に設置した太陽光パネルにより発電し、その電気を使って水道水を分解してCO₂フリーのクリーンな水素を製造しています。

また、水素を燃料とする燃料電池自動車（FCV）も併せて導入しました。



郡山市水素ステーションと
燃料電池自動車（FCV）

(2)地球規模の環境問題への取り組み

(2)-①オゾン層保護対策の推進

◆フロンの適正処理の実施

〔各課等〕

公共施設、公用車などにおけるフロンの適正な管理及び処理を行いました。

◆フロンの適正処理の推進

〔各課等〕

家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法に基づき、各主体の費用負担の下、フロンの適正な回収処理の推進及び指導を行いました。

(2)-②酸性雨対策の実施

◆酸性雨調査監視事業

〔環境保全センター〕

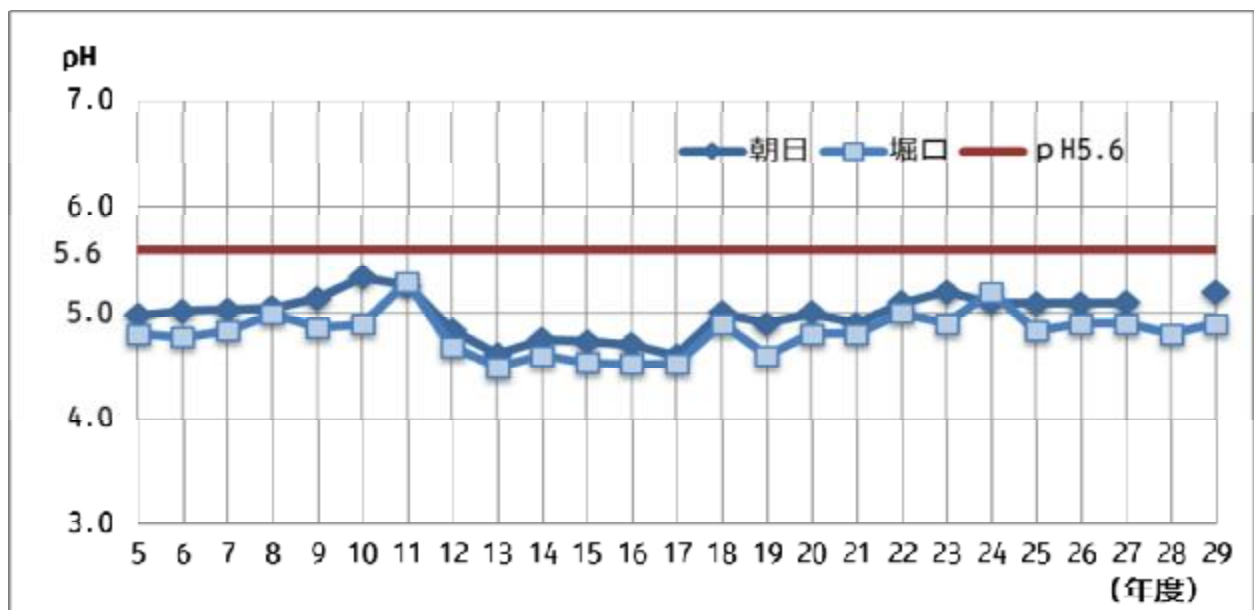
定期的に大気中に含まれる酸性降下物及び雨水の調査を実施し、大気汚染状況の監視調査を継続しました。

・酸性雨調査

〔調査地点〕 朝日、逢瀬町堀口の2地点

〔調査回数〕 年26回（2週間に1回）

【平成29年度までの酸性雨調査結果グラフ】



※1 水素イオン濃度(pH)が5.6以下を酸性雨と呼びます。

水素イオン濃度(pH)が7.0よりも小さいと酸性と呼ばれ、より強い酸性になると数字が小さくなります。普通の雨でも空気中の二酸化炭素を取込み水素イオン濃度(pH)が5.6の酸性になります。

※2 平成28年度は、環境保全センター旧館解体工事のため、朝日地点での調査は実施しておりません。

◆排出ガス等の規制・指導

〔各課等〕

工場・事業場等のばい煙や燃焼機器などについて、関連法令に基づき規制・指導を行いました。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆自動車交通対策の推進

〔各課等〕

計画的な道路網の整備や低公害車の導入・普及促進、公共交通機関や自転車の利用による自動車の使用抑制に努めました。

(2)-③熱帯林保護対策の推進

◆森林認証製品の購入推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)

〔生活環境課〕

世界の森林を守るため、木材が原料に使用されている製品については、独立した機関により、適切に管理されていることを認証された森林から産出される木材を原料とするもの（F S C 認証材等）の購入を推進しています。なお、平成 18 年度から郡山市環境物品等の調達方針の判断基準に F S C 認証材等であることを明記し推進を図っています。

◆市有施設建設事業(地場産材活用)

〔建築課〕

市有施設の建設において、森林資源の保全及び地産地消を推進し地場産材の積極的な有効活用を設計段階から考慮して施設の整備を図りました。

- ・麓山公園北トイレ建設工事、館浜公衆トイレ建設工事、郡山カルチャーパーク公園トイレ、熱海多目的交流施設、橘小屋内運動場、西田学園西校舎・屋内プール・屋内運動場では、構造・内装材に地場産材を採用しました。

(2)-④環境協力

◆インキュベーションセンター事業

〔産業創出課〕

環境関連分野等での新事業創出を目指す企業などに対し、開発を促進させるため、研究や試作の場を提供するとともに、技術アドバイスをを行うなど、ハード・ソフトの両面から支援を行いました。

◇平成 30 年 3 月 31 日現在

9 社入居中 1 社環境関連分野

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(1)緑豊かな自然の保全

本市には、奥羽山脈と阿武隈山系の森林が広がり、森林面積は市域の約5割を占めます。また、市街地にも、風致地区など自然が残されており、とても緑に恵まれています。

これら本市の持つ多様かつ豊かな自然の緑を保全し、次代に継承するとともに、自然と「共生」するまちづくりに努めています。

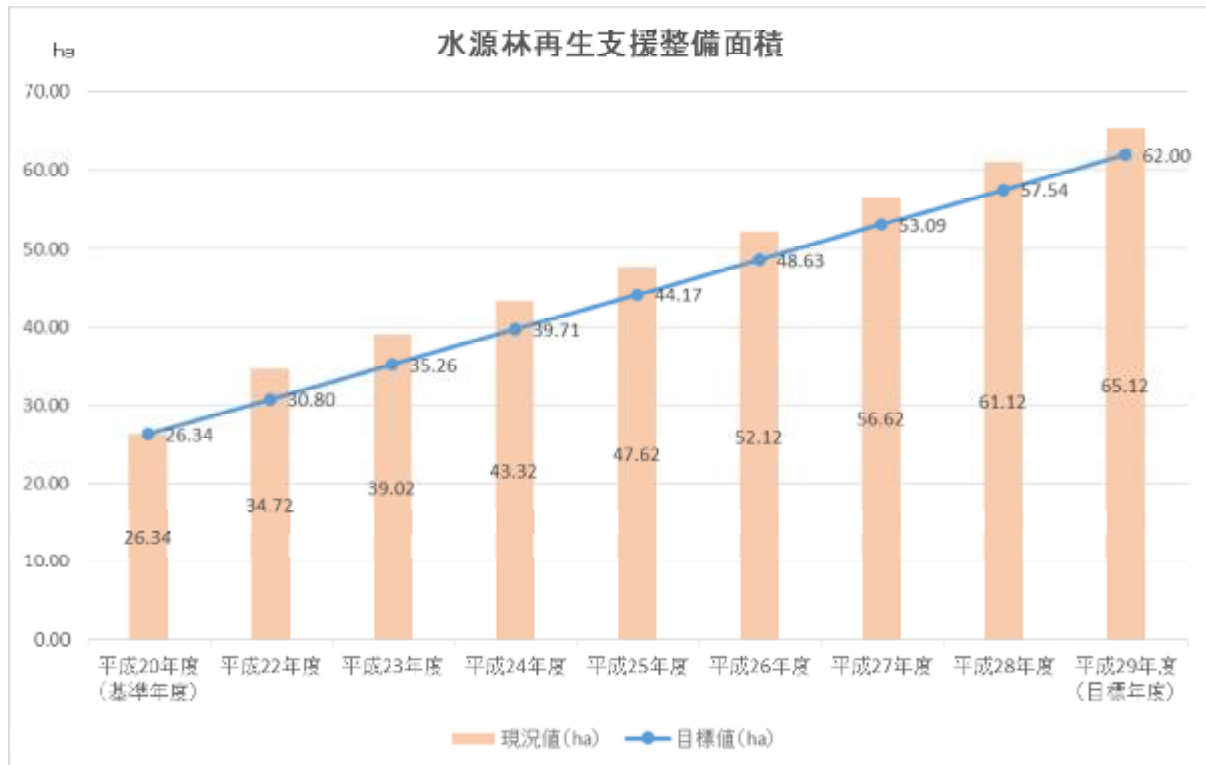
No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
4	水源林再生支援整備面積	26.34ha	62ha	平成29年度
	森林伐採後の水源かん養、災害防止等の多面的機能を維持する再造林面積。再造林や保育等の実施に対し補助を行います。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	34.72ha	○
平成23年度	39.02ha	○
平成24年度	43.32ha	○
平成25年度	47.62ha	○
平成26年度	52.12ha	○
平成27年度	56.62ha	○
平成28年度	61.12ha	○
平成29年度	65.12ha	◎

水源林再生支援整備面積は、各年度において計画通りに進み、目標値を達成することができました。森林の持つ公益的機能を保全するため、今後も再造林の実施に対して補助を行うなど再造林の面積拡大に努めます。

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～



(1)-①森林・里山の保全

◆木質バイオマス利活用推進事業

〔林業振興課〕

森林の持つ多面的機能の維持増進と、森林資源の有効な活用を図るため、市役所本庁舎1階ロビーにペレットストーブを設置し、木質バイオマス利活用の推進を図りました。

◆森林保護対策事業

〔林業振興課〕

松くい虫等の被害拡大を防止するため、被害木の伐倒・薬剤処理による駆除を実施しました。また、山火事防止を啓発し森林の保護を図りました。

◇松くい虫等防除事業

- ・伐倒駆除（市内一円） 1,075.63 m³
- ・被害木調査（市内一円） 760.32 m³

◇山火事防止啓発用品等の配布

◆森林環境交付金事業

〔林業振興課〕

県の森林環境税を活用し、森林環境学習事業を実施したほか、荒廃が懸念される森林の整備を行い、公益的機能の保全を図りました。

- ・森林環境講座「富良野自然塾 in 郡山」 平成29年10月14日開催 参加者 25人
- ・森林での調査及び森林整備 除間伐 6.26ha

◆分収造林事業

〔林業振興課〕

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、造林地所有者（財産区）と出資者（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター）と造林者（郡山市）の三者で造林契約を締結している分収造林地の森林整備を行いました。

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

◇造林事業

- ・除伐：32.88ha
- ・林相調査：182.76ha

◆郡山市有林管理事業

〔林業振興課〕

郡山市有林基金である市有林野の森林整備を行いました。

◇造林事業

- ・下刈・作業道刈払 1.05ha

◆林道整備事業

〔林業振興課〕

森林資源の生産性の向上と林業経営の安定化を図るため、林道の整備を計画的に実施しました。

- ・林道舗装工事 3路線 L=714.2m

◆木材等産地消推進事業

〔林業振興課〕

イベントにおいて、木工教室などを実施しました。また、市役所庁舎に郡山産木材「と・き・め・木」を使用したテーブルを設置し、PRを図りました。

- ・こおりやま産業博参加 平成29年10月7日～8日 参加者250人
- ・郡山産木材使用テーブル設置 2台

◆ふくしま森林再生事業

〔林業振興課〕

森林の公益的機能を維持するため、間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施し森林の再生を図りました。

- ・森林整備（間伐等） 84.7ha、路網整備 延長5,981m

◆郡山市植樹祭

〔林業振興課〕

広く市民参加を募り、東部森林公園に中低木から高木まで様々な花木の植栽を行う植樹祭を開催しました。

- ・平成29年9月30日実施 参加者数324人

(1)-②特色ある自然の保全

◆福島県自然環境保全条例に基づく保全

〔生活環境課〕

県自然環境保全条例に基づく各種事業の実施に際し、県自然保護課との連絡調整を図ります。

◆福島県自然公園清掃協議会

〔生活環境課〕

自然公園の清潔を保持することを目的として、利用客が増加する平成29年5月1日から平成29年11月30日にかけて猪苗代湖周辺（舟津浜、舟津公園、青松浜、秋山浜、館浜、横沢浜、浜路浜）について清掃業務を実施しました。

◆指定文化財保護事業（自然物）

〔文化振興課〕

指定天然記念物の定期診断を実施しました。また、市内に所在する貴重な樹木等については、指定文化財への指定手続きを行い、保存を図りました。

- ・指定天然記念物の定期診断 3件

◇平成29年度までの指定文化財への指定手続き

指定天然記念物（名勝、名勝天然記念物を含む）の指定件数 30件

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(1)-③開発における環境影響への配慮

◆環境影響評価制度

〔生活環境課〕

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、事前に調査、予測及び評価をし、その結果を公表して地域住民の意見を聴くことで十分な環境保全対策を講じようとするものです。

◇環境影響評価法対象事業

- ・（仮称）三森峠風力発電事業
- ・（仮称）須賀川・玉川風力発電事業
- ・（仮称）大滝山風力発電事業

◇福島県環境影響評価条例対象事業

- ・糠塚地区産業廃棄物最終処分場
- ・（仮称）砂欠山太陽光発電事業
- ・（仮称）熱海南太陽光発電事業

【現在の市内における環境影響評価実施状況】

対象事業の名称	対象事業の種類	対象事業の規模	実施状況
郡山市安積南土地地区画整理事業	土地地区画整理事業	約 72.5 ha (事業休止中)	方法書手続終了
(仮称)郡山市福原土地地区画整理事業	土地地区画整理事業	約 72 ha (事業休止中)	方法書手続終了
郡山西部第一工業団地開発事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	約 147.7 ha (H27 年 10 月より第一期区画分譲開始)	評価書手続終了
(仮称) 沢又山高原風力発電事業	風力発電所設置事業	出力：最大 34,500kW、風車：最大 15 基 (事業中止)	準備書手続終了
会津布引高原風力発電所設置事業	風力発電所設置事業	出力：最大 65,980kW、風車：33 基 (H19 年 2 月より稼働)	評価書手続終了
糠塚地区産業廃棄物最終処分場	最終処分場	約 775,000 m ³	方法書手続終了
(仮称) 砂欠山太陽光発電事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	約 120.5 ha 45,000～50,000kW	準備書手続中
(仮称) 三森峠風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大 39,100kW 風力発電機：最大 17 基	方法書手続終了
(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大 23,000kW 風力発電機：最大 8 基	配慮書手続終了
(仮称) 大滝山風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大 150,000kW 風力発電機：最大 50 基	方法書手続終了
(仮称) 熱海南太陽光発電事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	約 236 ha 約 80,000kW	方法書手続中

(2)生物多様性の保全

本市の数多くの湖沼や河川、田園や森林には、多彩な動植物が生息・生育しています。

これら生物多様性を保全するため、本市における動植物の生息・生育環境を考慮し、地域の環境特性に応じた生態系の維持・回復などに努めています。

No.	環境指標	現況（H18）	目標	目標年度
5	カッコウの生息数	1 2 2羽	現状維持	平成29年度
	カッコウが市の鳥であることにちなみ、公益財団法人日本野鳥の会郡山支部が野鳥愛護と自然保護の啓発のため、児童・生徒及び一般市民の協力を得て行っているカッコウ調査における市街地でのカッコウの生息数。シンボルとなる生物として、認識された数の現状維持を目標としています。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	1 2 6羽	◎
平成23年度	1 3 8羽	◎
平成24年度	1 4 0羽	◎
平成25年度	1 3 2羽	◎
平成26年度	1 8 2羽	◎
平成27年度	1 3 8羽	◎
平成28年度	1 7 8羽	◎
平成29年度	1 8 0羽	◎

各年度において生息数を維持しており、目標を達成しました。

※ カッコウ調査とは、カッコウを見たあるいは声を聞いたというアンケートを基に生息数を推計するものです。カッコウはモズやオオヨシキリなどの仮親にヒナを育ててもらうという習性を持つ鳥であり、カッコウの数を調べることは、他の鳥たちが生息できる環境が保全されているかを見る一つの目安になると言えます。

※ 第三次環境基本計画では、取り組みの柱の1つである「自然と共生できるまちづくり」を目指すため、カッコウの生息数を、引き続き環境指標として設定しています。

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(2)-①動植物の調査・把握

◆希少野生生物保護等啓発事業

〔生活環境課〕

ウェブサイトを通して、希少野生生物の情報提供を行い、希少野生生物に対する意識啓発を実施しました。

(2)-②動植物の生息・生育環境の保全

◆鳥獣被害防止総合対策事業

〔園芸畜産振興課〕

野生鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲を許可し、野生鳥獣の適正管理に努めました。

◇捕獲許可件数（147 件）

- ・市許可件数 98 件
- ・県許可件数 49 件

(2)-③情報の提供

◆愛鳥週間の推進

〔生活環境課〕

ウェブサイトにおいて愛鳥週間の普及啓発を図るとともに、郡山市の鳥であるカッコウについての情報を発信するなど、野生の鳥類を大切にする愛鳥思想の啓蒙を図りました。

◆特定外来生物に関する啓発

〔生活環境課〕

特定外来生物による生態系への被害を防止するため、市ウェブサイトへの掲載や啓発用ポスターの掲示等、啓発を実施しました。

(3)環境保全型農業の推進

本市において、農業は地域経済を支える重要な産業であると同時に、農地は良好な緑地空間となることや保水、地下水かん養、多様な動植物の生息・生育環境となるなどの多面的機能を有していることから、農地の適切な管理や、化学肥料・化学農薬の適正使用、堆肥など有機性資源の有効利用による土づくりなどを推進し、自然環境に配慮した持続性の高い農業を目指します。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
6	エコファーマー認定者数	325人	600人	平成29年度
	堆肥等による土づくりと、化学肥料・化学農薬の低減などを一体的に行うなど、持続性の高い農業生産方式を導入し、都道府県知事の認定を受けた環境にやさしい農業者（エコファーマー）の増加を推進しています。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	685人	◎
平成23年度	697人	◎
平成24年度	525人	○
平成25年度	507人	○
平成26年度	440人	△
平成27年度	265人	△
平成28年度	285人	△
平成29年度	302人	×
エコファーマー認定者数は、計画年度当初では目標を上回っていましたが、震災の影響や農業生産者の高齢化により減少しました。近年においては、ほぼ横ばいの状況で目標の人数には達していませんでしたが、環境と調和のとれた農業生産を推進するため、今後も農業関係イベント等で呼びかけを行っていきます。		

(3)-①農地の保全と多面的機能の維持

◆農業振興地域整備促進事業

〔農業政策課〕

農業振興地域整備計画の管理を通じ、農地の維持保全と無秩序なかい廃防止等を図るため、年3回（4月、8月、12月）一般管理による農用地利用計画の変更を行いました。

・重要変更	27件	20,453.62 m ²	
・軽微な変更	11件	10,209.57 m ²	
・編入	7件	16,521.00 m ²	計 45件 47,184.19 m ²

◇農業振興地域の概要（平成30年3月31日現在）

農業振興地域 41,656ha（内 農用地区域 15,542ha）

◆中山間地域等直接支払事業

〔農業政策課〕

中山間地域等における水源かん養等の多面的機能の保全を目的として、生産条件不利地域の集落のうち対象となる農地の面積に応じた交付金を交付し、農地の保全及び農業生産活動の維持発展を図りました。

〔対象集落数〕 34集落（農地保全活動等参加農家数 978名）

〔対象面積〕 820.5ha

〔交付金額〕 91,091千円

〔活動内容〕 農用地の維持管理（耕作放棄地の発生防止）

◇農業用水路等の維持管理

◇集团的サポート型集落協定（一部）

◆農業参入者支援事業

〔農業政策課〕

都市部で開催される就農相談会等に参加し、都市部在住の就農希望者へ就農情報を提供しました。

◆耕作放棄地調査・復旧対策事業

〔農業政策課〕

平成21年度に実施した耕作放棄地全体調査結果を基に、郡山市農業再生協議会と連携し、将来的な耕作放棄地の解消と有効利用に向けた方策を検討しました。

◆風の高原フラワープロジェクト

〔農業政策課〕

景観形成作物の作付けと市民参加の農業体験を実施し、布引高原の農業と観光の連携による地域活性化を図りました。

◇景観形成作物栽培

〔実施面積〕 13ha

〔作付け作物〕 夏咲き：ヒマワリ、コスモス

春咲き：菜の花、ミソハギ

◇農業体験

〔内容〕 ダイコン・キャベツの作付け及び収穫の体験

〔参加者数〕 592人

◆多面的機能支払交付金事業

〔農地課〕

地域の農業者や非農業者が行う、農地、農業用水等の資源及び農村環境を守るための取り組みについて支援しました。

・共同活動

〔活動組織数〕 109組織

〔対象農用地面積〕 595,864a（内訳：水田 504,384a、畑 90,521a、草地 959a）

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(3)-②廃棄物の利活用の推進

◆畜産環境衛生対策事業

〔園芸畜産振興課〕

家畜のふん尿処理における現況調査、堆肥化技術指導の実施と、堆きゅう肥の適切な処理と有効利用を進めるための「郡山市堆肥マップ」を作成し、悪臭や水質汚濁の発生防止を図りました。

(3)-③環境にやさしい農業の推進

◆エコファーマー認定推進事業

〔園芸畜産振興課〕

『持続性の高い農業生産方式』を推進し、「エコファーマー」の認定を受けるための支援を実施しました。

- ・平成 29 年度認定者数：53 人
- ・平成 30 年 3 月末現在認定者数：302 人

◆園芸振興センター実証・普及事業

〔園芸畜産振興課〕

『持続性の高い農業生産方式』に基づいた実証、試験を行い、農家への技術普及に努めました。

〔実 証〕 園芸作物の見本展示野菜、花きのエコ方式生産実証（実証 30 課題）

〔普 及〕 見学会、栽培展示会、普及資料等による技術の指導普及

〔土壌分析〕 適正な施肥設計を推進するため、農家の土壌を分析

◆農業用使用済みプラスチック適正処理推進事業

〔園芸畜産振興課〕

近年の農業分野における被覆栽培化の進展に伴い、多量に排出される農業用使用済みプラスチックの適正処理を推進するため、農協による回収処理の推進を図りました。

- ・市内処理量 46 t（農協）

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

(1)水質の保全と浄化

河川、ため池など本市の豊富な水資源の水質を、私たちは清らかなまま次代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、生活排水、事業場排水、肥料・農薬の使用など、さまざまな水質悪化の原因をできるだけ低減し、河川、ため池、地下水など公共用水域の一層の水質の保全と浄化に努めます。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
7	河川のBOD値	1 地点で 環境基準値超過	全地点で環境基準 値以下を維持	平成 29 年度
河川水質の汚れ具合を示すBODについて、市内の7地点で「環境基準」（維持することが望ましい基準）が設定されており、全地点で環境基準値以下を維持することを目標とします。 ※毎年度の目標達成を目指します。 《調査地点》[阿武隈川] 阿久津橋 [五百川] 石筵川合流後 [大滝根川] 阿武隈川合流前 [逢瀬川] 馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前 [谷田川] 谷田川橋				

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成 22 年度	全地点で 環境基準値以下	◎
平成 23 年度	全地点で 環境基準値以下	◎
平成 24 年度	7 地点中 6 地点で 環境基準値以下	○
平成 25 年度	7 地点中 6 地点で 環境基準値以下	○
平成 26 年度	全地点で 環境基準値以下	◎
平成 27 年度	全地点で 環境基準値以下	◎
平成 28 年度	7 地点中 6 地点で 環境基準値以下	○
平成 29 年度	全地点で 環境基準値以下	◎

河川のBOD値は、各年度において大きな変化はなく、平成 29 年度においても全地点で環境基準値以下を維持し、目標を達成しました。今後も水質の保全・浄化に努め、全地点での環境基準値以下を維持します。

※ 第三次環境基本計画では、取り組みの柱の1つである「健康で安心して暮らせるまちづくり」を目指すため、河川のBOD値を、引き続き環境指標として設定しています。

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

(1)-①水質調査の実施

◆公共用水域水質調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に基づき、市内を流れる河川及び湖沼の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施するとともに、独自調査も併せて実施しました。

- ・水質測定計画によるもの 1 湖沼 3 地点、11 河川 13 地点
- ・独自調査によるもの 2 湖沼 8 地点、9 河川 12 地点、湖水浴場 7 地点
- ・調査実施回数（水質測定計画によるもの）
 - 猪苗代湖 年 8 回
 - 逢瀬川、大滝根川、谷田川 年 12 回
 - 五百川、舟津川、菅川、常夏川、笹原川 年 6 回
 - 桜川、藤田川、亀田川 年 4 回

【平成 29 年度水質調査結果表】（測定期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

水 系	水域名	調査地点	環境基準 [mg/l] (COD または BOD)	調査結果
阿 賀 野 川	猪苗代湖	浜路浜	COD 3 以下	1.2
		舟津港	COD 3 以下	1.3
		青松浜	COD 3 以下	1.3
	舟津川	舟津橋	設定なし	1.2
	菅川	三浜橋上流	設定なし	1.2
	常夏川	大作橋上流	設定なし	1.2
阿 武 隈 川	阿武隈川	阿久津橋	BOD 3 以下	1.3(国交省)
	五百川	石筵川合流後	BOD 2 以下	1.0
	逢瀬川	馬場川合流前	BOD 2 以下	1.1
		幕ノ内橋上流	BOD 3 以下	1.5
		阿武隈川合流前	BOD 5 以下	2.4
	大滝根川	阿武隈川合流前	BOD 2 以下	1.7
	谷田川	谷田川橋	BOD 2 以下	1.7
	藤田川	阿武隈川合流前	設定なし	1.7
	桜川	小泉橋	設定なし	2.4
	亀田川	逢瀬川合流前	設定なし	4.0
	笹原川	新橋	設定なし	2.4

備考：BOD(河川)及び COD(湖沼)の評価は、環境省の定める方法によります。(75%値)※

※75%値：水質調査の測定値を値の低い順に並べ、低いほうから数えて 75%目の値。12 回の調査を行って
いる場合、低いほうから数えて 9 番目の値となります。(9/12=75%)

◆休廃止鉱山調査

〔環境保全センター〕

公共用水域の水質を保全するため、休廃止鉱山から排出される鉱水の継続調査を行いました。

- ・高玉鉱山 年 1 回

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

調査結果では、下流において影響は認められませんでした。

(道路崩落・工事等により松井鉦山及び高旗鉦山からの排出鉦水は調査できませんでした。)

(1)-②水質浄化対策

◆特定事業場等調査(水質)

〔環境保全センター〕

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に規定される特定工場・事業場及び福島県生活環境保全等に関する条例に規定されている指定事業場等への立入調査及び改善指導等を実施しました。

【平成 29 年度届出状況】

届出の種類	特定事業場	排水指定事業場
設置届出	29 件	0 件
構造等変更届出	14 件	0 件
使用届出	0 件	0 件
氏名等変更届出	29 件	2 件
承継届出	4 件	0 件
使用廃止届出	15 件	1 件

◆下水道等普及促進事業

〔お客様サービス課〕

水質汚濁を防止し、安全で快適な生活環境を確保する下水道等の効果を高めるため、各種普及促進活動により整備区域における早期接続を促進しました。

◇各イベントでの普及啓発の実施

- ・「わくわくフェスタ」平成 29 年 7 月 1 日（土）～2 日（日） なかまち夢通り
- ・「湖南町文化祭」平成 29 年 11 月 5 日（日） サンサングリーン湖南において、下水道相談コーナーの設置及び啓発用品の配布を行い、普及促進に努めました。

◇普及訪問活動

- ・下水道等未接続世帯訪問件数

公共下水道地区：2,412 件 農業集落排水地区：440 件 計 2,852 件

◇融資あっせん実行数

公共下水道地区： 21 件 農業集落排水地区： 1 件 計 22 件

◆公共下水道汚水施設整備事業

〔下水道整備課〕

公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、面整備及び汚水幹線の整備を行いました。

- ・平成 29 年度整備面積 117.0ha

【平成 29 年度までの整備状況】

年 度	整備済面積	処理人口普及率
平成 23 年度	4,378ha	70.8%
平成 24 年度	4,385ha	70.2%
平成 25 年度	4,401ha	70.3%
平成 26 年度	4,416ha	71.1%
平成 27 年度	4,430ha	71.4%
平成 28 年度	4,460ha	72.1%
平成 29 年度	4,577ha	73.1%

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

◆郡山市県中流域関連汚水処理事業

〔上下水道局総務課〕

本市を貫く阿武隈川は、流域面積約 5,405k m²（福島県分 4,080k m²）、延長 239km（福島県分 181km）で、その流域では、福島市、郡山市をはじめとする 11 市町村、県総人口の半分以上の人々が生活しており、人口、産業の集中が著しいため、河川の水質悪化が近年顕著になっています。阿武隈川流域の県中地域 3 市 2 町における広域的な下水道整備のため、流域下水道建設及び維持管理に要する経費を負担しました。

- ・建設：水処理施設改築更新
- ・維持管理：年間処理水量 27,514,585 m³ 保管汚泥運搬量 21,523.15 t

◆浄化槽設置整備事業

〔お客様サービス課〕

公共下水道等の未整備地域についても快適な生活環境を確保し、公共用水域等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、設置を促進しました。

【平成 29 年度補助状況】

	区分	5 人槽	7 人槽	8～10 人槽	計
補助限度額 (千円)	単独処理浄化槽からの転換	332	414	548	
	〃 (窒素リン除去型)	932	1,222	1,696	
	汲み取り便槽からの転換	373	465	616	
	〃 (窒素リン除去型)	973	1,273	1,764	
	転換以外 (湖南町)	614	853	1,243	
補助基数 (基)	単独処理浄化槽からの転換	1	3	3	7
	〃 (窒素リン除去型)	0	0	0	0
	汲み取り便槽からの転換	9	20	2	31
	〃 (窒素リン除去型)	0	0	0	0
	転換以外 (湖南町)	0	0	0	0

合計 38 基

◇平成 29 年度までの補助基数累計（平成 5 年～）

補助基数 5,721 基

※「浄化槽」とは、トイレ排水や台所・風呂・洗濯及び洗面などの生活雑排水を微生物のはたらきを利用して処理し、きれいな水にして放流する施設です。従来はし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」も含め「浄化槽」と定義されていましたが、平成 13 年 4 月 1 日からは、すべての生活排水を処理する「合併処理浄化槽」のみが「浄化槽」と定義されました。

◆浄化槽維持管理費補助事業

〔お客様サービス課〕

合併処理浄化槽の使用者の負担軽減を図るため、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検と浄化槽に溜まった汚泥を汲み取る清掃の二つを合わせた維持管理、法で定められた年 1 回の 11 条検査に対する補助を行いました。

【平成 29 年度補助状況】

人槽区分	5～7	8～10	計
補助金額 (千円)	15	20	
補助基数 (基)	2,853	137	2,990

【平成 29 年度までの補助経過（平成 12 年～）】

人槽区分	5～7	8～10	計
補助基数 (基)	26,806	3,473	30,279

◆生活排水対策事業(生活排水対策講座)

〔生活環境課〕

河川の汚れの主な原因が生活排水であることから、きらめき出前講座及びどこでも環境教室などにより生活排水対策の必要性について啓発を行いました。

- ・実施回数 8 回
- ・受講者数 295 名

(1)-③広域的な連携

◆三春ダム維持管理協議会

〔政策開発課〕

三春ダムの適正な維持管理及び水質の保全を図ることを目的とし、会員市町村内で情報交換等各種活動を行いました。

構成団体：三春町（会長）、郡山市、二本松市、田村市、本宮市

◇三春ダム維持管理協議会総会

〔日時〕 平成 29 年 7 月 12 日

〔場所〕 三春ダム管理所

〔内容〕 平成 28 年度事業報告・収支決算報告、
平成 29 年度事業計画・収支予算等

◇さくら湖流域ネットワーク総会

〔日時〕 平成 30 年 2 月 13 日

〔場所〕 自然観察ステーション

〔内容〕 基調講演など

◆大滝根川流域生活排水対策推進協議会

〔生活環境課〕

大滝根川流域が生活排水対策重点地域に指定されたことに伴い流域市町が協議会を設置し、各市町において、生活排水対策を行いました。

◇生活排水対策啓発事業

ゴムベラ及び啓発用チラシを各種イベントにおいて配布

◆阿武隈川サミット実行委員会

〔生活環境課〕

阿武隈川をよく知り、川との共生をめざしながら、流域それぞれの実態に即した治水・利水計画との調和を図り、河川環境保全を推進するため、福島県・宮城県内の阿武隈川沿いの 22 自治体が連携し、良好な河川環境を貴重な遺産として次世代に伝えていく取り組みを行いました。

(2)猪苗代湖の保全

豊かな自然に恵まれた良好な水環境のシンボリック存在でもある「紺碧の猪苗代湖」の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な使命です。

そのため、県や周辺市町村などと連携し、猪苗代湖の水環境保全対策を総合的かつ計画的に推進します。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
8	湖心の水質測定値 COD（mg/l） 全窒素（mg/l） 全りん（mg/l）	0.7 0.25 0.003 以下	0.50 以下 0.20 以下 0.003 以下	平成29年度
9	湖南岸部（湖南地区）の水質測定値 COD（mg/l） 全窒素（mg/l） 全りん（mg/l）	1.2 0.35 0.005	1.0 以下 0.20 以下 0.005 以下	平成29年度
水の汚れ具合を示すCOD、全窒素、全りんについて、良好な水質を長期的に保つため、改善・維持することを目指します。目標の設定にあたっては、福島県策定の「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」との整合を図ります。なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。 ※毎年度の目標達成を目指します。				

● 計画の目標に対する評価

年 度	環境指標	湖心の水質測定値		湖南岸部（湖南地区）の水質測定値	
		現 況	評価	現 況	評価
平成22年度	COD 全窒素 全りん	1.0 0.24 0.003	△	1.1 0.24 0.004	△
平成23年度	COD 全窒素 全りん	1.0 0.22 0.004	△	1.1 0.23 0.005	△
平成24年度	COD 全窒素 全りん	1.0 0.25 0.003	△	1.3 0.24 0.012	△
平成25年度	COD 全窒素 全りん	1.3 0.23 0.006	△	1.2 0.24 0.006	△

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

年 度	環境指標	湖心の水質測定値		湖南岸部（湖南地区）の水質測定値	
		現 況	評価	現 況	評価
平成26年度	COD 全窒素 全りん	1.1 0.22 0.003	△	1.2 0.23 0.004	△
平成27年度	COD 全窒素 全りん	1.1 0.26 0.006	△	1.2 0.26 0.006	△
平成28年度	COD 全窒素 全りん	1.3 0.19 0.006	△	1.3 0.20 0.006	△
平成29年度	COD 全窒素 全りん	1.2 0.19 0.008	×	1.3 0.19 0.008	×

湖心及び湖南岸部（湖南地区）の水質測定値は、すべての年度において目標を達成することはできませんでした。水質浄化を図るため、今後も引き続き県や流域自治体等と連携し、広域的な取り組みを行うとともに、先進事例を参考に猪苗代湖の保全に努めます。

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

(2)-①水質の調査・研究

◆猪苗代湖水環境保全事業

〔環境保全センター〕

猪苗代湖の水質を保全するため、湖水の透明度低下要因、pH 上昇関与物質、富栄養化現象の動向とその結果増加するプランクトン量、湖内生産量増加要因物質等の調査を実施しました。

◇調査実施内容

・猪苗代湖水質調査

調査地点：猪苗代湖（浜路浜、舟津港、青松浜）

調査項目：透明度、pH、COD、窒素、りん、鉄、マンガン、イオンバランス（陰イオン、陽イオン）等

・湖内生産量調査 調査項目：プランクトン、クロロフィル a

・調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜 ・調査回数：4月から11月まで8回実施

【猪苗代湖水質調査結果】

調査地点	pH						
	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
浜路浜	6.8	6.9	6.8	6.9	7.0	6.8	6.8
舟津港	6.8	6.9	6.8	6.9	7.0	6.9	6.9
青松浜	6.8	6.9	6.8	6.9	7.0	6.9	6.9

(2)-②水質・周辺環境対策

◆特定環境保全公共下水道整備事業

〔下水道整備課〕

公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、湖南地区の面整備を行いました。

・平成29年度整備面積 1.5ha

【平成 29 年度までの整備状況】

全体計画面積	整備済面積	整備率
180ha	146.1ha	81.2%

◆猪苗代湖岸環境美化事業

〔生活環境課〕

本市、会津若松市及び猪苗代町で構成する猪苗代湖環境保全推進連絡会において、猪苗代湖岸の環境美化を図るため、次の事業を行いました。

◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃

〔実施期間〕 平成29年4月1日～11月30日

〔実施箇所〕 猪苗代湖各浜（14浜）

〔実施状況〕 延べ34日（会津若松市6日、郡山市9日、猪苗代町19日）

※本市の清掃砂浜：館浜、舟津浜、青松浜、秋山浜、横沢浜

◇猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦

〔実施状況〕 郡山市（館浜 7月28日）市民 41名 収集ごみ約 30kg

猪苗代町（上戸浜 8月6日）町民 115名 収集ごみ約270kg

会津若松市（崎川浜 8月6日）市民 12名 収集ごみ約 14kg

※このほか、年間を通して県内のボランティア団体や企業等の様々な団体により湖岸清掃が行われています。

◆水環境にやさしい農業推進事業

〔園芸畜産振興課〕

猪苗代湖の良好な水環境を保全するため、適切な施肥及び水管理についての啓発を行うことにより、農用地からのりん及び窒素の含有物、稲わら、刈り取った雑草等の流出抑制に努めました。

◆**特定環境保全公共下水道接続補助事業**

〔上下水道局総務課〕

湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、接続率の向上及び猪苗代湖など公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道へ接続する高齢者世帯へ補助を行いました。

- ・補助件数 3 件 補助金額 365,000 円

(2)-③適切な利活用の推進

◆**猪苗代湖岸施設整備事業**

〔観光課〕

湖水浴場及びキャンプ場等の利便性や利用客の安全性等を確保し、観光地のイメージアップ及び観光誘客を図るため、トイレやキャンプ施設、駐車場の整備を行いました。

- ・平成 29 年 7 月 21 日（金）から 8 月 20 日（日）まで湖水浴場開設
- ・湖水浴場開設期間中、監視員による湖岸巡視及び清掃を実施

(2)-④広域的な連携

◆**猪苗代湖環境保全推進連絡会による取り組み**

〔生活環境課〕

猪苗代湖の環境及び水質保全対策を総合的に推進するため、平成 13 年に本市、会津若松市及び猪苗代町により設立されたもので、次の事業を行いました。

- ◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃
- ◇猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦
- ◇子ども交流会

〔開催日〕 平成 29 年 11 月 17 日

〔開催場所〕 郡山公会堂

〔内 容〕 猪苗代湖を囲む小学生の環境活動発表などを行いました。（参加者 72 名）

- ◇猪苗代湖に関連するイベントでの啓発

啓発グッズ 900 セットを購入し、各種イベント等において配布・啓発を行いました。

◆**猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会による取り組み**

〔生活環境課〕

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境保全対策を積極的に推進し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に寄与することを目的として、平成 12 年 11 月に設置されたもので、次の各種事業を行いました。

《構成会員》 福島県、周辺市町村、民間団体及び個人

- ◇「県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃」

平成 29 年 6 月 24 日猪苗代湖舟津浜（郡山市）にて開催（参加者 641 名）

- ◇水環境保全推進員活動

水環境保全推進員の委嘱による巡回等活動（委嘱数：21 人）

- ◇その他

会報誌の発行、湖美来基金による湖美来クラブ運営、水環境保全活動の支援事業、他団体等が実施するイベント等への後援、参加等を行いました。

(3)水資源の確保と水の有効利用

自然が持つ本来の保水能力の保全のため、水源かん養林・農地の保全や雨水浸透を推進するとともに、雨水貯留の推進や節水などにより水資源を有効に利用し、良好な水循環の保全に努めます。

No.	環境指標	現況（H19）	目標	目標年度
10	1人1日当たりの節水量	—	120節水 (使用量3300)	平成29年度
	シャンプーを流すときだけでなく、髪を洗っている間、シャワーを1分間出しっぱなしにしていると、120の水が流れてしまうといわれます。日常生活での節水を心がけ、1人1日当たりの水道使用量（＝3420：H19年の使用量）を基準とし、1日1分間120の削減を目指します。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	60節水 (使用量3360)	○
平成23年度	10節水 (使用量3410)	△
平成24年度	40節水 (使用量3380)	△
平成25年度	60節水 (使用量3360)	△
平成26年度	90節水 (使用量3330)	○
平成27年度	160節水 (使用量3260)	◎
平成28年度	170節水 (使用量3250)	◎
平成29年度	130節水 (使用量3290)	◎
1人1日当たりの節水量は、平成26年度以降から順調に進み、目標を達成しました。しかし、平成29年度は平成27～28年度と比べ使用量が増えたことから、今後も節水意識の啓発に努めます。		

(3)-①地下水かん養機能の確保

◆水源林再生支援事業

〔林業振興課〕

森林主伐後の水源かん養、災害防止など「森林の持つ公益的機能」を保全するための再造林の実施に対し補助を行いました。

〔事業内容〕 補助対象面積 4.0 ha

〔事業費〕 4,000,000 円

◆市有施設建設事業(雨水浸透・透水性舗装の導入)

〔建築課〕

市有施設の建設において、舗装面の雨水等を側溝に排水せずに土壤に浸透させることにより水循環の保全を図っています。

・安積永盛駅前自転車等駐車場改修工事において浸透性舗装を採用しました。

(3)-②水資源の有効利用

◆節水・水有効利用の推進（第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業）〔生活環境課〕

行政が自ら一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、水道使用量の削減に取り組みました。

【平成 29 年度水道使用量】

水道使用量[m ³]		平成 21, 28 年度比[%]
平成 21 年度	平成 29 年度	
845,882	796,912	-5.8

(3)-③規制・指導

◆地盤沈下対策

〔環境保全センター〕

良好な水循環の確保を図るため、県条例に規定される一定規模を有する揚水設備の設置届出時において適正揚水量の指導を行いました。

◇福島県生活環境の保全等に関する条例第 55 条に基づく届出

(吐き出し口の断面積 21 cm²を超える設備)

・平成 29 年度届出

設置届出：2 件 廃止届出：0 件 氏名変更等届出：3 件 承継届出：2 件

・平成 29 年度末までの届出状況

届出事業場数：35（施設数：91）

(4) 身近な水辺の保全と創造

水とふれあう場や親しみある水辺空間の整備・活用に努めるとともに、河川改修などにおいては、多自然性護岸を積極的に取り入れるなど、自然に配慮した水辺の保全と創造に努めています。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
11	多自然工法による河川等の整備延長	2. 9 k m	7. 0 k m	平成29年度
	準用河川における多自然工法での護岸等の整備延長。自然に配慮した水辺の保全・再生を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	3. 2 k m	△
平成23年度	3. 3 k m	△
平成24年度	3. 3 k m	△
平成25年度	3. 5 k m	△
平成26年度	3. 5 k m	△
平成27年度	3. 5 k m	△
平成28年度	3. 6 k m	△
平成29年度	3. 6 k m	×
多自然工法による河川等の整備延長は、計画年度当初より整備が遅れ、目標値を達成することはできませんでした。河川改修においては、近年増加している豪雨災害など考慮した防災面の整備を優先しており、環境に配慮した改修に重点を置くことは難しい状況もありますが、今後も自然環境保全に配慮した河川整備を推進していきます。		

(4)-①水と親しめる空間の創造

◆水辺空間整備事業

〔河川課〕

各々の河川が持つ、歴史、風土、自然環境を十分に尊重した有効な水辺空間の保全と利用を考え、「水と緑あふれる水辺空間」を住民と一体となり創出するため整備を進めています。

- ・河川愛護団体報奨金：60 団体
- ・河川環境保全事業：花苗配布
[事業費]15,987,000 円

(4)-②環境に配慮した護岸の整備

◆都市基盤河川改修事業

〔河川課〕

河川狭小と流域内の急激な都市化により、著しく低下している治水安全度を高めるため、河川改修を行うとともに、親水性や河川の自然環境に配慮することにより、市民が“憩い”と“うるおい”を感じる川づくりを進めています。

- [対象河川] 一級河川 南川
- [事業内容] 函体工事、護岸工事

◆河川改修事業

〔河川課〕

川幅狭小区間を解消し治水安全度を高めるとともに、環境に配慮した河川整備を推進するため、平成 29 年度においては下記の事業を行いました。

- ・準用河川：愛宕川、徳定川
- ・普通河川：大槻川

(4)-③保全活動の推進

◆河川クリーンアップ作戦

〔河川課〕

ふるさとの川や海の環境美化作業を通じて、河川・海岸に対する愛護意識のより一層の普及を目指し、「河川・海岸愛護月間」である 7 月の第一日曜日を「河川愛護デー」として、県内の河川、海岸において県民総参加のもとに環境美化活動（クリーンアップ作戦）を実施しました。

- ・参加人数：15,353 人
- ・ゴミ搬入量：58,590 kg（可燃 55,040 kg・不燃 3,550 kg）
※東日本大震災の影響により、福島県は昨年度と同様、県内一斉の実施を見合わせましたが、郡山市は地域住民の要望等もあり、平成 29 年 7 月 2 日（日）に実施しました。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

(1) 廃棄物対策

「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」へと転換を図ることが求められています。そのため、廃棄物（一般及び産業廃棄物）を適正に処理するという考え方だけではなく、廃棄物の減量化や資源の有効利用に取り組みます。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
12	1人1日当たりのごみ排出量	1, 193 g	990 g	平成29年度
13	リサイクル率（家庭系）	19.9%	24.0%	平成29年度

市の施設で処理したごみの量をもとに、市民1人1日当たりのごみの排出量を算出し、市全体でごみ減量を目指します（集団資源回収量とあわせ産廃量を除く）。

また、リサイクル率（家庭系） $[\text{＝（資源物として回収した量＋破砕回収金属＋集団資源回収）} \div \text{（家庭系ごみ量＋集団資源回収）}]$ の向上を目指します。

● 計画の目標に対する評価

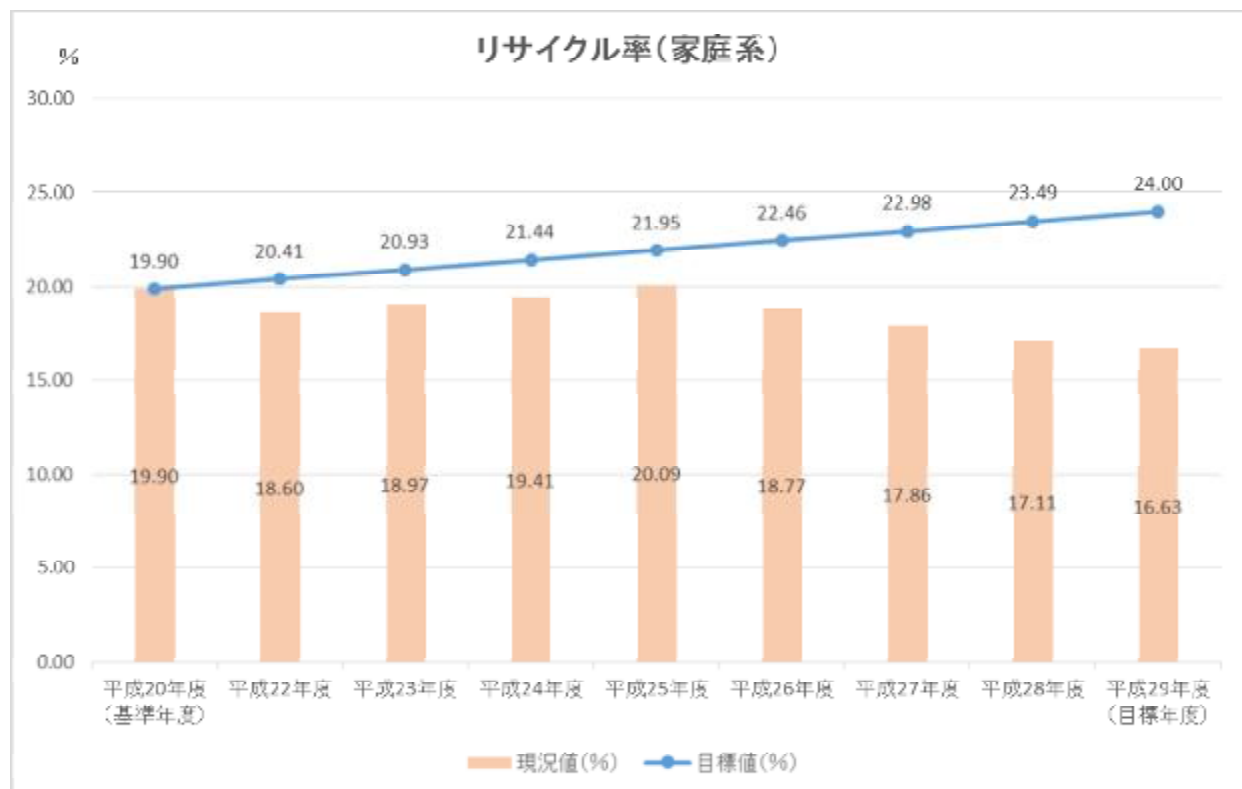
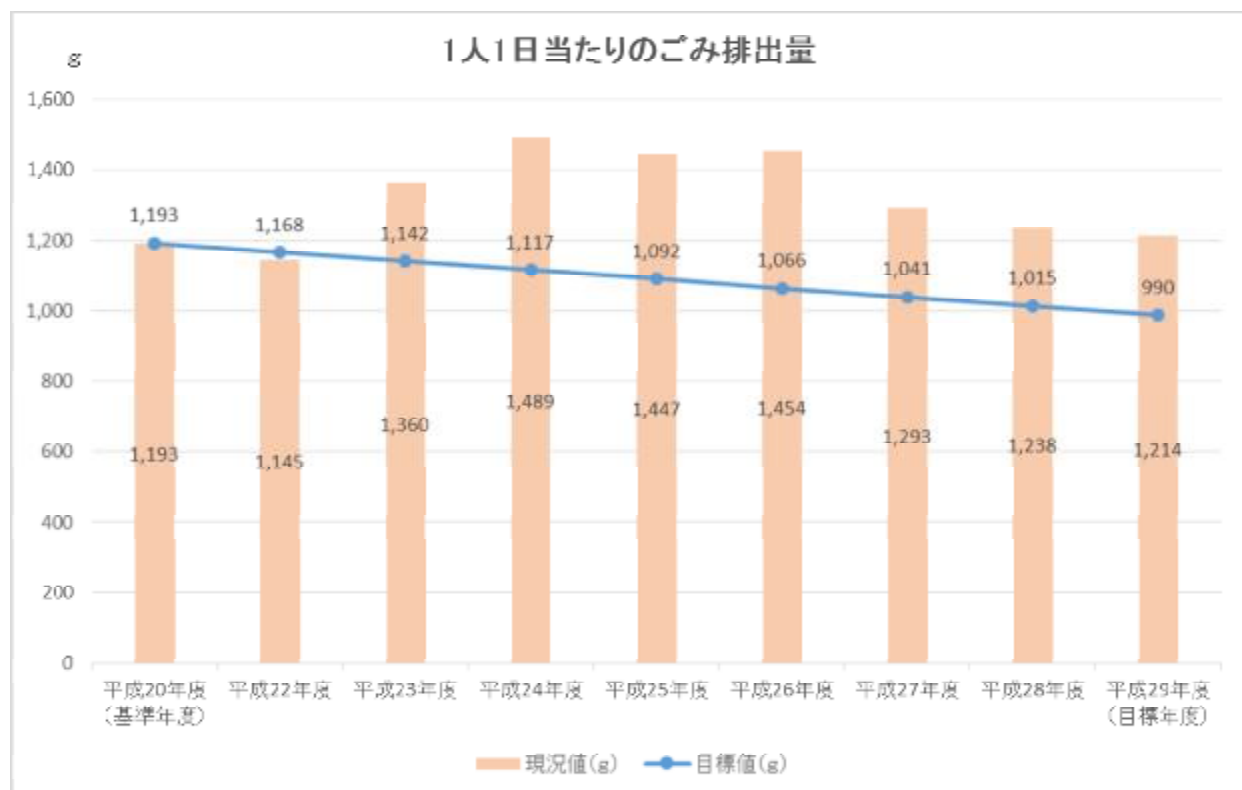
年 度	1人1日当たりのごみ排出量		リサイクル率（家庭系）	
	現 況	評価	現 況	評価
平成22年度	1, 145 g	○	18.60%	△
平成23年度	1, 360 g	△	18.97%	△
平成24年度	1, 489 g	△	19.41%	△
平成25年度	1, 447 g	△	20.09%	△
平成26年度	1, 454 g	△	18.77%	△
平成27年度	1, 293 g	△	17.86%	△
平成28年度	1, 238 g	△	17.11%	△
平成29年度	1, 214 g	×	16.63%	×

1人1日当たりのごみ排出量は、震災の影響により高い水準で推移し、その後、減少傾向にありますが、目標値を達成できませんでした。生活系可燃ごみの組成調査では、全体の約3割において資源物が混入していることから、分別の徹底が必要となります。今後もさらなる生ごみの減量・資源化の取り組みを行うとともに、ごみ排出量による公平な費用負担を図るため、ごみ処理の有料化についても検討いたします。

家庭系のリサイクル率は、ほぼ横ばいの状況が続き、目標値を達成できませんでした。近年では、商業施設等での店頭回収が進んでいることから、市内でのリサイクル率向上のため、事業者の自主回収システムを支援していきます。

※ 第三次環境基本計画では、取り組みの柱の1つである「資源が循環するまちづくり」を目指すため、「1人1日当たりのごみ排出量」及び「再生利用率」を環境指標として設定しています。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～



4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

(1)-①意識啓発

◆廃棄物排出量の削減（第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業）

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、廃棄物排出量の削減に努めました。なお、廃棄物排出量は震災以降、徐々に削減されてきましたが、削減目標には至っていないことから、目標達成に向けた廃棄物の排出抑制が必要です。

【廃棄物排出量】

種 別		廃棄物排出量[t]		平成 21,28 年度比[%]
		平成 21 年度	平成 28 年度	
合 計		1,236	1,361	+10.1
内 訳	可燃ごみ	1,179	1,274	+8.1
	不燃ごみ	57	87	+52.6
(参考) 資源物		107	101	-5.6

◆グリーン購入の推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)

〔生活環境課〕

地球上の限りある資源（エネルギー、金属、森林など）を有効に活用し、資源の循環利用を図るなど地球への負担を最小限に抑えるため、平成 29 年度郡山市環境物品等の調達方針に基づき、15 分野 113 品目について調達目標を設定し、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入」を推進しました。



◆教育施設生ごみ再利用処理機設置事業

〔学校管理課〕

ごみの減量化・リサイクル意識の高揚を図るため、学校給食から排出される野菜屑、残さ等をコンポスト化（肥料）し、環境教育及び情操教育の一環として有効活用に努めました。

・実施施設：自校給食実施小学校 5 施設

◆**家庭系ごみ減量推進事業**

〔清掃課〕

町内会等のごみ出し対話集会の実施をはじめ、広報誌、ウェブサイト等に啓発記事を掲載し、ごみ減量の協力を呼びかけました。

- ・対話集会実施回数 9回
- ・広報誌等掲載回数 15回

◆**事業系ごみ減量推進事業**

〔清掃課〕

ごみ集積所に事業系ごみを排出した事業者に対し、ごみの適正処理について指導・助言を行いました。

- ・事業者に対する指導・助言件数 8件

◆**市民総ぐるみクリーンこおりやま運動**

〔清掃課〕

美しいまち、美しい自然を保全し快適な生活環境を築くとともに、ごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図るため、道路、公園、公共施設等の周辺に捨ててある空き缶、空きびん、紙くずなどの収集を市民が一丸となって実施しました。

- ・第1回 平成29年 6月4日(日) 収集量：143.23 t
- ・第2回 平成29年 10月1日(日) 収集量：119.20 t

◆**木戸前清掃**

〔清掃課〕

平成8年6月から、毎月1日の朝、全市一斉に市民及び事業者が、それぞれの家、商店及び事業所などの出入口や玄関先(木戸前)を清掃することで、散乱ごみに対する意識の啓発を行っています。

◆**アイラブロード事業**

〔道路維持課〕

地域の皆様に、自らの地域道路の清掃活動をボランティアとして協力いただき、市民の活動を支援しました。

- ・平成29年度加盟団体 55団体

◆**3Rフェスティバル**

〔清掃課〕

「ごみ減量・リサイクル推進週間」及び「環境月間」に合わせクリーンフェスティバルを開催し、「ごみの減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識高揚を図りました。

◇「ごみゼロの日」ポイ捨て等防止啓発キャンペーン

- ・日時：平成29年5月30日(火)
- ・場所：JR郡山駅西口駅前広場及びその周辺
- ・内容：ポイ捨てごみの回収並びに街頭啓発活動を行いました。

◇ごみ処理施設見学バスツアー

- ・日時：平成29年7月6日(木)
- ・場所：富久山クリーンセンター
- ・内容：ごみ処理施設の見学会を実施しました。(参加者：79名)

◇「ごみをなくそう！ぼく、わたしの提言」作文・ポスター・標語コンクール

- ・内容：「3R」をテーマとして、市内の小学生から作文・ポスター・標語を募集し、優秀作品を表彰しました。(応募作品数：201作品)

◇「生ごみ減量！減るしいレシピ」コンクール

- ・内容：「生ごみ減量」をテーマとして、市民からオリジナルレシピを募集し、優秀作品を表彰しました。(応募作品数：61作品)

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◇3Rを考えるステージ

- ・日時：平成29年11月12日（日）
- ・場所：ニコニコこども館
- ・内容：郡山女子短大生による廃棄物を利用した子ども向けの人形劇や楽器の演奏及びポイ捨て防止、ごみ減量、リサイクル、分別収集についてのPRトークなどを行いました。

◆出前講座「わたしたちとごみ」の実施

〔清掃課〕

きらめき出前講座及びどこでも環境教室により、ごみの減量やリサイクル、まち美化に係わる取り組みについて説明を行い、ごみ問題に関しての理解と協力を求めました。

- ・実施回数 2回、受講者数 177名

◆「わたしたちとごみ」作成・配布事業

〔清掃課〕

子どもたちに郡山市のごみ処理の現状とリサイクルについて学習してもらい、自分たちにもできる取り組みについて知ってもらうため、社会科授業の学習資料として「わたしたちとごみ」を作成し、市内小学校4年生に配布しました。

- ・作成部数 3,500部

◆リサイクル図書コーナーの設置

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、市民から寄贈された図書によるリサイクル図書コーナーを設置し、図書の再利用を図りました。

合計 2,956冊

（内訳）4月： 0冊、 5月： 0冊、 6月： 0冊、 7月： 0冊、8月：480冊、
9月：530冊、10月：420冊、11月：390冊、12月：356冊、
30年1月：250冊、 2月：230冊、 3月：300冊

また、昨年に引き続き、蔵書として適さなくなった図書館資料と保存期限の過ぎた雑誌などを広く市民に無償提供し、不要となった図書の有効活用を図るリサイクルブックフェアを、図書館全館（12館）で実施しました。

◇平成29年度事業内容

12館合計 準備：22,113冊、譲与：12,261冊、来場：1,959人、譲与：1,532人

(1)-②一般廃棄物処理の適正化

◆粗大ごみリユース（再使用）推進事業

〔清掃課〕

3R施策の一つであるリユース（再使用）の推進を図るため、粗大ごみの中から使用状態がよく、修理等を要せず現状のままで再使用可能な家具を、希望する市民に無償での提供を行いました。

- ・リユース家具展示会及び申込抽選会の実施回数 3回
- ・リユースした家具の数 42点

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆分別収集推進事業

〔清掃課〕

市内各世帯への平成 28 年度ごみの日カレンダー、ごみの分け方と出し方パンフレットの配布等により、ごみの分け方と出し方について周知徹底を図りました。

【分別の種類一覧（4 種 13 分別）掲載】

4 種	13 分別
燃やしてよいごみ	燃やしてよいごみ
燃えないごみ	燃えないごみ
粗大ごみ	粗大ごみ
資源物	びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶、アルミ缶・スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装



ごみの日カレンダー

◆生ごみ減量啓発事業(生ごみ処理容器無償貸与事業)

〔清掃課〕

一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器（コンポスト容器、ボカシ密閉容器）を無償貸与しました。

- ・コンポスト容器無償貸与数 130 個
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 62 組

◇平成 29 年度までの実績

- ・コンポスト容器無償貸与数 9,976 個（平成 4 年度～）
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 6,134 組（平成 7 年度～）

◆環境浄化推進員制度

〔清掃課〕

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇地区住民との連携による監視体制

- ・不法投棄監視員による管内巡回：25 名（14 地区）
- ・各地区保健委員会環境浄化部（環境浄化推進員）による地区内の監視：約 700 名

◆資源回収業者報奨金制度

〔清掃課〕

集団資源回収運動を推進するため、市場価格の低落等により資源物が引き取られない状況が生じた場合、資源物を回収する業者等に対し報奨金を交付しています。平成 29 年度は、資源物の市場価格の安定により、業者等に対する報奨金の交付実績はありませんでした。

◆集団資源回収報奨金制度

〔清掃課〕

再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。

【対象品目】 古紙、金属、繊維、びん、その他有価物

【単 価】 5 円/kg（一律）

◇平成 29 年度までの実績

【実施団体数】 531 団体

【回 収 量】 5,282 t（古紙：4,994 t、金属類：153 t、繊維：7 t、びん：128 t）

【報 奨 金】 26,420,965 円

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆一般廃棄物収集運搬業務

〔清掃課〕

一般廃棄物収集運搬業務の民間委託など、効率的なごみ収集体制の整備を図りました。

【一般廃棄物処理状況（汚泥類を除く）】

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	合 計
平成 29 年度	134,898.24 t	4,046.64 t	8,376.23 t	955.81 t	148,276.92 t

【ごみ処理量及び処理費用（平成 29 年度） ※小数点以下四捨五入】

区 分	処 理 量		処 理 費 用	
	一日当り	一年間当り	一日当り	一年間当り
一人あたり	1,214 g	443 kg	40 円	14,427 円
一世帯あたり	2,879 g	1,051 kg	94 円	34,210 円
郡山市全体	406 t	148,086 t	13,206 千円	4,820,352 千円

※人口及び世帯数については、平成 30 年 3 月 1 日現在の数値で算定

（人口：334,132 人、世帯数：140,904 世帯）

【リサイクル率（単位：％）】

年 度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
全 体	12.24	11.70	12.16	10.94	10.98	10.94	10.77
家庭系のみ	18.97	19.41	20.09	18.77	17.86	17.11	16.63

※リサイクル率（家庭系）算出方法

（分別収集回収量+破砕回収金属量+集団資源回収量）/（ごみ総量+集団資源回収量）

※ごみ総量は、事業系ごみから併せ産廃を除いた量。

【回収量等】

年度	分別収集回収量	破砕回収金属量	集団資源回収量	ごみ総量 （家庭系）
H23	10,334 t	3,332 t	6,603 t	100,217 t
H24	10,026 t	3,163 t	6,794 t	96,134 t
H25	10,167 t	3,270 t	6,619 t	93,225 t
H26	9,577 t	1,951 t	6,650 t	90,203 t
H27	8,980 t	1,941 t	6,102 t	89,230 t
H28	8,438 t	1,856 t	5,646 t	87,532 t
H29	8,158 t	1,868 t	5,284 t	86,782 t

◆し尿処理事業

〔清掃課〕

市民が清潔で快適な生活を営むことができるよう、環境整備の一環として、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行いました。

・し尿：10,940 kℓ ・浄化槽汚泥：50,252 kℓ

◆清掃施設補修整備事業

〔清掃課〕

富久山クリーンセンター、河内クリーンセンター、西田埋立処分場、河内埋立処分場及び衛生処理センターの各清掃施設の機能維持と安全性を確保するため、適正な補修整備を行いました。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆富久山クリーンセンター資源化選別施設整備事業

〔清掃課〕

増加するペットボトル等の受け入れに対応するため、旧富久山清掃センターを解体し、跡地にストックヤードを増設します。平成 29 年度は解体工事を実施するとともに、増設するストックヤードの建設工事を実施しました。(平成 27～29 年度事業)

(1)-③公共事業における産業廃棄物対策の推進

◆道路整備事業(産業廃棄物適正処理)

〔道路建設課〕

道路工事により発生する産業廃棄物の適正な処理を行い、快適な都市生活環境の確保と創造を図りました。

・幹線道路新設改良舗装事業、踏切改良促進事業、生活道路改良舗装事業において実施しました。

◆PCB 廃棄物適正処理対策事業

〔廃棄物対策課〕

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられた PCB 使用製品及びその廃棄物の法定期間内処理実現のため、本市の市有施設で保管している高濃度 PCB 廃棄物の処理及び市内の電気工作物設置事業者を対象とした PCB 廃棄物及び使用製品の有無のアンケート調査を実施しました。

◇市有施設内高濃度 PCB 廃棄物処理業務

・処分量：2,160kg

・処理品目：蛍光灯安定器、PCB 汚染物

◇市有施設内低濃度 PCB 廃棄物処理業務

・処分量：15,601kg

・処理品目：高圧トランス、高圧コンデンサ、遮断器、整流器、PCB 汚染物

◇未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査業務

・アンケート調査対象事業者数：1,741 件、アンケート未着事業者数：66 件

・保有が判明した事業者数：143 件、未回答事業者数：628 件

・保有事業者への聴取及び現地調査：143 件／143 件

・未回答事業者への聴取及び現地調査：437 件／628 件

(1)-④規制・指導及び監視体制の充実

◆ポイ捨て・犬のふん放置防止啓発事業

〔清掃課〕

ポイ捨て及び犬のふんの放置防止を啓発推進し、市民の快適な生活環境を確保するため、「郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止条例」（平成 11 年 4 月 1 日から施行）に基づき、「郡山市ポイ捨て等防止指導員（6 人）」等による啓発・指導活動を行いました。

◆マナーリーダー(犬のふん放置防止啓発ボランティア)登録制度

〔清掃課〕

「マナーリーダー」登録者が市内各地域において犬の飼い主の立場からボランティアによる啓発活動を行いました。

[登録者数] 71 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）

◆不法投棄監視員制度、「廃棄物の不法投棄の情報提供」についての協定

〔清掃課〕

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇企業等との連携による監視体制

多数の外務職員を擁する企業等との不法投棄に関する情報提供の協定の締結

・郡山市内 54 郵便局（平成 13 年 8 月 9 日締結）

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合（平成 14 年 2 月 12 日締結）
- ・市内 21 の各業種組合並びに団体（平成 15 年 9 月 4 日締結）
- ・一般社団法人福島県測量設計業協会県中支部（平成 18 年 11 月 21 日締結）
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会（平成 19 年 6 月 29 日締結）

◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業

〔廃棄物対策課〕

排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うとともに、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。

【平成 29 年度実績】

内容	件数
不法投棄	14 件
野外焼却	13 件
不適正処理	14 件
計	41 件

◇不法投棄監視カメラ設置

- ・移動式監視カメラ設置台数：10 台（不法投棄多発地区に適時設置）

◇不法投棄等監視業務委託

- ・休日・夜間のパトロール日数：120 日
- ・休日・昼間のパトロール日数：14 日

また、産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物運搬車両の運転手に対しマニフェストの確認や適正処理の指導啓発を行いました。

実施月日	実施場所	調査台数	啓発台数
平成 29 年 6 月 29 日	田村町地内 国道 49 号線	1	6
平成 29 年 10 月 17 日	熱海町地内 国道 49 号線	4	18
計		5	24

◆不法投棄一斉撤去作業の実施

〔清掃課〕

「きれいな水と豊かな緑」を守り、美しく住みよいまちづくりを推進するため、不法投棄監視員の報告をもとに市内の山林、川などに大量に投棄されている廃棄物を地域住民・行政・関係機関が一体となり市内各地区で撤去作業を行いました。

【平成 29 年度までの実績】

年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
実施地区数	1	10	11	10	7	11	10
回収量（t）	2	14	30	37	17	42	20
処分料（千円）	21	284	465	513	226	574	377

(2) 公害と新たな生活環境問題への対応

市民が健康かつ安全に生活できるよう、公害※の未然防止に努めるとともに、公害の発生に備え、連絡体制の整備を行います。

また、日照障害や電波障害、光害などの新たな生活環境問題の発生を防止し、良好な生活環境の確保を目指します。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	301時間	200時間以下	平成29年度
	光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、高濃度では目やのどの痛みを引き起こすほか、農作物や植物にも悪影響を与えます。全国的に環境基準超過の傾向が見られ、本市でも超過している状況であり、今後改善していくことを目標とします。 ※光化学オキシダント環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。 ※毎年度の目標達成を目指します。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	287時間	△
平成23年度	142時間	◎
平成24年度	146時間	◎
平成25年度	169時間	◎
平成26年度	338時間	△
平成27年度	344時間	△
平成28年度	205時間	△
平成29年度	327時間	×

光化学オキシダントの環境基準超過時間数は、平成23～25年度においては目標値以内を維持していましたが、他の年度については環境基準を超過し、目標を達成できませんでした。光化学オキシダントの環境基準未達成という状況は全国的な傾向であり、東アジアからの越境汚染による影響、工場等からのばい煙や自動車の排気ガスに含まれる物質が原因であることから、今後も各測定局による常時監視を行うとともに、工場等への適切な指導を行ってまいります。

(2)-①現況調査の実施

◆大気汚染調査

〔環境保全センター〕

大気中の汚染物質である窒素酸化物、硫黄酸化物、オキシダント（光化学スモッグの原因物質）等を常時監視し、大気環境の保全に努めるとともに、大気汚染防止法等に基づく届出の受理、審査、指導を行いました。

◇特定事業場からの届出

- ・設置届出：17件 使用届出：0件 構造等変更届出：2件 期間短縮届出：12件
- ・氏名等変更届出：33件 承継届出：7件 使用廃止届出：20件

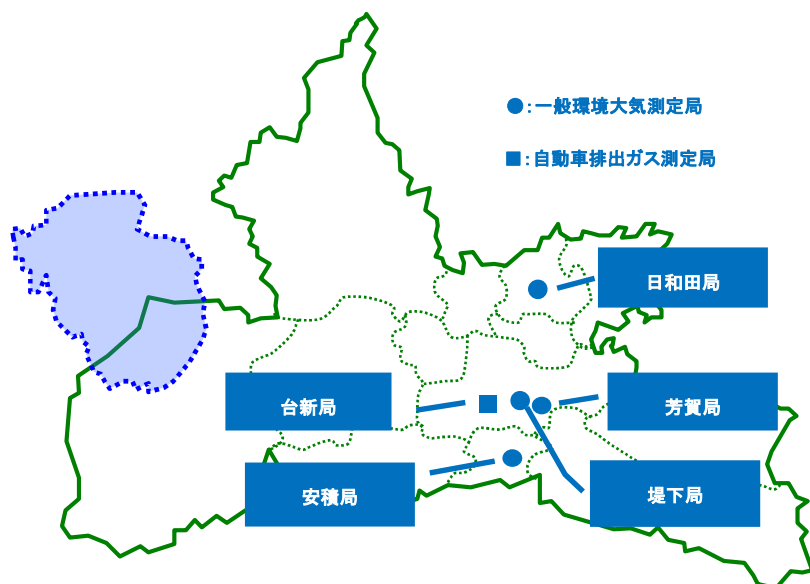
◇ばい煙指定事業場からの届出

- ・設置届出：0件 廃止届出：3件 氏名変更届出：2件 変更届出：0件

◇大気常時監視測定5局（芳賀、堤下、日和田、安積、台新）

〔測定項目〕二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、微少粒子状物質（PM2.5）、気象条件

〔測定期間〕平成29年4月1日～平成30年3月31日



※1 一般環境大気測定局

一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局。

※2 自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象とした汚染状況を常時監視する測定局。

【平成29年度大気環境基準達成状況】

No.	測定局名	環境基準達成状況（○：達成 ×：未達成）					
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	微小粒子状物質
1	芳賀	○	○	×	○		○
2	堤下	○	○	×	○		
3	日和田			×			
4	安積			×			
5	台新		○		○	○	○

※詳細は、市ウェブサイトの「郡山市の大気環境の状況」に掲載しています。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

○有害大気汚染物質の調査 2地区（開成山公園、芳賀地域公民館）年12回 ベンゼン等9物質
【平成29年度有害大気汚染物質調査結果】

No.	調査対象物質	(単位)	調査地点		評価値		平成28年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果	
			開成	芳賀	環境基準	指針値	平均値	濃度範囲
1	ベンゼン	μg/m ³	0.74	0.86	3	—	0.91	0.24～3.6
2	トリクロロエチレン	μg/m ³	0.23	0.16	200	—	0.40	0.0060～11
3	テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.044	0.095	200	—	0.12	0.010～1.4
4	ジクロロメタン	μg/m ³	0.62	0.66	150	—	1.3	0.26～9.0
5	アクリロニトリル	μg/m ³	0.034	0.044	—	2	0.066	0.0050～1.4
6	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.011	0.013	—	10	0.030	0.0021～1.2
7	水銀及びその化合物	ng/m ³	1.5	1.5	—	40	1.9	0.78～12
8	ニッケル化合物	ng/m ³	0.71	1.0	—	25	3.3	0.089～32
9	クロロホルム	μg/m ³	0.15	0.15	—	18	0.23	0.042～3.2
10	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.10	0.11	—	1.6	0.15	0.030～4.3
11	1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.054	0.066	—	2.5	0.097	0.0020～0.97
12	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.32	0.35	—	6	1.3	0.064～28
13	マンガン及びその化合物	ng/m ³	4.3	5.8	—	140	20	0.012～200
14	塩化メチル	μg/m ³	1.6	1.6	—	—	1.5	0.37～5.2
15	トルエン	μg/m ³	5.5	11	—	—	6.3	0.42～58
16	酸化エチレン	μg/m ³	0.057	0.078	—	—	0.071	0.016～0.49
17	アセトアルデヒド	μg/m ³	1.6	2.6	—	—	2.1	0.41～9.1
18	ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.6	3.8	—	—	2.5	0.47～9.7
19	バリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.0052	0.0054	—	—	0.017	0.0020～0.10
20	クロム及びその化合物	ng/m ³	0.84	1.1	—	—	4.5	0.12～50
21	ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	0.060	0.055	—	—	0.18	0.0058～2.8

【備考】 環境基準は「大気環境基準値」、指針値は「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」を示します。

◆大気中のアスベスト監視等

〔環境保全センター〕

アスベスト除去工事等の適正な指導と併せて、適宜、除去工事周辺のアスベスト濃度を監視するとともに、定点において定期的に一般環境大気中のアスベスト濃度をモニタリングしました。

◇アスベストの調査対策

- ・環境調査（朝日、富久山町）年4回（結果：世界保健機関の環境保健評価基準内）
- ・除去作業実施届出件数 22件（立入調査26回）

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆地下水及び土壌汚染調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に規定される特定事業場等において使用・製造される有害物質等による地下水・土壌の汚染状況を監視するため、平成 29 年度福島県水質測定計画に基づき地下水調査を実施しました。

〔概況調査(ローリング方式)〕(10km 四方メッシュ) 2 地点各 1 回/年

〔概況調査(定点方式)〕4 地点各 1 回/年

〔継続監視調査〕18 地点各 1 回/年

〔測定期間〕平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

【平成 29 年度地下水水質調査結果】

		調査 井戸数	汚染井戸		未汚染 井戸数
			環境基準値 超過井戸数	環境基準値 以内井戸数	
概況 調査	ローリング方式	2	0	0	2
	定点方式（事業場周辺）	4	0	0	4
汚染井戸周辺地区調査		2	0	2	0
継続監視調査		18	5	6	7
合 計		26	5	8	13

◆騒音調査

〔環境保全センター〕

一般環境、道路沿線、高速道路沿線、新幹線沿線騒音調査及び工場・事業場騒音、建設作業等の騒音調査を実施し、生活環境の監視・保全に努めました。また、県高速交通公害対策連絡会議を通じ、東日本旅客鉄道株式会社及び東日本高速道路株式会社等への遮音壁設置等の改善要望活動を実施しました。

【平成 29 年度環境騒音調査結果】（測定期間：平成 29 年 4 月～5 月） [単位：dB（デシベル）]

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル（Leq） （環境基準）	
		昼 間	夜 間
①朝日三丁目	第一種住居地域	55 (55)	★49 (45)
②喜久田町卸三丁目	準工業地域	57 (60)	49 (50)
②清水台一丁目	商業地域	54 (60)	47 (50)
④安積町長久保一丁目	第一種中高層住居専用地域	51 (55)	★46 (45)
⑤緑ヶ丘東七丁目	第一種低層住居専用地域	44 (55)	39 (45)

※ 1 「昼間」：午前6時から午後10時まで。「夜間」：午後10時から翌日の午前6時まで。

※ 2 「★」：環境基準を超過

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

【平成29年度道路交通騒音調査結果】（測定期間：平成29年11月） [単位：dB（デシベル）]

路線名	調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル（Leq） （環境基準）	
			昼間	夜間
磐越自動車道	郡山市日和田町高倉新田 11-3	調整区域	54 (70)	49 (65)
旧国道4号線 （郡山停車場線）	郡山市安積三丁目 32	近隣商業地域	★73 (70)	★68 (65)
旧国道4号線 （郡山停車場線）	郡山市凶景一丁目 9	準工業地域	70 (70)	65 (65)
旧国道4号線 （郡山停車場線）	郡山市堤下町 12-7	商業地域	69 (70)	64 (65)
旧国道4号線 （国道288号線）	郡山市富久山町久保田愛宕 86	第二種住居地域	★75 (70)	★69 (65)
須賀川二本松線	郡山市笹川一丁目 5-8	第一種住居地域	70 (70)	65 (65)
須賀川二本松線	郡山市小原田四丁目 13	近隣商業地域	64 (70)	57 (65)
須賀川二本松線	郡山市富久山町福原泉崎 181-1	第一種住居地域	67 (70)	63 (65)
安積成田線	郡山市安積二丁目 335	第一種住居地域	64 (70)	57 (65)
昭和二丁目 八山田線	郡山市富久山町八山田東平作 10-105	第二種住居地域	70 (70)	64 (65)

※1 「昼間」：午前6時から午後10時まで。「夜間」：午後10時から翌日の午前6時まで。

※2 「★」：環境基準を超過

【平成29年度高速道路騒音調査結果】（測定期間：平成29年9月～10月） [単位：dB（デシベル）]

高速 道路名	調査地点		都市計画用途地域	騒音レベル Leq(昼/夜) （環境基準）		
				25m地点	50m地点	100m地点
東北縦貫 自動車道	喜久田町双又	下り	準工業地域	59/58 (65/60)	-	-
	大槻町三角田	上り	第一種中高層住居 専用地域	★61/★59 (60/55)	【150m】 52/50 (60/55)	-
	大槻町山下前	上り	調整区域	62/★61 (65/60)	60/58 (65/60)	56/56 (65/60)
磐越 自動車道	熱海町高玉	下り	未指定	58/55 (65/60)	57/54 (65/60)	56/53 (65/60)

※1 「昼間」：午前6時から午後10時まで。「夜間」：午後10時から翌日の午前6時まで。

※2 「★」：環境基準を超過

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

【平成29年度東北新幹線騒音調査結果】（測定期間：平成29年4月～7月）〔単位：dB（デシベル）〕

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(dB) (環境基準)			振動レベル(dB) (環境基準)
		25m地点	50m地点	100m地点	25m地点
富久山町地区	第一種住居地域	★75 (70)	69 (70)	67 (70)	57 (70)
西田町鬼生田地区	都市計画区域外	★76 (70)	★74 (70)	★71 (70)	53 (70)
小原田地区	第一種住居地域	★73 (70)	69 (70)	64 (70)	59 (70)
駅前地区	商業地域	73 (75)	72 (75)	【85m】 69 (75)	58 (70)
安積町笹川地区	第一種住居地域	★74 (70)	★71 (70)	64 (70)	56 (70)
安積町日出山地区	第一種住居地域	★73 (70)	70 (70)	63 (70)	54 (70)

※「★」：環境基準を超過

(2)-②発生源対策

◆幹線道路新設改良舗装事業

〔道路建設課〕

道路網の整備により、生活環境の向上及び自動車交通対策を図りました。

・幹線道路新設改良舗装事業：大町大槻線外3路線

◆都市計画街路事業

〔都市政策課〕

自動車交通により発生する振動や騒音などの公害を抑制するため、幹線道路網の整備を推進し、交通量の分散及び交通渋滞の解消を図りました。

◇都市計画道路2路線（2地区）

笹川大善寺線、内環状線

◆流通業務地区、流通業務団地の指定

〔都市政策課〕

流通業務地区・流通業務団地については、都市内の流通機能の向上や道路交通の円滑化を図るため、集約的な立地を行うことにより交通の渋滞緩和や二酸化炭素等の排出削減に努めました。

・郡山流通業務地区：26 ha 郡山南流通業務地区：29 ha 計 55 ha

(2)-③連絡・処理体制の整備

◆油等流出事故緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

工場・事業場等からの油・化学物質等の流出事故に対し、阿武隈川、阿賀野川水系の2水系緊急時連絡体制網により、迅速な対応を図りました。

◆光化学スモッグ及びPM2.5の緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

大気汚染常時監視網により、市内及び隣接地区の大気汚染状況をリアルタイムで監視するとともに、光化学スモッグ注意報等並びにPM2.5の緊急時連絡体制により、迅速な対応を図りました。

◇平成29年度予報・注意報の発令件数

- ・光化学スモッグ予報発令回数：0回
- ・光化学スモッグ注意報発令回数：0回
- ・PM2.5の注意喚起回数：0回

◆公害苦情処理

〔環境保全センター〕

市民から寄せられる公害等に係る苦情に対し、公害紛争処理法に基づき迅速かつ適切に対応し、生活環境の保全に努めました。

・平成29年度苦情処理件数 138件

(内訳：大気汚染 25件、水質汚濁 1件、土壌汚染 0件、騒音 41件、振動 2件、悪臭 20件、その他 49件)

◆アスベストに関する健康相談

〔保健所地域保健課〕

市民の不安に対応するため、アスベストに関する健康相談等を実施しました。

- ・健康相談 1件
- ・その他申請に関する相談 2件 (内訳 電話：1、来所：1)

(2)-④規制・指導

◆土壌汚染対策(生産履歴、土地履歴調査)

〔環境保全センター〕

◇土壌汚染対策法に基づき有害物質使用特定事業場等に対して立入調査及び指導を実施しました。

[立入調査及び指導実施事業場数] 44事業場

◇有害物質使用特定事業場等における生産履歴の確認及び土地履歴から汚染に関する情報等の収集を行い、土壌環境・生活環境の保全に努めました。

◇改正土壌汚染対策法(平成22年4月)により、土地の形質変更届出業務を行い、汚染土壌の把握につとめました。

[届出等件数]

- ・土壌汚染状況調査報告：1件
- ・調査の猶予申請：0件
- ・土地所有者への調査実施通知：0件
- ・調査報告期限延長申請：0件
- ・一定規模(3000m²)以上の土地の形質変更届出：14件
- ・形質変更届出要届出区域の指定：1件
- ・形質変更届出要届出区域内における土地の形質の変更届出書：3件

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆悪臭防止対策

〔環境保全センター〕

事業活動に伴い発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法及び郡山市悪臭対策指針に基づき、工場、事業場の悪臭改善指導に努めるとともに、水質汚濁防止法に基づく畜舎設置時における事前指導に努めました。

- ・悪臭苦情：20 件

◆「郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」及び

「郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導要綱」による指導

〔開発建築指導課〕

郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱等に基づき、日影規制や用途地域における建築規制など適切な建築指導を行い、地域住民の良好な近隣関係の保持に努めました。

◇届出件数：78 件

- ・郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱：29 件
- ・郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導要綱：49 件

(3)有害化学物質対策

化学物質の開発・普及は、私たちの生活に利便をもたらしますが、一方で、ダイオキシン類や環境ホルモンが環境に与える影響が懸念されるとともに、PCB（ポリ塩化ビフェニル）による人への健康被害や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

このため、化学物質についての情報の収集や提供に努めるとともに、有害化学物質の実態把握や排出抑制のための規制・指導などを行います。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
15	ダイオキシン類測定値	環境基準値以下	環境基準値以下を維持	平成29年度
ダイオキシン類は、環境大気、環境水質、河川底質、環境土壌、地下水の5種類の対象について環境基準が設定されています。全対象、全調査地点で環境基準値以下の維持を目標とします。 ※毎年度の目標達成を目指します。				

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成23年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成24年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成25年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成26年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成27年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成28年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成29年度	全地点で環境基準値以下	◎
ダイオキシン類測定値は、すべての年度において、全対象、全調査地点で環境基準値以下を維持し、目標を達成しました。私たちの生活環境を保全するため、今後も有害化学物質の情報収集・実態把握に努めます。 ※ 第三次環境基本計画では、取り組みの柱の1つである「健康で安心して暮らせるまちづくり」を目指すため、「ダイオキシン類環境基準達成率」を引き続き環境指標として設定しています。		

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

(3)-①現況調査の実施

◆ダイオキシン類等調査事業

〔環境保全センター〕

市民の生活環境を保全するため、環境中のダイオキシン類による汚染状況を監視し、環境への排出低減化の指導を行いました。

【平成 29 年度ダイオキシン類調査結果】

調査対象	実施状況	調査地点	調査結果	環境基準
環境大気	年 2 回 (夏期、冬期)	音楽・文化交流館	0.010pg-TEQ/ m ³	0.6pg-TEQ/ m ³
環境水質	年 2 回 (夏期、冬期)	逢瀬川	0.46pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		大滝根川	0.21pg-TEQ/L	
河川底質	年 1 回 (夏期)	逢瀬川	0.73pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g
		大滝根川	0.15pg-TEQ/g	
環境土壌	市内の公園、 小学校、保育所 及び 事業場周辺土壌	久保田保育所	0.0016pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g
		福島県 県中浄化センター	0.046pg-TEQ/g	
		株式会社 田村工務店	0.96pg-TEQ/g	
地下水	ローリング方式に より、毎年 2 地点 (市内 10km メッシ ュ 16 地点)	田村町田母神	0.056pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		熱海町石筵	0.058pg-TEQ/L	

※毒性等量 (TEQ: Toxicity Equivalency Quantity): ダイオキシン類はその種類が 200 種類以上あり、毒性も様々です。このため、その中で最も毒性の強い「2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシン」の毒性を 1 として、その他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、それらを足し合わせたものを「TEQ」として表現しています。

◆住居衛生対策事業

〔保健所生活衛生課〕

シックハウス症候群や化学物質過敏症が問題となっていることから、市民の健康で快適な生活環境の確保のため、住環境についての調査及び啓発活動を行いました。

・快適住まいの相談事業: 相談件数 0 件

(3)-②発生源対策

◆小・中学校環境衛生保全事業

〔学校管理課〕

小中学校の室内環境の保全を図るため、空気環境衛生検査 (シックハウス)、ダニアレルギー対策を実施しました。

・検査実施校: 小学校 1 校 (3 箇所)、中学校 1 校 (4 箇所)

(3)-③情報提供及び規制・指導

◆有害物質の地下浸透による水質汚濁防止対策

〔環境保全センター〕

有害物質及び油類による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質取扱事業場等に対し地下浸透の禁止について指導を行いました。

(4) 快適な生活空間の確保と創造

快適でうるおいのある生活環境を確保するため、道路、河川、公園などの公共空間から民有地に至るまで、全市的な緑化を推進します。また、本市の歴史文化的環境の保全や魅力ある景観の形成に努めます。

さらに、安全・安心な生活環境の確保のため、自然災害に備えたまちづくりを推進します。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
16	公園整備面積	333.69ha	342ha	平成29年度
	新たに整備した公園を加えた都市公園の面積。まちにゆとりとうるおいを与える公園の整備を進めます。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	334.21ha	△
平成23年度	336.33ha	○
平成24年度	338.32ha	○
平成25年度	338.42ha	○
平成26年度	338.42ha	△
平成27年度	338.42ha	△
平成28年度	339.20ha	△
平成29年度	339.20ha	×

公園整備面積は、平成23～25年度は計画通りに整備が進んでいましたが、平成26年度以降は、既存公園の再整備や維持管理を優先していることから、目標値の面積には達しませんでした。今後も特色ある公園の整備を進めていきます。

なお、既存公園の整備状況として、平成27年度は305件、平成28年度は278件、平成29年度は307件実施しました。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
17	景観形成に関する基準等が認定されている地区数	2 地区	5 地区	平成 2 9 年度
	景観づくり重点地区、住民協定（三軒協定、まちなみ協定）、地区計画等を定めた地区数。良好な景観形成を推進します。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成 2 2 年度	3 地区	○
平成 2 3 年度	3 地区	○
平成 2 4 年度	3 地区	○
平成 2 5 年度	3 地区	△
平成 2 6 年度	3 地区	△
平成 2 7 年度	3 地区	△
平成 2 8 年度	3 地区	△
平成 2 9 年度	3 地区	×

景観形成に関する基準等が認定されている地区数は、計画期間中に新たに認定された地区はなく、目標を達成できませんでした。今後も市民を主体とした魅力ある景観の形成に努めます。

※認定されている地区：①郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区
②安積町成田字田向地区
③向河原地区

(4)-①都市の緑の保全と創造

◆公園改修事業

〔公園緑地課〕

開設から長期間経過した公園について施設の改修や更新を行いました。
・西部公園、島中央公園、深田公園

◆公園トイレ整備事業

〔公園緑地課〕

老朽化した公園のトイレについて、ユニバーサルデザインに対応した改築を行い、施設利用者の利便性の向上を図りました。
・麓山公園

◆水と緑のまちづくり基金

〔公園緑地課〕

水と緑に関するまちづくりの事業を推進していくため、寄附金による基金への積立てを実施しました。
・寄附件数 15 件

◆公園整備事業

〔公園緑地課〕

地域住民の憩いの場、活動の場としての利用に供される都市公園の整備を図りました。
・(仮称)富田東1号公園、(仮称)日和田2号公園

◆市有施設建設事業(施設緑化)

〔建築課〕

市有施設の建設において、設計段階から周囲環境との調和を図りながら樹木や生垣等を植栽するなど、緑化を推進する整備を図っております。なお、平成 29 年度の整備実績はありませんでした。

◆道路整備事業(街路樹)

〔道路建設課〕

幹線道路新設改良舗装工事において、歩道の植樹柵や植樹帯に植栽することにより緑化の推進を図っております。なお、平成 29 年度の整備実績はありませんでした。

◆都市計画道路整備事業(街路樹整備)

〔都市政策課〕

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止対策のため、街路樹の整備を図っております。なお、平成 29 年度の整備実績はありませんでした。

◆郡山市緑あふれるまちづくり事業

〔公園緑地課〕

都市全体の緑の創出及び保全を図るため、緑化木の交付や生垣設置の助成など民有地の緑化に対する支援を行いました。

- ・緑化木交付件数 326 件
- ・生垣設置助成件数 11 件
- ・緑化資材貸与 1 件
- ・花苗配布 18 公園

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)

〔生涯学習課〕

豊かで、活力ある地域社会を築いていくために、行政、市民、地域の参加と連携による「明るいまちづくり運動」事業の一環として、花いっぱい運動を推進しました。

- ◇花の苗の配付(地区明るいまちづくり推進委員会、公民館を通じて、地域団体等に配付)
・サルビア：4,000 ポット、マリーゴールド：5,000 ポット

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◇花いっぱいコンクールの開催

・平成 29 年 6 月～10 月まで開催（参加団体 302 団体）

(4)-②歴史・文化的財産の保存・活用

◆守山城跡史跡整備事業

〔文化振興課〕

市内で唯一石垣を持つ守山城跡は、本市の城郭研究や目で確認できる歴史資料として大変貴重なため、空堀の整備と石垣の保存、周辺整備を検討します。

◆大安場史跡公園管理運営事業

〔文化振興課〕

国指定史跡大安場古墳とガイダンス施設を核とした総合公園を運営し、多くの市民に郷土の歴史に触れていただきました。

- ・指定管理者制度による運営
- ・体験学習事業や各種イベントの実施（発掘体験、勾玉作り体験、土器作り体験、古代食体験、古墳まつり等）

◆風土記の丘公園整備事業

〔文化振興課〕

豊かな自然と共生しながら、美術館を核とした新文化ゾーンの形成と、蒲倉古墳群との融合を図り、自然と芸術と歴史が共生する公園の整備について検討しました。

◆民俗芸能伝承保存事業

〔文化振興課〕

指定無形民俗文化財の上演の保存・継承を図るため、上演状況等の記録保存を計画的に行いました。平成 29 年度は、「北高倉の獅子舞」について助成申請を行い、交付決定を受けました。

◆指定文化財保護事業(指定無形民俗文化財)

〔文化振興課〕

指定無形民俗文化財の保護団体に対し、保護活動を援助するため奨励金を交付し、文化財の保護と育成を図りました。

- ・指定無形民俗文化財保存団体奨励金交付
 $500,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 団体} = 500,000 \text{ 円}$ $400,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 団体} = 400,000 \text{ 円}$
 $100,000 \text{ 円} \times 13 \text{ 団体} = 1,300,000 \text{ 円}$ 計 15 団体 2,200,000 円

◆埋蔵文化財発掘調査事業

〔文化振興課〕

埋蔵文化財の適切な保存・活用を図り、広く市民の歴史・文化への理解を深めるため、下記の事業等を行いました。

- ・文化財企画展示業務：「郡山発掘ものがたり」
- ・考古・歴史資料展示：市民ふれあいプラザ
- ・文化財等学習サポート：19 件
- ・文化財出前展示：開成地域公民館・東部地域公民館・久留米地域公民館

◆歴史資料保存整備事業

〔文化振興課〕

歴史資料館に収集保管されている古文書の筆耕や、整理作業を行い、広く市民に郡山の歴史を理解していただくよう努めました。

- ・筆耕作業：「守山藩御用留帳」 4 冊
- ・整理作業：3,000 枚

(4)-③魅力ある景観の形成

◆郡山市景観まちづくり事業

〔開発建築指導課〕

周辺景観に与える影響が大きい大規模行為や景観づくり重点地区における一定規模以上の行為に対して助言・指導を行い、また、推進員の研修会や表彰事業を通じての市民意識の啓発・高揚を図るなど、良好な景観形成を推進しました。

- ・大規模行為届出：76 件
- ・大規模特定行為事前協議：7 件
- ・猪苗代湖湖岸周辺重点地区における行為の届け出：7 件
- ・猪苗代湖湖岸周辺重点地区における重点地区大規模特定行為事前協議：0 件
- ・助言件数：0 件

◆中心市街地空き店舗活用支援事業

〔産業政策課〕

郡山市中心市街地内の商店街において、空き店舗等を集客力向上や商店街の活性化のために活用する事業に対し助成を行い、中心市街地内の空き店舗の解消に取り組む団体を支援しました。

- ・中心市街地空き店舗活用支援事業実施団体への補助（1 団体）
[事業費]279,000 円

◆商業起業家支援事業

〔産業政策課〕

郡山市中心市街地内の商店街において、空き店舗を活用し、将来、開業意思のある者を入居させ、経営指導を行うチャレンジショップを実施する事業に対し助成を行い、起業家支援に取り組む団体を支援しました。

- ・商業起業家支援事業実施団体への補助（1 団体／3 店舗）
[事業費]215,000 円

◆屋外広告物許可制度

〔開発建築指導課〕

屋外広告物について必要な規制・指導等を行うことにより、良好な景観、風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図りました。

- ・屋外広告物の許可：834 件（新規許可：103 件、更新許可：632 件、変更許可：99 件）
- ・屋外広告物の登録及び特例届出：297 件（登録 0 件、特例届出 19 件）
- ・屋外広告物講習会の開催（郡山市、福島県、いわき市の共同開催）
平成 29 年度福島県主催（会場；福島市）

◆用途地域の指定

〔都市政策課〕

用途地域は、良好な都市環境の形成や機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、大きさ（容積率・建ぺい率）、高さなどを規制・誘導する都市計画の制度であり、本市では 10 種類の用途地域を指定しています。

- ・第一種低層住居専用地域：812.6 ha
- ・第一種中高層住居専用地域：1,305.7 ha
- ・第二種中高層住居専用地域：246.5 ha
- ・第一種住居地域：1,553.6 ha
- ・第二種住居地域：434.5 ha
- ・近隣商業地域：337.6 ha
- ・商業地域：270.5 ha
- ・準工業地域：582.0 ha
- ・工業地域：582.6 ha
- ・工業専用地域：760.7 ha
- 計 6,886.3 ha

◆**風致地域の指定**

〔都市政策課〕

風致地区は、良好な自然的環境の保全と開発の調和を図るものであり、本市では4地区を指定しています。

- ・五百淵風致地区 : 27.0 ha
- ・開成山風致地区 : 35.0 ha
- ・荒池酒蓋風致地区 : 16.0 ha
- ・善宝池風致地区 : 23.5 ha
- 計 101.5 ha

◆**郡山市住生活基本計画策定事業(郡山市住宅マスタープラン改訂事業)**

〔住宅課〕

平成30年3月に、本市の住宅政策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として郡山市住生活基本計画を策定しました。

(4)-④**自然災害に備えたまちづくり**

◆**道路整備事業(橋りょう整備)**

〔道路建設課〕

復興を支え、災害に強い道路整備の推進及び橋りょうの耐震化を図りました。

- ・橋りょう耐震整備 日向橋

◆**浸水対策事業**

〔道路維持課〕

樋管内水ポンプの増設と電源の副次化により被害軽減を図りました。

- ・商用電源化 4 樋管

◆**水路・側溝整備事業**

〔道路維持課〕

側溝の質的改良及び水路施設の整備を推進し、災害に強く快適な生活環境づくりを図るため、市内側溝・単独水路の整備工事を実施しました。

- ・市内各所の水路・側溝整備

◆**公共下水道雨水対策整備事業**

〔下水道整備課〕

大雨等により発生する浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の整備を行いました。

- ・115号雨水幹線流入管1工区(平成28～29年度)、2工区(平成29～30年度)

◆**雨水貯留施設等整備事業(ゲリラ豪雨対策9年プラン)**

〔下水道整備課〕

これまでの計画降雨量を超える局所的な豪雨等により発生する浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留施設等の整備を行いました。

- ・麓山調整池(平成29～30年度)
- ・3号幹線放流管3工区(平成29～30年度)
- ・133号雨水幹線5工区(平成29～30年度)
- ・6号幹線放流管1工区(平成29～30年度)

◆**雨水流出抑制施設整備促進事業**

〔お客様サービス課〕

雨水の流出抑制及び水資源の有効活用を目的に雨水流出抑制施設の設置者への補助金の交付を行いました。

また、制度の利用促進を図るため、市のウェブサイトや広報こおりやまでの制度の紹介、下水道工事店やホームセンターへのパンフレットの配置等を行い、制度のPRに努めました。

- ・浄化槽転用 14 基
- ・浸透ます 14 基

- ・雨水タンク 10 基

◆水害対策推進事業

〔河川課〕

避難案内看板等の設置を行いました。

- ・避難案内看板設置工 2 基

◆河川防災ステーションの活用

〔河川課〕

富久山町久保田地内にある河川防災ステーションには、緊急時の水防活動を迅速かつ効果的に
行うため、水防資材を常時備蓄しています。

◆災害時の情報連絡体制推進事業

〔防災危機管理課〕

防災行政無線、緊急速報メール、広報車による伝達手段に加え、災害情報を一元的に収集し、
ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、電話ガイダンス、コミュニティ
FM 放送に配信する「災害に強い情報連携システム」を運用し、気象情報や災害情報などの情報配
信を行いました。

- ・災害情報等配信回数：183 回

◆「市民防災リーダー」養成事業

〔防災危機管理課〕

防災活動の牽引者となってもらうことを目的に、防災知識や技術を習得した「防災リーダー」
を養成し、「災害に強いまちづくり」を推進しました。

◇女性、自主防災組織を対象とした「市民防災リーダー講習」を実施

- ・ 1 回目 平成 29 年 11 月 30 日（自主防災組織対象） 8 名参加
- ・ 2 回目 平成 29 年 12 月 16 日（自主防災組織対象） 4 名参加
- ・ 3 回目 平成 30 年 1 月 25 日（女性対象） 5 名参加

◆耐震性貯水槽周知の取り組み

〔防災危機管理課〕

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置目的や設置箇所について、きらめき出前講座や自主防災組織の
説明会等の機会をとらえて周知を図りました。

- ・「市民防災リーダー講習」 3 回実施 17 名参加
- ・「きらめき出前講座」 21 回実施 973 名参加

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

【参考：飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所一覧】

設置箇所	所在地	容量 (t)
希望ヶ丘団地	希望ヶ丘 1	100
芳賀小学校	芳賀一丁目 20-17	50
四ツ長公園	安積二丁目 131	50
行健小学校	富久山町久保田字久保田 23-1	50
開成山公園	開成一丁目 5	50
西部公園	柏山町 108	50
酒蓋公園	深沢二丁目 291	50
香久池公園	香久池一丁目 304	50
西ノ内公園	西ノ内二丁目 265	50
緑ヶ丘ふれあいセンター	緑ヶ丘東三丁目 1-21	50
郡山地方広域消防本部	堂前町 5 番 16 号	50
荒井中央公園	安積町荒井字南大部 28-4	50
郡山駅西口駅前広場	駅前三丁目 3-1	50
21 世紀記念公園	麓山二丁目 64	50
芳山公園	虎丸町 231	50
合計		800

◆知って安心、耐震性貯水槽(耐震性貯水槽操作訓練事業)

〔水道施設課〕

災害時、市民への円滑な飲料水供給のため、地域住民とともに、市内 15 か所に設置している耐震性貯水槽の操作訓練を行いました。

◇平成 29 年度耐震性貯水槽操作訓練

- | | | | |
|--------|---------------|-------------|------------|
| ・ 1 回目 | 6 月 11 日 (日) | 香久池公園 | 参加人数 90 名 |
| ・ 2 回目 | 8 月 26 日 (土) | 西部公園 | 参加人数 30 名 |
| ・ 3 回目 | 10 月 15 日 (日) | 緑ヶ丘ふれあいセンター | 参加人数 100 名 |
| ・ 4 回目 | 11 月 3 日 (金) | 西部公園 | 参加人数 40 名 |



5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

(1)環境教育・学習の場や機会の充実

家庭、地域、学校、職場などにおける環境教育・学習を推進するとともに、遊びや体験を通して環境について学べる場や公民館活動など、あらゆる場・機会の活用と、それらの連携を図ることにより、積極的な環境教育・学習の推進に取り組みます。

No.	環境指標	現況	目標	目標年度
18	「どこでも環境教室」 開催回数	48回 (H18)	60回	平成29年度
市民の環境への関心や意識を高めることを目的に実施する、環境に関する出張講座「どこでも環境教室」の開催回数の増加を図ります。				
19	水生生物による 水質調査参加者数	1,321人 (H19)	1,600人	平成29年度
身近な河川で、水生生物を調べることでより水質を判定する水質調査に参加した児童・生徒の数。支援の充実などにより参加者数の増加を図ります。				

● 計画の目標に対する評価

年度	「どこでも環境教室」開催回数		水生生物による水質調査参加者数	
	現状	評価	現状	評価
平成22年度	35回	△	1,480人	○
平成23年度	19回	△	829人	△
平成24年度	21回	△	1,358人	△
平成25年度	53回	△	1,713人	◎
平成26年度	35回	△	299人	△
平成27年度	29回	△	174人	△
平成28年度	20回	△	126人	△
平成29年度	51回	×	264人	×
「どこでも環境教室」の開催回数は、教育委員会と連携し学校や公民館等へ周知を図りましたが、いずれの年度においても目標値を達成できませんでした。今後は、NPO等とも連携し、より多くの市民の方に利用してもらえるように努めます。 水生生物による水質調査参加者数は、河川による事故防止のため、平成26年度以降から急激に減少し、目標値を達成できませんでした。今後は、県の事業「せせらぎスクール」と連携して、より多くの方に参加してもらえるように努めます。				

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

(1)-①場の充実

◆清掃施設への見学者の受け入れ

〔清掃課〕

環境教育・学習に活用できる清掃施設の充実を図るとともに、見学者の受け入れ体制の整備に努めました。

【平成 29 年度実施内容】

施設名称	受け入れ件数	見学者数（人）
富久山クリーンセンター 同リサイクルプラザ	10	181
河内クリーンセンター	55	2,966
河内埋立処分場	0	0
合 計	65	3,147

◆各施設の活用

〔各課等〕

環境教育・学習に活用できる施設の充実を図るとともに、各施設において見学者の受け入れ体制の整備に努めました。

【平成 29 年度実施内容（市民利用施設を除く）】

施設名称	見学者数（人）
堀口浄水場	1,912
荒井浄水場	783

◆せせらぎこみちの活用

〔下水道保全課〕

せせらぎこみちは、地下部には雨水排水路と防火貯留水槽を設置して都市防火用水の機能を持たせるとともに、地上部には浄化した雨水をせせらぎとして流し、遊歩道、植栽やあずまやなど設けて親水空間を整備し、水と緑あふれる憩いの場として多くの方に利用されています。

- ・清掃、除草作業及び緑地管理業務委託
(社) 郡山市シルバー人材センター外 2 社へ外部委託
- ・せせらぎこみち修繕
- ・地元企業等による地域貢献活動 4 団体

◆観光地整備事業

〔観光課〕

観光地での利便性を確保し、イメージアップ及び観光誘客を図るため、トイレや駐車場、登山道等の整備を行っています。

〔事業費〕 40,826,000 円

- ・仮設トイレ設置
(馬入新田仮設トイレ設置 4 基、紅枝垂地蔵ザクラ仮設トイレ設置 12 基、笹原川千本桜仮設トイレ設置 4 基、小和滝公園仮設トイレ設置 2 基、布引風の高原仮設トイレ設置 13 基、花木団地仮設トイレ設置 2 基、不動ザクラ仮設トイレ設置 2 基、内出のサクラ仮設トイレ設置 2 基)
- ・登山道等整備
(日本一山遊歩道、布引高原広場、馬入新田水芭蕉群生地、蓬山遊歩道、額取山登山道、安達太良山石筴登山道、和尚山登山道、銚子ヶ滝周辺遊歩道、高旗山ハイキングコース、宇津峰山登山道、一盃山登山道、蓬田岳登山道)
- ・公衆無線 LAN 整備
(開成山公園、郡山ユラックス熱海、安積歴史博物館、湖南港)

◆学校における環境教育の推進

〔学校教育推進課〕

全小・中学校において、環境教育全体計画を作成し、計画に基づき各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、環境保全や環境問題に係る指導を展開しています。

平成23年度から実施している森林環境学習事業についても、各学校の計画において各教科の授業や総合的な学習の時間の授業等で、児童生徒が森林環境への興味・関心を高める学習を、学校の実態に応じて教育課程に適宜位置付けて実施しています。

また、地球温暖化防止のための「福島議定書」事業については、積極的な参加を呼びかけており、環境教育に対する意識が高まっています。平成29年度は郡山市内では郡山市立大島小学校と郡山市立緑ヶ丘中学校が最優秀賞を受賞しました。

◆のびのび！親子体験事業

〔少年湖畔の村〕

原発事故により、屋外での活動が制限されている子ども達の元気な笑顔を取り戻すとともに、親子の絆を深め、友情の輪を広げるため、放射線量も低く、恵まれた自然環境を有している湖南地区において、親子で宿泊体験活動を開催しました。

- ・麓山登山、湖岸サイクリング、コナン探検隊、フラッグフットボール、木工工作、花火、キャンプファイヤー、野菜収穫体験、郷土食作り体験、そば打ち体験など
- ・少年湖畔の村利用者数 6,273人
- ・プログラム参加者数 595人

(1)-②機会の提供

◆駅前観望会(星空観望)

〔文化振興課〕

天体望遠鏡などを使用し、気軽に参加でき、宇宙への興味関心を高める自由参加形式の天体観望会を駅前で開催しました。

〔開催場所〕 郡山駅西口駅前広場

〔参加者数〕 340名

〔開催日〕 平成29年6月3日(土)、8月26日(土)、11月25日(土)、平成30年3月24日(土)

◆星の宅配便

〔文化振興課〕

科学館の職員と天文ボランティアが天体望遠鏡を持参して市内の各地区に出向き、星空の観望などを行う観望会を、市内公民館との共催により開催しました。

〔参加者数〕 390名

〔開催日〕 平成29年5月20日(土)、6月4日(日)、7月8日(土)、8月27日(日)、9月2日(土)、10月7日(土)、11月4日(土)

◆地区・地域公民館における体験教室・講座等

〔生涯学習課〕

各地区地域公民館における各種事業(学級・講座)において、子供たちに対する環境学習の場の提供や、星空観望を通じた地域の環境保護を目的とした事業を実施しました。

例) エコキッズ(大成地域公民館)、親子星の観望会(名倉、富田、片平、日和田)

◆こどものもり公園自然体験事業

〔公園緑地課〕

当該公園の豊かな自然を生かした学習会等を実施し、市民や子どもたちの自然や環境の保護に対する意識高揚を図りました。

- ・こどものもり自然観望会(一般の方を対象): 4回
- ・もりのこクラブ体験学習(小学生を対象): 6回

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

◆猪苗代湖の水を守りたい事業

〔上下水道局総務課〕

本市の貴重な水道水源である猪苗代湖の水源環境保全の重要性を啓発するとともに、水道に対する理解を深めてもらうことを目的に、市民を対象に猪苗代湖岸清掃及び水道施設の見学等を実施しました。

- ①〔実施日〕平成29年5月27日（土）
〔コース〕浜路取水場～猪苗代湖岸清掃～昼食～堀口浄水場
〔参加者〕114名
〔ゴミ収集量〕260kg
- ②〔実施日〕平成29年8月19日（土）
〔コース〕鮎浜・舟津浜～猪苗代湖岸清掃～
遊覧船はくちょう丸に乗船（昼食）～堀口浄水場
〔参加者〕115名
〔ゴミ収集量〕90kg

◆湖まつり

〔観光課〕

水と緑に恵まれた湖南地区の豊かな自然と景観を生かしながら、自然環境の保全に努めるなど、調和のとれた観光の振興と更なる地域の発展を図ることを目的に、猪苗代湖で実施しました。

◇第52回湖まつり（平成29年7月29日開催）

- ・水難防止祈願祭
- ・タライ舟体験
- ・魚つかみ体験
- ・納涼花火大会
- ・水上遊具
- 等

◆エコイベントの開催（郡山市成人のつどい）

〔生涯学習課〕

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福し合い、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、企画の段階から、環境に配慮したイベント開催を視野に入れて内容の検討を行い、事業を実施しました。

イベントにかかる電力にグリーン電力を使用、来賓・列席者へ節車の呼びかけを実施しました。配布物を少なくすることによるゴミの減量促進等に取り組み、うつくしまエコイベントにも5つ星で認定されました。

- ・グリーン電力の使用：バイオマス発電1,000 kWh分

◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」

〔生活環境課〕

環境保全への意識の高揚を図ることを目的に、環境に関する講座メニューを用意し、小中学校・高校及び市民等の申込みを受け、市職員だけでなく賛同いただく企業・団体等の方を講師として、市内のどこへでも出張して講座を行いました。

- ・実施回数 51回
- ・受講者数 1,032人

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

【参考資料：平成 29 年度「どこでも環境教室」メニュー】

小学校・中学校・高校向け				
No.	講座名（講座担当）	対象	実施回数・参加人数 （市主催の講座）	
S-1	水素社会がやってくる！ 【生活環境課】	小中学生	8 回	280 人
S-2	見て！触れて！体験しよう！東北電力のエネルギー出前講座 【東北電力㈱郡山営業所】	小学生	-	-
S-3	放射線学習 【東北電力㈱郡山営業所】	小中高生	-	-
S-4	エコ・クッキング講座 【東部ガス㈱福島支社】	小学 5・6 年生	1 回	20 人
S-5	できることからはじめよう！ ～家庭からの排水をきれいに～ 【生活環境課】	小中学生	7 回	278 人
S-6	川の健康診断～水生生物調査～ 【生活環境課】	小中高生	8 回	145 人
S-7	みんなで減らそう CO ₂ ！～ストップ地球温暖化～ 【生活環境課】	小中高生	4 回	124 人
S-8	わたしたちとごみ 【清掃課】	小学 4 年生 以上	2 回	177 人
S-9	考えてみよう！ふるさと“郡山”の水のこと 【日本大学工学部 中村玄正 名誉教授】	小中高生	1 回	23 人

※S-7 については、幼稚園児・保育園児・小学校低学年対応可能です。

一般向け				
No.	講座名（講座担当）		実施回数・参加人数 （市主催の講座）	
A-1	水素社会がやってくる！ 【生活環境課】		20 回	102 人
A-2	できることからはじめよう！～家庭からの排水をきれいに～ 【生活環境課】		1 回	17 人
A-3	川の健康診断～水生生物調査～ 【生活環境課】		1 回	43 人
A-4	みんなで減らそう CO ₂ ！ ～ストップ地球温暖化～ 【生活環境課】		0 回	0 人
A-5	わたしたちとごみ 【清掃課】		0 回	0 人
A-6	環境の現状を知ろう！ 【環境保全センター】	1 郡山市の大気環境	1 回	20 人
		2 郡山市の水環境	0 回	0 人
		3 ダイオキシシンや環境ホルモン	0 回	0 人
A-7	サンパイってなに？ 【廃棄物対策課】		1 回	64 人
A-8	“ふるさと郡山”の美しい水環境を守るために 【日本大学工学部 中村玄正 名誉教授】		0 回	0 人
A-9	見て！触れて！体験しよう！東北電力のエネルギー出前講座 【東北電力㈱郡山営業所】		0 回	0 人
A-10	放射線学習 【東北電力㈱郡山営業所】		0 回	0 人
A-11	節電レシピを使った IH クッキング講座 【東北電力㈱郡山営業所】		0 回	0 人

◆きらめき出前講座

【生涯学習課】

市民が市政に関する理解を深め、市民の学習機会の拡充を図ることを目的として、市民などで構成する団体からの要望に基づき、市職員が講師として出向き専門知識を活かした講座を行いました。（環境以外の分野も含む）

- ・きらめき出前講座メニュー数：105 メニュー
- ・申込件数：301 件

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

・参加申込人数：11,449人

◆川健康診断事業

〔生活環境課〕

「川の健康診断」は、河川にすむサワガニやカゲロウなどの「肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物（指標生物）」を調べ、その結果から河川の水質をしらべるもので、河川に親しみ水環境保全の重要性を学ぶことを目的として、市内の小中学生等を対象に学校の近くの河川等で実施しました。

・参加者数 7団体、延べ264人

◆食糧問題啓発事業(学校農園奨励事業)

〔農業委員会事務局〕

農作業を通して食糧の大切さを学んでもらうため、希望する小学校等にさつまいも苗の無料配布を行いました。

◇学校農園奨励事業に係るさつまいも苗配付

〔参加学校等数〕 小学校・幼稚園・保育所・その他施設 41箇所

〔配布本数〕 5,231本

◆郡山市小学校教育研究会環境教育研究部の取り組み

〔学校教育推進課〕

研究主題「身近な環境に意欲的にかかわり、環境への理解を深めるとともに、環境の保全や創造のために主体的に行動できる児童を育成するための指導はどうあればよいか」について、研究を進めました。

◇研究の成果

- (1) 河内クリーンセンター及び逢瀬川を会場に、水生生物やパックテストによる水質調査の研修会を行いました。郡山市生活環境課職員による水質調査の方法等の説明を受け、フィールドワークを実施し環境調査の手法を体験することができました。
- (2) 株式会社釜屋リサイクルセンターを会場に、リサイクル施設を見学し、エアコン、洗濯機、テレビや自動車のリサイクルの工程などの説明を受けました。

◆花いっぱいコンクールへの参加

〔各小中学校等〕

豊かな情操を育み、連帯意識の醸成を図ることを目的として、各学校が自主的に参加しました。

◆ふるさと田舎体験推進事業

〔農業政策課〕

市内外の小中学生を対象に、逢瀬町や湖南町の農家への宿泊と農業体験を行うとともに、中山間地域等で農業体験を実施する団体に補助金を交付し、農業や食への理解と中山間地域の農村活性化を図りました。

・ふるさと田舎体験ツアーの実施（7月28日～30日、参加者26人）

◆農業体験食育普及事業(ふれあい体験農園)

〔園芸畜産振興課〕

市内の中学生以下のお子さんとその保護者を対象に減農薬・減化学肥料栽培などの環境にやさしい農業体験を実施しました。

・92世帯 348名

◆食糧問題啓発事業(食と農に関する写真・川柳・絵画コンクール)

〔農業委員会事務局〕

食糧・農業問題について意識を高めてもらうことにより、安全・安心な食生活の実現を図るため、市民及び市内に勤務されている方を対象に、写真・川柳・絵画コンクールを実施し、作品を募集・表彰しました。

◇食と農に関する写真・川柳・絵画コンクール

〔応募期間〕 平成29年9月1日～11月10日

〔応募総数〕 写真の部 127点、川柳の部 924点、絵画の部 269点

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

〔表彰式〕平成30年2月24日

〔表彰数〕写真の部 7点、川柳の部 12点、絵画の部 5点

◆水道週間ポスター展

〔上下水道局総務課〕

市内の小学校4年生を対象に「水道」をテーマとしたポスターを募集し、表彰するとともに、入賞作品を市民プラザ及びに中央公民館に展示し、水道事業の広報を行いました。

〔募集期間〕平成29年4月1日～5月9日

〔応募校・人数〕9校 481名

〔表彰式〕平成29年5月27日（土）9:00～9:30（上下水道局5階大会議室）

〔入賞作品展示〕

- ・平成29年6月1日～15日 市民プラザ（ビッグアイ6階）
- ・平成29年6月17日～30日 中央公民館1階

◆環境推進員研修会

〔生活環境課〕

「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」を推進するに当たり、各職場に設置している環境推進員等を対象に、省エネなどについて理解を深めるための研修会を開催し、環境に対する意識高揚を図るとともに、各職場における取り組みを促しました。

〔実施月日〕平成29年7月14日

〔実施場所〕特別会議室

〔出席者数〕247名

〔内 容〕「省エネの必要性と手法について」

◆職員研修の実施

〔人事課〕

環境保全等に関連する研修への参加や派遣を行い、環境行政に関わる職員の人材育成を行いました。

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、配置が義務付けられているエネルギー管理企画推進者を養成するため、エネルギー管理講習（新規講習：仙台市）に職員1名を派遣しました。
- ・市町村アカデミー主催「廃棄物処理対策と3Rの推進」研修に職員1名を派遣しました。
- ・「小型風力発電及び次世代エネルギーパークについて」をテーマとした行政視察研修で職員1名を秋田市に派遣しました。

◆専門職員研修

〔生活環境課・清掃課・廃棄物対策課・環境保全センター〕

環境調査研修所（環境省）等での研修に参加し、環境に関する専門知識の習得を図りました。

(2) 人材の育成と連携の促進

環境教育・学習活動のリーダーとなる人材の把握・育成を図り、効果的な環境教育・学習を推進し、自発的な環境保全活動につながるよう努めます。

また、市民・事業者が行う自主的な環境保全活動を支援し、地域密着型・世代間交流型の取り組みの輪を広げるとともに、行政も含めた三者の連携・交流を推進します。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
20	「こどもエコクラブ」 の登録者数	22クラブ 840人	70クラブ 1,000人	平成29年度
	子どもたちが地域で自主的な環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」のクラブ数と会員数の増加を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	18クラブ 723人	△
平成23年度	13クラブ 469人	△
平成24年度	6クラブ 109人	△
平成25年度	4クラブ 92人	△
平成26年度	2クラブ 40人	△
平成27年度	2クラブ 45人	△
平成28年度	2クラブ 30人	△
平成29年度	3クラブ 45人	×

「こどもエコクラブ」の登録者数は、いずれの年度においても目標を大きく下回っています。近年では、環境学習の活動は学校全体で行っているところがほとんどであり、県の福島議定書事業においても児童・生徒・教職員が一体となった学校全体での環境活動を推進していることから、小さいクラブ単位では行わない傾向にあります。

平成29年度において、福島議定書事業に参加している市内の小学校は42校/全55校、中学校は14校/全28校であり、最優秀賞受賞校に大島小学校、緑ヶ丘中学校が選ばれるなど学校独自に特色ある取り組みを行っています。今後も教育委員会や県と連携し、環境配慮意識の醸成を図ってまいります。

(2)-①人材の育成・活用

◆エコサポーター養成講座

〔生活環境課〕

水生生物調査の調査方法等の知識を持つ指導者を養成し、体験的な環境学習の参加機会の拡大を目的として平成 18 年度から実施しています。

- ・参加者 18 名（福島県と共催）

◆生涯学習きらめきバンク

〔生涯学習課〕

さまざまな分野で活躍する指導者やボランティア、会員、グループ・サークルに、「きらめき達人先生」として登録いただき、活動の場を提供しました。（環境以外の分野も含む）

- ・情報提供：ホームページ、冊子による人材情報の提供
- ・人材登録：随時、登録者を受付
- ・人材情報の更新：平成 30 年 2 月～3 月に登録者照会し、掲載内容を更新
- ・登録者・団体数：249 人・17 団体
- ・登録メニュー：377 件
- ・活動状況：12,151 件

(2)-②環境保全活動の支援

◆中小企業金融対策事業(中小企業成長融資制度)

〔産業政策課〕

資金繰りの厳しい中小企業者の資金調達円滑化を目的として設けられている中小企業融資制度の中で ISO 取得に係る融資制度（成長融資制度）を設け、取得を支援しています。なお、平成 29 年度の利用実績はありませんでした。

◆商工街並み整備事業

〔産業政策課〕

商店街等が行う街路灯の改修（LED 化）等に要する費用を助成し、明るく安全・安心な街並みの環境整備に努めました。

- ・街路灯 LED 化改修実施団体数：6 団体

◆清掃用器具貸出に関する取り組み

〔道路維持課〕

道路側溝のふた上げ器具の貸出しを行い、地域で行われる環境保全活動の支援に努めました。

◆市民活動団体への支援

〔市民・NPO 活動推進課〕

市民活動推進事業等を実施し、多くの市民に協働意識の醸成を図るとともに、自主的・主体的活動を促すため、活動環境の整備を図りました。

◇協働のまちづくり推進事業

(1)サポートセンター運営会議

(2)広報紙「あしすとはあく」の発行

(3)市民活動応援講座の開催

(4)市民自主企画イベントサポート事業の開催：公共施設手配、広報協力、職員派遣等の事業協力

(5)市民活動交流広場事業：みんなの市民活動交流フェスタの開催

(6)市民活動サポートメール発信事業：メールによる市民活動の情報等発信

(7)市民活動交流サロン

◇市民公益活動総合補償保険制度事業「まちづくり活動保険」

全市民を対象とし、市民公益活動中の損害賠償責任事故及び傷害事故を補償

◇その他：各種相談窓口業務等

[事業費]19,409,000 円

◆ひとまちづくり活動応援事業

〔市民・NPO 活動推進課〕

子どもや高齢者のための地域づくり活動や地域特有の歴史、文化、自然環境等の地域資源を生かした活動等、市民や市民活動団体が取り組む自主的・主体的な地域づくり活動に対し、必要に応じた支援を実施することにより市民が主役の協働のまちづくりの推進に寄与しています。

(1) 情報提供

- ・市民活動に対する支援事業（制度）の情報発信
- ・「市民活動ガイドブック」の配布

(2) ひとまちづくり活動支援事業

- ・子どもや高齢者のための地域づくり活動支援事業
- ・まちづくり活動支援事業

(3) ひとまちづくり人材育成事業

(4) 郡山市市民活動推進顕彰事業「まちづくりハーモニー賞」

〔事業費〕1,379,000 円

◆こどもエコクラブ活動支援

〔生活環境課〕

環境を大切にする意識の高揚を図るため、市内の小中学生等で構成する「こどもエコクラブ」が自主的に行う環境学習や実践活動が行えるよう、環境調査用品の提供、交流会の開催等の支援をしました。

- ・こどもエコクラブに登録した小中学生に、オリジナルキャップの配布、活動の参考となる冊子や環境調査機材の提供を行いました。
- ・エコクラブ数 3 クラブ（2 小学校、1 一般）、45 名】

(2)-③連携・交流の促進

◆エコネット推進事業

〔生活環境課〕

環境保全に関心のある個人・団体等に呼びかけ、登録者へさまざまな情報を掲載したメールマガジンを発行し、情報を共有する場としてのネットワーク形成を図りました。

- ・メールマガジン年 12 回配信

◆各種団体などとの連携

〔各課等〕

実行委員会の組織や協議会、連絡会など各種団体と連携を図り、効果的な事業推進を行いました。

- ◇猪苗代湖環境保全推進連絡会
- ◇猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会 など

◆共催・後援事業

〔各課等〕

他団体等が開催する環境についてのイベント等の共催、後援により、連携し効果的な環境教育・学習を図りました。

◇後援

- ・第 10 回新☆エネルギーコンテスト
主催：新☆エネルギーコンテスト実行委員会・日本機械学会技術と社会部門
- ・SAVEJAPAN プロジェクト 2017-2018 いきものがいっぱい「鬼沼の森と湖を冒険しよう」
主催：特定非営利活動法人うつくしま NPO ネットワーク

(3)環境情報の共有化

環境教育・学習の推進にあたっては、環境に関する正しい情報を適切に収集し、提供していくことが重要となります。

パンフレット・情報誌などのほか、インターネットなどさまざまな手段を活用し、積極的に環境に関する情報の収集・提供を行い、情報の共有化と有効利用を図ることにより、自らが気づき、環境にやさしい行動をするための知識を育みます。

No.	環境指標	現況（H20）	目標	目標年度
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	—	内容充実	平成29年度
	環境に関する情報発信の拠点として市役所内に開設した「かんきょう楽習コーナー」の活用やウェブサイトの充実により、市内の環境や地域環境の現状、環境にやさしい取り組みなど各種環境情報を広く提供し、情報の共有化に努めます。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成22年度	(内容を充実しました)	○
平成23年度	(内容を充実しました)	○
平成24年度	(内容を充実しました)	○
平成25年度	(内容を充実しました)	○
平成26年度	(内容を充実しました)	○
平成27年度	(内容を充実しました)	○
平成28年度	(内容を充実しました)	○
平成29年度	(内容を充実しました)	◎
各年度において、環境に関する展示コーナーの充実を図るとともに、ウェブサイトやメールマガジン、フェイスブックなどの SNS を活用し、積極的な情報提供を行いました。今後も市民のニーズにあった情報の提供ができるよう内容等を検討していきます。		

(3)-①情報の収集

◆各種環境情報の収集

〔生活環境課〕

環境情報誌やインターネットなど、さまざまな方法により環境情報を収集するとともに、情報の有効活用を図るため、各種資料の収集に努め、「かんきょう楽習コーナー」等を活用して一般市民へ配布を行いました。

(3)-②情報の提供

◆マスメディアによる市政広報事業

〔広聴広報課〕

テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用し、より幅広い層へ環境に関する市政広報を行い、市民意識の啓発を図りました。

◇テレビ

- ・水源地清掃バスツアー（6月2日・6月4日）
- ・郡山市水素ステーション開所式（6月11日・6月16日・6月18日）
- ・河川クリーンアップ作戦（7月9日）
- ・下水処理グリーン化「ロハスの花壇」実証実験開始セレモニー（8月20日）
- ・猪苗代湖の水を守りたい事業（8月27日）
- ・郡山市植樹祭（10月6日・10月8日）
- ・林業里山整備体験（11月17日）
- ・水素社会及び再生可能エネルギーの普及啓発の連携に関する㈱アポロガスとの協定締結式（12月22日・12月31日）

◇ラジオ

- ・水源地清掃バスツアー参加者募集（4月13日～15日）
- ・河川クリーンアップ作戦（6月29日～30日・7月1日）
- ・猪苗代湖の水を守りたい参加者募集（7月13日～15日）
- ・郡山市植樹祭参加者募集（9月7日～9日）

◇facebook

- ・随時掲載

◆「広報こおりやま」「暮らしのガイドブック」等の活用

〔広聴広報課〕

毎月発行の「広報こおりやま」において環境関連記事を掲載し、環境の啓発を行いました。作成にあたり、環境にやさしい植物油インキとFSC認証紙を使用しました。

- ・広報こおりやまにおける環境関連イベントの告知

◆かんきょう楽習コーナーの活用

〔生活環境課〕

多様化する環境問題の解決には、環境の現状や環境に配慮した取り組みなどについて、正しい情報を知り、理解を深めていくことが必要であり、そのためには様々な場や機会を活用し環境に関する情報を発信していくことが重要となることから、環境に関する情報を継続して発信していく拠点として市役所西庁舎1階に「かんきょう楽習コーナー」を設置し、定期的な展示内容の変更や最新の情報を提供するなど、コーナーの充実・活用を図りました。

- ・展示内容の充実、パンフレット、情報誌、啓発品の提供など

◆消費者啓発事業

〔セーフコミュニティ課〕

消費生活に関する環境問題等の市民の意識啓発を図った。

- ・移動消費生活センターによる情報提供や啓発
- ・消費者団体活動における啓発

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

- ・環境に配慮した消費関連の講習会への参加

◆ウェブサイトを活用した環境情報提供

〔各課等〕

市ウェブサイトにおいて、環境問題や市の取り組み、環境に関連するイベント・事業等の情報提供を行い、市民、事業者に広く周知を図りました。

◆貸出用教材等整備事業

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、環境月間に合わせ主催映画会での上映や、貸出教材の中に環境教育に関するソフトを導入し、団体向けの活用促進を図りました。

◇環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の活用実績

・〈貸出〉 件数：5 件 利用者数：150 人

・〈主催映画会〉 件数：2 件 利用者数：193 人

◇環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の導入実績

・購入数：4 本 寄贈数：0 本

◆環境月間推進事業

〔生活環境課〕

6 月の環境月間及び 12 月の地球温暖化防止月間に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に環境保全の必要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

- ・庁内放送やメールマガジンで紹介

◆「郡山市のかんきょう」作成・配布事業

〔生活環境課〕

子どもからの環境教育を推進するため、本市の環境の現状及び近年の環境問題について興味を持って学習してもらい、自分たちにもできる環境保全の取り組みについて理解してもらうことを目的に、環境学習用資料として「郡山市のかんきょう（A4 判 39 ページ、FSC 認証紙を使用）」を作成して市内小学校 5 年生に配布しました。

- ・配布部数：約 3,500 部

◆事業紹介冊子、パンフレット作成・配布

〔生活環境課〕

環境情報や環境教育・学習に活用できる施設や事業を紹介する各種冊子、パンフレット等の作成及び配布を行いました。

- ・平成 29 年度版郡山市の環境（平成 28 年度郡山市環境基本計画年次報告書）
- ・環境学習資料集「郡山市のかんきょう」（市内小学校 5 年生に配布）



特 集

郡山市の放射線対策

◇詳細については「郡山市の原子力災害対策」および「郡山市ふるさと再生除染実施計画」をご覧ください。また、市ウェブサイト原子力災害対策のページでもご覧になれます。

特集 郡山市の放射線対策

(1) 郡山市の除染に関する取組み

郡山市では、安全で安心できる生活環境を取り戻すため、「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づく除染を実施し、平成 28 年度には一般住宅等除染を、翌年には道路・ため池の除染を終了しました。今後の取組みとしては、除去土壌等の早期の中間貯蔵施設輸送を実現するため、輸送の拠点である積込場を確保しながら、積込場への早期搬出を進めていきます。

◆小中学校、保育所等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年 他に先駆けて小中学校校庭及び保育所所庭等の表土除去を開始。
- ・平成 24 年 子どもたちの更なる安全・安心な教育環境を確保するため、小中学校のプール及びプールサイド並びに校舎屋上や校地内の外周部等について除染を実施。
また、保育所等においても同様の除染を実施。全ての小中学校及び保育所等で $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を下回る。
- ・平成 26 年 全ての小中学校で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回る。

◆スポーツ広場・観光施設等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施件数…………… 7 件（地上から 50 cm で $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 以上の広場）
- ・平成 24 年度実施件数……………13 件
- ・平成 25 年度実施件数……………3 件
- ・平成 26 年度実施件数……………10 件

◆公園等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施箇所数……………458 か所（地上から 50 cm で $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 以上の公園等）
- ・平成 24 年度実施箇所数……………203 か所（地上から 50 cm で $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 以下の公園等）
- ・平成 25 年度実施箇所数……………268 か所（地上から 50 cm で $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 以下の公園等）

◆一般住宅の除染

○実施内容

- ・平成 24 年度実施件数……………18,058 件
- ・平成 25 年度実施件数……………33,704 件
- ・平成 26 年度実施件数……………37,262 件
- ・平成 27 年度実施件数…………… 9,031 件
- ・平成 28 年度実施件数…………… 430 件

◆農地の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施面積…………… 45ha
- ・平成 24 年度実施面積…………… 789.5ha
- ・平成 25 年度実施面積…………… 782.9ha
- ・平成 26 年度実施面積…………… 653.7ha
- ・平成 27 年度実施面積……………1,386.4ha
- ・平成 28 年度実施面積…………… 898.3ha（完了）

◆道路の除染

- ・平成 24 年度実施延長…………… 2.6 k m
- ・平成 25 年度実施延長……………72.1 k m
- ・平成 26 年度実施延長……………138.1 k m
- ・平成 27 年度実施延長……………633.9 k m
- ・平成 28 年度実施延長……………1,983.4 k m
- ・平成 29 年度実施延長……………340.2 k m

◆ため池の除染

- ・平成 28～29 年度実施箇所…………… 5 箇所（荒池、酒蓋池、芳賀池、土布池 1 号、土布池 2 号）

◆除染に伴い発生した土壌等の保管

中間貯蔵施設に搬入するまでの間、除去土壌等の一時保管は次のとおりとし、保管にあたっては、国の「除染関係ガイドライン」等に基づき安全に管理します。

- ・道路・側溝等…………その地域にある公園・スポーツ広場等の市有地、仮置場
- ・住宅等……………宅地内

【仮置場】

設置場所	保管形態	搬入対象	搬入状況
日和田町高倉地内	地上保管	高倉地区の道路除染 県農業総合センターの駐車場除染	平成27年2月搬入完了
西田町鬼生田地内(1区)	地上保管	鬼生田1区内の住宅・道路除染	平成 29 年 7 月搬入完了
西田町鬼生田地内(2区)	地上保管	鬼生田2区内の住宅・道路除染	平成 29 年 7 月搬入完了
西田町板橋地内	地上保管	板橋地区内の住宅・道路除染	平成 29 年 7 月搬入完了
西田町高柴地内	地上保管	高柴地区内の住宅・道路除染	平成 29 年 7 月搬入完了
西田町木村地内	地上保管	木村・三町目地区内の住宅 ・道路除染	平成 30 年 12 月搬入完了 予定
西田町大田地内	地上保管	大田地区内の住宅・道路除染	平成 29 年 10 月搬入完了
安積町成田地内	地上保管	安積町の道路除染 県林業研究センターの除染	平成 29 年 7 月搬入完了
三穂田町鍋山地内	地上保管	鍋山地区内の住宅・道路除染	平成 29 年 11 月搬入完了

◆除去土壌等の搬出及び輸送

市内各所に保管されている除去土壌等を、環境省が行う中間貯蔵施設への輸送の拠点である積込場へ搬出する。

また、環境省において積込場に集積された除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送する。

（搬出量及び輸送量（ m^3 ）：フレキシブルコンテナ 1 袋の体積を 1 m^3 として換算した数値。）

特集 郡山市の放射線対策

【平成 27（2015）年度】

< 搬 出 >

施設名	搬出量	備 考
薫小学校 外 2 校	1,610 m ³	パイロット輸送
開成山水泳場 外 1 施設	2,803 m ³	

< 輸 送 >

平成 27 年度輸送量	1,610 m ³	
-------------	----------------------	--

【平成 28（2016）年度】

< 搬 出 >

①小中学校

施設名	搬出量	備 考
西田中学校 外 11 校	5,981 m ³	

②保育所・幼稚園等

施設名	搬出量	備 考
喜久田保育所 外 119 施設	6,359 m ³	

③ーア 一般住宅等（平成 28 年 12 月 28 日契約）

履行場所	搬出量	備 考
西田町高柴字北ノ前 地内 外	1,784 m ³	

③ーイ 一般住宅等（平成 29 年 3 月 8 日契約）

履行場所	搬出量	備 考
田村町字手代木、守山 地内 外	56,786 m ³	

< 輸 送 >

平成 28 年度輸送量	5,338 m ³	
平成 27～28 年度総輸送量	6,948 m ³	

【平成 29（2017）年度】

< 搬 出 >

①小中学校

（第 1 ブロック）

施設名	搬出量	備 考
橘小学校 外 10 校	5,657 m ³	

（第 2 ブロック）

施設名	搬出量	備 考
朝日が丘小学校 外 14 校	8,582 m ³	

(第3ブロック)

施設名	搬出量	備 考
郡山第七中学校 外 15 校	10,313 m ³	

②ーア 一般住宅等（平成 29 年 5 月 29 日契約）

履行場所	搬出量	備 考
西田町大田 地内	6,732 m ³	

②ーイ 一般住宅等（平成 29 年 11 月 9 日契約）

履行場所	搬出量	備 考
久留米一～六丁目地内（住宅除染 4-4 工区、5-2 工区一部） 外	57,874 m ³	

< 輸 送 >

平成 29 年度輸送量	47,861 m ³	
平成 27～29 年度総輸送量	54,809 m ³	

◆除染情報ステーションの設置

大型タッチパネルを用いて、除染による空間放射線量率の低減や除去土壌等の搬出・輸送等の流れについて分かりやすく解説するほか、放射線量測定器の展示をして「除染情報ステーション」を開設しています。

- ・ 供用開始日：平成 26 年 2 月 3 日（月）
- ・ 設 置 場 所：本庁舎 1 階 市民ホール内



(2) 郡山市の放射線量モニタリングと食の安全に関する取り組み

◆身の回りの放射線量測定・測定機器の貸出

○実施内容

- ・サーベイメータの配備・・・行政センター及び方部町内会連合会を通して貸出しを希望する町内会に配付
- ・個人へのサーベイメータの貸出し・・・貸出し件数 12,385 件

◆食品の安全確保

○実施内容

- ・自家消費野菜等放射能検査・・・・・・・・平成 29 年度測定件数 2,975 件
- ・保健所における流通加工食品の放射性物質検査・・・・平成 29 年度検査件数 983 件
- ・米の全量全袋検査・・・・・・・・平成 29 年度検査件数 1,250,348 袋
(検査実施主体は福島さくら農業協同組合など)

(3) 郡山市の放射線からの健康管理に関する取り組み

◆ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

○実施内容

- 平成 30 年 3 月末までに、延べ 169,442 人の検査を実施し、その結果は、生涯に受ける放射線量が全員 1 ミリシーベルト未満でありました。
- ・平成 29 年度受検者 7,255 人

◆郡山市震災後子どものケアプロジェクト

平成 23 年 3 月 29 日に郡山医師会など関係団体と連携して、「郡山市震災後子どもの心のケアプロジェクト」を立ち上げ、子どもたちの心や体のケアに取り組みました。また、平成 24 年 8 月 11 日に名称を「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」に変更するとともに、組織体制の強化を図りました。

○実施内容

- ・子どもたちの生活状況を把握し、健やかな育ちを見守る各種事業の基礎資料とする「運動や食事についてのアンケート調査」の実施
- ・保護者や保育士等の子どもに関する悩みを聴く「心のケア相談会」の開催
- ・保育士や幼稚園教諭等を対象とした「運動実技講演会及び研修会」の開催
- ・子どもの情操的発達を促す「絵本の読み聞かせ」の開催

◆のびのび！親子体験事業【平成 24 年度～平成 27 年度】

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、屋外での活動が制限されている子どもたちが、元気な笑顔を取り戻すとともに、親子の絆を深め、友情の輪を広げるため、放射線量が低く、恵まれた自然環境を有している湖南地区において、親子による宿泊体験活動を実施しました。

- ・対象：小・中学生とその保護者や少年団体等
 - 平成 24 年度参加者 4,254 人
 - 平成 25 年度参加者 3,874 人
 - 平成 26 年度参加者 3,380 人
 - 平成 27 年度参加者 4,505 人
- ・内容：(1) 少年湖畔の村の無料開放（日帰り・宿泊問わず）
(2) 体験プログラムの実施（バスツアー・登山・サイクリング・花火&キャンプファイアー等）

◆わくわく！ 湖南移動教室【平成 24 年度～平成 26 年度】

恵まれた自然環境を有している湖南地区において、地域のボランティア団体の方々より支援をいただきながら、すべての小学校が教育課程に位置付けた環境学習や体験学習を行うことにより、ふるさと郡山のよさを発見するとともに心身のリフレッシュを図りました。

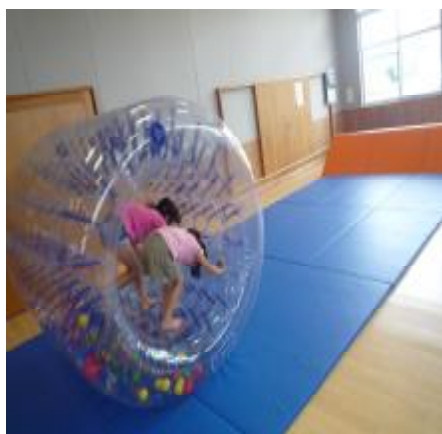
○活動内容

- ・対象……………平成 24 年度、平成 25 年度は市立 58 小学校の全児童
 平成 24 年度参加児童 17,670 人
 平成 25 年度参加児童 17,307 人
 平成 26 年度は市立 58 小学校の 1 学年から 3 学年の児童
 平成 26 年度参加児童 9,140 人
- ・内容……………旧月形小学校及び少年湖畔の村を拠点に、各学校が発達段階に応じて計画した環境学習や体験活動を行う。(麓山登山、郡山布引風の高原散策、風力発電見学、水生生物調査、民話学習、民具の見学、木工工作、ひまわりの種まき等)

◆「みんなでジャンプ！ 遊びの広場」事業(大型遊具の巡回)

子どもたちの運動不足やストレスの解消につなげるため、思いきり体を動かし室内遊びができる大型遊具を巡回により公共施設に設置し、子どもたちの心と体のリフレッシュを図りました。

- ・開催回数等……平成 23 年度 延べ 5 施設 32 日間 利用者数 4,217 人
 平成 24 年度 延べ 19 施設 150 日間 利用者数 9,910 人
 平成 25 年度 延べ 20 施設 140 日間 利用者数 10,570 人
 平成 26 年度 延べ 20 施設 140 日間 利用者数 9,463 人
 平成 27 年度 延べ 19 施設 139 日間 利用者数 9,028 人
 平成 28 年度 延べ 20 施設 138 日間 利用者数 11,609 人
 平成 29 年度 延べ 10 施設 70 日間 利用者数 6,428 人



(4) 市内空間線量の推移(平成 23 年 3 月 29 日～平成 30 年 3 月 31 日)

測定場所	平成 23 年 3 月 29 日	平成 30 年 3 月 31 日	減少割合
郡山合同庁舎	2.59 μ Sv/h	0.09 μ Sv/h	96.5 %
郡山市役所	2.57 μ Sv/h	0.15 μ Sv/h	94.2 %
福島県農業総合センター	2.78 μ Sv/h	0.13 μ Sv/h	95.3 %
逢瀬行政センター	1.10 μ Sv/h	0.09 μ Sv/h	91.8 %
田母神小学校	0.40 μ Sv/h	0.08 μ Sv/h	80.0 %

郡山市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

温室効果ガス排出状況 （平成 30 年度版）

◇ 本報告書は、データの入手可能な最新年度の平成 27 年度の内容になっております。

◆各温室効果ガスの排出量についての評価について

○	ほぼ計画どおり推進している。
△	計画より遅れている。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

（1）郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進することで、本市を低炭素社会へと転換するとともに、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に貢献することを目的としています。また、エネルギー消費の少ない低炭素社会への転換を図るための方向性を示し、中期における温室効果ガス削減目標や本市の地域特性を活かした対策、市民・事業者・行政の各主体における削減目標達成に向けた具体的な取り組み等について定めた計画であり、「郡山市第二次環境基本計画」の地球温暖化対策に関する個別計画です。

（2）計画の期間と目標

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、温室効果ガス排出量を基準年度（平成 19（2007）年度）比で 25%削減することを目標とするものであり、平成 23（2011）年度を初年度とし、2020 年度を目標年度としています。

（3）計画の対象とする温室効果ガス

本市から排出される温室効果ガス排出量の算定対象とするのは、京都議定書及び温対法で対象としている以下の 6 種類としています。

◇対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		概要
二酸化炭素（CO ₂ ）		化石燃料の燃焼等に伴い発生するもの。
メタン（CH ₄ ）		水田や家畜の腸内発酵、廃棄物処理等から発生するもの。
一酸化二窒素（N ₂ O）		耕地への化学肥料の施肥や、廃棄物処理等から発生するもの。
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	冷蔵庫・エアコン等の冷媒や、スプレー等を使用されるもの。
	パーフルオロカーボン（PFC）	半導体洗浄や溶剤等を使用されるもの。
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	半導体製造や電気絶縁ガスとして使用されるもの。

（4）計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市全域としています。ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、対策によっては、周辺自治体、福島県、国との連携を図ります。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

郡山市における温室効果ガス排出量(平成27年度)

単位 千t-CO₂

温室効果ガスの種類、排出部門		平成 19 年度	平成 27 年度	平成 19 年度比	評価
温室効果ガス総量		3,383.7	2,906.3	-14.1%	○
二酸化炭素 (CO ₂)		3,253.5	2,765.7	-15.0%	○
エネルギー起源二酸化炭素		3,210.1	2,705.7	-15.7%	○
(内訳)	産業部門	1,471.5	815.0	-44.6%	○
	建設業・鉱業	(25.7)	(51.0)	+98.5%	△
	製造業	(1,416.9)	(757.0)	-46.6%	○
	農林水産業	(28.9)	(7.0)	-75.8%	○
民生家庭部門		465.7	514.9	+10.6%	△
民生業務部門		574.8	670.2	+16.6%	△
(内訳)	運輸部門	698.1	705.6	+1.1%	△
	自動車（乗用）	(320.5)	(315.3)	-1.6%	○
	自動車（貨物）	(355.7)	(364.3)	+2.4%	△
	鉄道	(21.9)	(26.0)	+18.8%	△
廃棄物起源二酸化炭素		43.4	60.0	+38.1%	△
メタン (CH ₄)		44.6	34.1	-23.6%	○
(内訳)	廃棄物部門	(1.7)	(1.8)	+3.7%	△
	農業部門	(42.9)	(32.3)	-24.7%	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)		12.7	9.5	-25.2%	○
(内訳)	廃棄物部門	(4.4)	(4.7)	+7.9%	△
	農業部門	(8.4)	(4.8)	-42.5%	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		40.2	85.3	+112.1%	△
パーフルオロカーボン (PFC)		19.4	7.2	-63.0%	○
六フッ化硫黄 (SF ₆)		13.3	4.6	-65.4%	○

※四捨五入の関係で合計値と内訳の合算値が異なるものがあります。

※統計等の資料で平成 26 年度の値が確認できないものに関しては、確認できる最新のものを使用しています。

※平成 25 年度以降の「製造業」及び「民生家庭部門」の算定には、従来の方法で算定することができないため、環境省の「積上法による排出量算定支援ツール」等を用いています。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

郡山市の温室効果ガス排出量(平成 27 年度参考値)

○平成 27 年度の総排出量は 2,906 千 t-CO₂（前年度比-7.4%、平成 19 年度比-14.1%）

※平成 26 年度及び平成 27 年度の産業部門の温室効果ガス排出量については、環境省の「積上法による排出量算定支援ツール」を用いた算出ができないため、参考値として、環境省 HP で公表されている「市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」により算出しています。

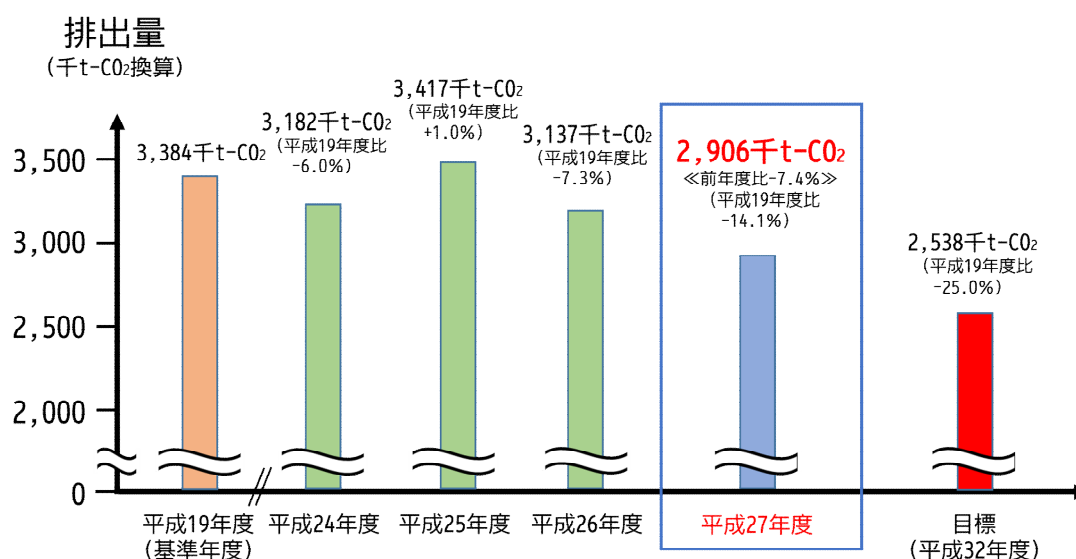


図 郡山市の温室効果ガス排出量の推移

部門別排出量の推移

1 二酸化炭素

- | | |
|------------|--|
| (1) 産業部門 | 排出量は 815.0 千 t-CO ₂ であり、平成 19 年度比で約 44.6% 減少しました。 |
| (2) 民生家庭部門 | 排出量は 514.9 千 t-CO ₂ であり、平成 19 年度比で約 10.6% 増加しました。 |
| (3) 民生業務部門 | 排出量は 670.2 千 t-CO ₂ であり、平成 19 年度比で約 16.6% 増加しました。 |
| (4) 運輸部門 | 排出量は 705.6 千 t-CO ₂ であり、平成 19 年度比で約 1.1% 増加しました。 |
| (5) 廃棄物起源 | 排出量は 60.0 千 t-CO ₂ であり、平成 19 年度比で約 38.1% 増加しました。 |

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2 メタン

排出量は 34.1 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 23.6%減少しました。

3 一酸化二窒素

排出量は 9.5 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 25.2%減少しました。

4 ハイドロフルオロカーボン

排出量は 85.3 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 112.1%増加しました。

5 パーフルオロカーボン

排出量は 7.2 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 63.0%減少しました。

6 六フッ化硫黄

排出量は 4.6 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 65.4%減少しました。

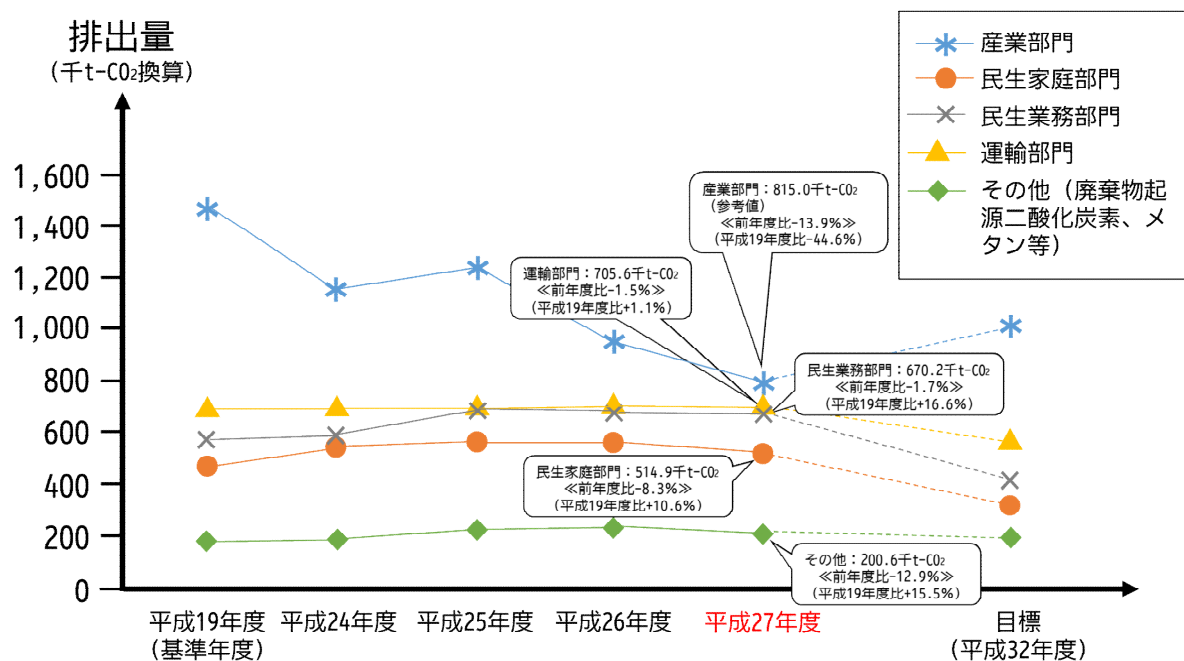
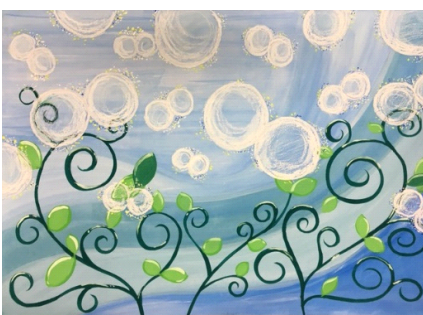
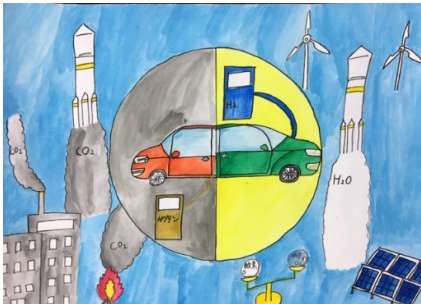
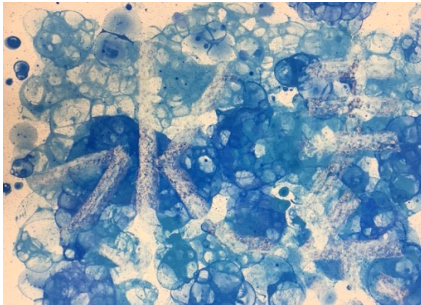


図 郡山市の部門別温室効果ガス排出量の推移

Pickup

水素イメージアート作品

これからの社会を担う小中学生の皆さんから、次世代のエネルギーとして期待されている『水素』について、より身近に感じていただくことを目的に、『水素』を自由に発想、表現した絵画を募集し、市長賞、最優秀賞の作品を郡山市水素ステーション（28 ページ参照）施設内へ掲示しています。

	
【市長賞】桃見台小学校 6 年 近藤さん	【市長賞】郡山第五中学校 3 年 伊能さん
	
【最優秀賞】桃見台小学校 6 年 小野さん	【最優秀賞】郡山第五中学校 1 年 宮下さん
	
【優秀賞】桃見台小学校 5 年 細野さん	【優秀賞】郡山第五中学校 3 年 加藤さん

水素イメージアート優秀作品

郡山市エネルギービジョン

再生可能エネルギー等導入状況報告
(平成 30 年度版)

郡山市エネルギービジョンの概要

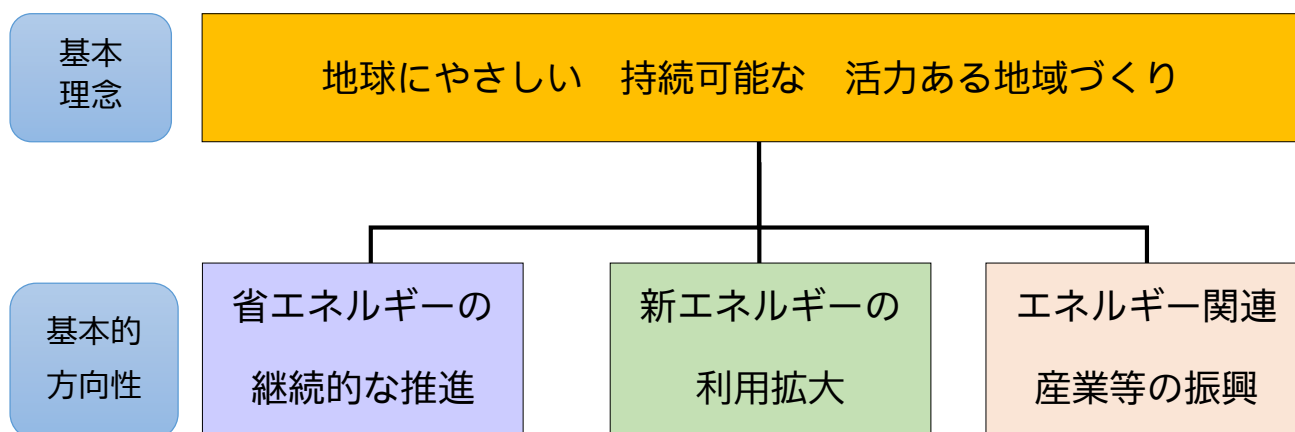
(1) 郡山市エネルギービジョンとは

エネルギーを取り巻く現状を踏まえ、市内の技術や資源を有効に活用し、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入に取り組むとともに、エネルギー関連産業の振興を図り、持続可能なエネルギーの利用を目指すための指針を示すものです。

(2) ビジョンの推進期間と目標

「郡山市エネルギービジョン」の推進期間は平成 2015 年度から 2020 年度までとします。
そして、推進期間の最終年度である 2020 年度までに、市内の電力消費量を 2011 年度比で 20% 削減し、再生可能エネルギー等導入割合を、2020 年度の省エネ効果を加味した電力消費量の約 30% とすることを目標としています。

(3) 取り組みの方向性



< 基本的方向性に基づく 7 つの「重点プロジェクト」 >

- 1 公共施設のスマートオフィス化
- 2 家庭・事業所の更なる省エネ化へ向けた支援
- 3 ICT を活用した効率的なエネルギー消費
- 4 新エネルギーの更なる導入
- 5 エネルギー関連産業を活用した地域活性化
- 6 エネルギー関連技術の発信
- 7 産・学・金・産総研・官の連携

郡山市内における再生可能エネルギー等導入量(平成 29 年度)

郡山市内の再生可能エネルギー等導入量は、2011 年度比で 61,782 千 k Wh 増加しました。
これは、約 33,671 t 相当^(注)の二酸化炭素削減効果があります。

(注)東北電力の排出原単位(平成 28(2016)年度実績) 0.545kg-CO₂/k Wh をもとに算定。
排出原単位は確認できる最新の数値を使用しました。

(単位：千 k Wh)

エネルギーの種類	平成 23 (2011) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
太陽光発電	19,238	43,465	60,519	64,066	74,648
水力発電	54,912	54,912	54,912	54,912	54,912
風力発電	115,670	116,035	116,035	116,035	116,035
バイオマス発電	20,105	21,745	20,571	21,220	26,112
再生可能エネルギーによる 発電量(A)	209,925	236,157	252,037	256,233	271,707
郡山市の電力消費量(B)	1,345,033	1,090,977	1,050,364	—	—
郡山市の電力消費量に占める 再生可能エネルギー導入量の 割合(A/B×100)	16 %	22%	24%	—	—

※ 固定価格買取制度による設備認定を受けている設備認定容量などを参考に推計しています。

※ 郡山市の電力消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」を基に算出しています。
平成 29(2017)年度の「郡山市の電力消費量」及び「郡山市の電力消費量に占める再生可能エネルギー導入量の割合」は、平成 29(2017)年度の「都道府県別エネルギー消費統計」が公表されてから算定します。

なお、平成 27(2015)年度の郡山市の電力消費量については暫定値となります。

郡山市エネルギービジョン

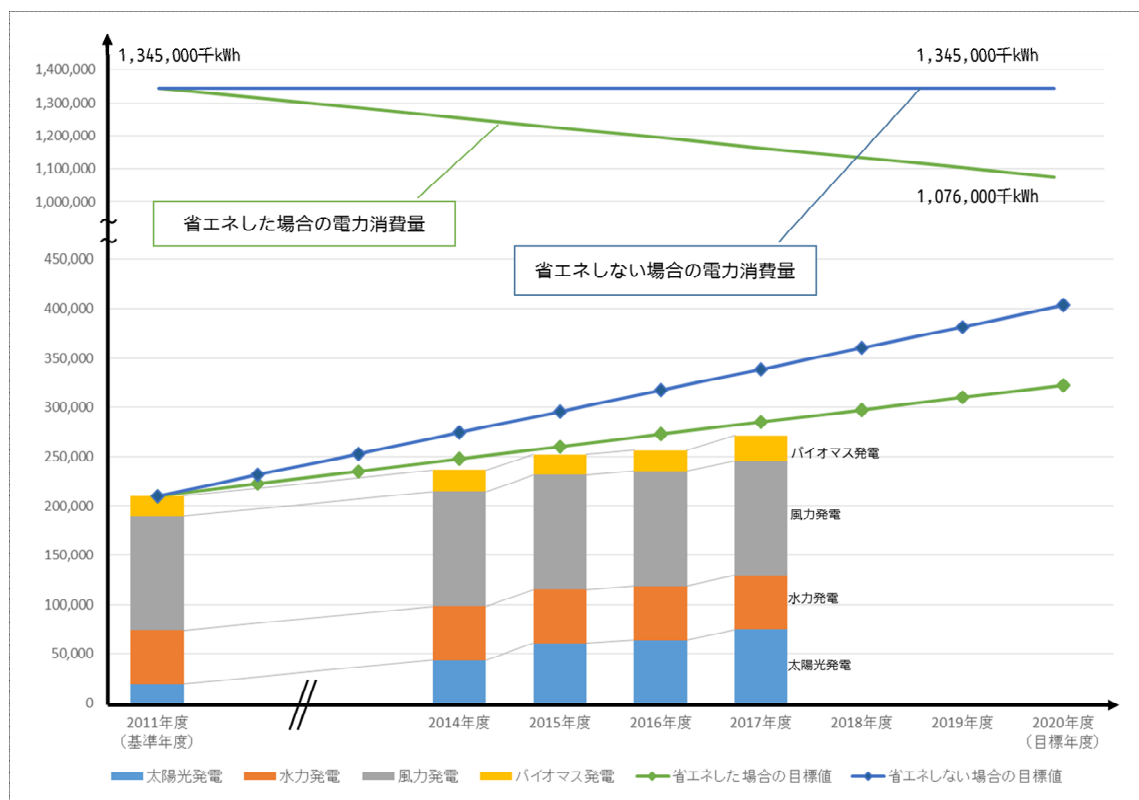


図 郡山市内における再生可能エネルギー等導入量の推移

太陽光発電

太陽光発電は、平成 24（2012）年 7 月から開始した固定価格買取制度（FIT）や市・県による導入支援制度により導入量が急速に拡大しました。

しかし、固定価格買取制度（FIT）による買取価格の低下に伴い、年々導入量が低くなっていることから、蓄電池との組み合わせによるエネルギーの地産地消についても啓発してまいります。

水力発電

水力発電は、ほぼ横ばいです。2020 年 1 月に安積疏水の水路と減勢槽との標高差を利用した小水力発電事業を予定していることから、今後も水力発電の導入が可能な地域の情報収集に努め、市域への更なる導入を目指します。

風力発電

風力発電は、ほぼ横ばいです。設置には鳥類をはじめとした生態系への影響、騒音を配慮した周辺環境など、環境アセスメント（環境影響評価）に多くの時間を要することが導入が進まない要因と考えられます。なお、現在、3事業者において環境アセスメント（環境影響評価）を実施しています。

バイオマス発電

バイオマス発電による発電量は、ほぼ横ばいです。導入には、原料の収集方法や原料確保に応じた施設規模など、様々な課題解決が必要となります。

今後は、これら課題解決に向けて福島県との連携を図るとともに、民間事業者への導入を支援してまいります。

地中熱利用(温度差熱利用)

地中熱利用は、日本大学工学部を中心に実用化に向けた研究が湖南町の旧赤津小学校において進められています。普及が進めば省エネルギーに大きく貢献するものと考えられますので、今後も導入に向けた啓発を継続してまいります。

その他(水素利用等)

水素は、高エネルギー効率、低環境負荷であるなど、将来の二次エネルギーの中心的な役割を担うものと期待されており、本市においても平成 29（2017）年6月に再生可能エネルギーで水素を発生させる県内初の水素ステーション（SHS）を郡山市役所内に設置するとともに、燃料電池自動車（FCV）も併せて導入しました。しかし、水素利活用に向けた取り組みは始まったばかりであり、水素の有用性や安全性等について認識が低いと思われることから、今後も各種イベントで水素利活用について継続的に啓発活動を行ってまいります。

平成２９年度郡山市の環境施策等に対する意見について

平成 31 年 2 月 21 日
郡山市環境審議会

「郡山市第二次環境基本計画」、「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「郡山市エネルギービジョン」における各種事業や施策の進捗状況等に対する意見は以下のとおりです。

（１）環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業について

「環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業」は、市役所も一事業者として率先して環境負荷の低減に努めるための取り組みであるが、昨年度の実績と目標値に対する評価がわかりにくいため、具体的な値を標記し、わかりやすい内容に修正していただきたい。

（２）リサイクル率について

集団資源回収量は年々減少しているが、近年では商業施設等による資源物の店頭回収が進んでいることから、民間事業者と連携して市内のリサイクル率向上に向けた取り組みを進めていただきたい。

（４）小中学校の環境活動について

環境指標の一つである「こどもエコクラブの登録者数」については、少ない状況が続いているが、近年では学校全体で環境学習を行っているところが多い。積極的に環境活動を行っている学校もあることから、福島県の「福島議定書事業」に参加している小中学校の成果等についても追記していただきたい。

（５）再掲の標記について

再掲の標記が多く、全体を通してわかりにくいため、内容の見直しを検討していただきたい。

（６）環境指標について

「郡山市第三次環境基本計画」にも継続して採用する環境指標は、その旨を追記していただきたい。

郡山市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第8条・第9条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第10条―第25条）

附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に

密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、

農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。

- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

資 料

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
(資源の循環的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。
(森林及び緑地の保全及び創造)

第16条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(水環境の保全及び創造)

第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(良好な景観の形成等)

第18条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第19条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
(民間団体等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
(調査研究の実施)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。
(監視等の体制の整備等)

第23条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

用語の解説

地球温暖化

18 世紀後半の産業革命以降、経済活動の発展などにより温室効果ガスが増加し、地球の気温が急激に上昇する現象のことで、異常気象の多発、海水面の上昇、食糧不足、伝染病の流行や生態系への影響などが懸念されており、現在、人類が抱える諸問題の中でも特に大きな問題となっています。2100 年までに最大 6.4℃ 上昇することが予測されています。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。適度な温室効果により、地球の平均気温は約 15℃ に保たれています。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 ガスが削減対象となっています。

二酸化炭素排出係数

電気やガスなどを単位量使用した場合にどの程度二酸化炭素が排出されるかを数値化したもの。各項目の使用量（電気：kWh、ガス：m³など）に排出係数を掛けると実際に排出された二酸化炭素の量が算出されます。

【参考】二酸化炭素排出係数

項目	二酸化炭素排出係数	単位
電気	0.556※	[kg-CO ₂ /kWh]
都市ガス	2.23	[kg-CO ₂ /Nm ³]
プロパンガス	3.00	[kg-CO ₂ /kg]
灯油	2.49	[kg-CO ₂ /L]
ガソリン	2.32	[kg-CO ₂ /L]
軽油	2.58	[kg-CO ₂ /L]

※電気事業者別排出係数(平成 27 年度実績)の東北電力(株)の値

酸性雨

石炭や石油等の化石燃料の燃焼に伴って、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出されることにより、これらの物質が雲に取り込まれて複雑な化学変化を繰り返して、強い酸性を示す降雨または乾いた粒子状物質として降下する現象をいいます。これによって、石造建築物の溶解、湖沼や井戸水の酸性化等や森林、農作物の枯死等の被害を受けます。ちなみに水素イオン濃度（pH）が 5.6 以下を酸性雨とよびます。

環境基準

環境基本法に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準のことで、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて基準が設定されています。

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）

海や湖沼の汚れの度合いを示す数値。水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に分解したときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

河川などの汚れの度合いを示す数値。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

75%値

水質調査の測定値を値の低い順に並べ、低いほうから数えて 75% 目の値。市の水質調査の場合には、月 1 回ずつ年 12 回の調査を行っているため、12 回の測定値のうち値の低いほうから数えて 9 番目の値となります。（ $9/12=75\%$ ）

特定事業場

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等で定められています。人の健康や生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質を排出する施設、あるいは、騒音や振動を発生する施設を設置する工場又は事業場を指します。

全窒素

水中に含まれる窒素化合物の窒素の総量。過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こし、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つです。

全りん

水中に含まれる「りん化合物」の「りん」の総量。全窒素同様、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つで、過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こします。

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥などの汚物又は不用として廃棄される物。事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、建設業にかかる木くず、コンクリートくず、食品製造業に係る原料由来の不用物など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令で規定されているものを産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を、一般廃棄物といいます。

公害

環境基本法では、公害とは、事業活動などに伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。これらは、「典型 7 公害」といわれています。

用語の解説

硫黄酸化物（SO_x）

二酸化硫黄(SO₂)や三酸化硫黄(SO₃)など、硫黄の酸化物の総称で、ソックス・SO_xともいいます。硫黄分が含まれる石油や石炭など化石燃料の燃焼の際に発生します。大気中の水分と結合して強い酸性を示し、大気汚染、酸性雨の原因となります。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO₂)など、窒素の酸化物の総称。高温燃焼時に、空気中の窒素が酸化され、一酸化窒素が発生し、大気中でさらに酸化され、二酸化窒素になります。人の健康に悪影響を与える恐れがあり、光化学オキシダントや酸性雨の原因ともなります。

光化学オキシダント

工場、自動車などからの窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線（紫外線）の作用により光化学反応し、二次的に生成される酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害のほか、農作物など植物へも影響を与えます。この光化学オキシダントが局所的に集中して、白くもやがかかったような状態になることがあり、これを光化学スモッグと呼んでいます。

浮遊粒子状物質（SPM : Suspended Particulate Matter）

空気中を漂う直径10 μm（マイクロメートル）以下の粒子のことで、主なものに砂ぼこりや工場から排出されるばいじん等があり、最近ではディーゼル自動車の排ガスに含まれる黒鉛、硫黄酸化物等がぜんそくの原因になっているといわれています。

一酸化炭素（CO）

不完全燃焼の際、発生する無色無臭の気体で、肺に吸い込まれると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害します。

等価騒音レベル（Leq）

等価騒音レベルは、一定時間内に測定した騒音をエネルギー量として平均した値であり、より現実的な評価手法として国際的にも採用されている新しい指標です。一般環境基準や道路に面する地域の環境基準については、従来、中央値（L50）で評価していましたが、現在は等価騒音レベル（Leq）に変更されています。

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類といいます。物質の燃焼時に発生し、人工物質としては最も強い毒性をもつ物質といわれています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB : Polychlorinated Biphenyl）

熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙、インキ等に用いられていましたが、PCBは難分解性で生体に蓄積するため、昭和45年の「カネミ油症事件」の原因物質と確定されました。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められています。

単位

ppm（ピー・ピー・エム）

100 万分率のことで、ある量が 100 万分のいくつかであるかを表す単位です。

ppmC（ピー・ピー・エム・シー）

炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。

mg（ミリグラム）

重さの単位で、1,000 分の 1 グラムを表します。

μg（マイクログラム）

重さの単位で、100 万分の 1 グラムを表します。

ng（ナノグラム）

重さの単位で、10 億分の 1 グラムを表します。

pg（ピコグラム）

重さの単位で、1 兆分の 1 グラムを表します。

M（メガ）

100 万倍を表す単位です。

G（ギガ）

10 億倍を表す単位です。

T（テラ）

1 兆倍を表す単位です。

dB（デシベル）

音圧や音の強さを表す単位です。

【参考】騒音の大きさ

騒音レベル	大きさの例
120 dB	ジェット機のエンジン付近、ロックバンド演奏(3m)
110 dB	自動車のクラクション(2m)、リベット打ち
100 dB	電車のガード下、オーケストラ演奏
90 dB	地下鉄内、騒々しい工場内
80 dB	電車の車内
70 dB	電話のベル、騒々しい事務所内
60 dB	日常の会話、静かな自動車内
50 dB	静かな事務所内
40 dB	図書館、郊外の夜間
30 dB	ささやき声

平成 30 年度版 郡山市の環境

平成 31 年 3 月

発行：郡山市 生活環境部 生活環境課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL：024-924-2731 FAX：024-935-6790

E-mail：seikatukankyou@city.koriyama.fukushima.jp

URL：<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

印刷：郡山市総務部総務法務課

楽都 郡山

東北のウィーン